

壮警町告示第7号

令和4年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月25日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和4年3月10日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- （2）専決処分の承認を求めることについて
- （3）壮警町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- （4）壮警町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- （5）壮警町の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （6）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （7）議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （8）一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （9）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （10）壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- （11）令和3年度壮警町一般会計補正予算（第14号）について
- （12）令和3年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- （13）令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- （14）令和3年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- （15）令和4年度壮警町一般会計予算について
- （16）令和4年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
- （17）令和4年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について

- (18) 令和4年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- (19) 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- (20) 令和4年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忞 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和４年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第１号）

令和４年３月１０日（木曜日） 午前１０時００分開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定について
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 ６ 一般質問

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和４年壮瞥町議会第１回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
７番 毛利 爾君 ８番 森 太郎君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月１８日までの９日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から３月１８日までの９日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第３、諸般の報告を行います。
議会一般、総務常任委員会等所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果
報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきまして
は、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案２０件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和３年第４回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第４回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種状況等についてご報告申し上げます。まず、感染状況についてであります。道内の新規感染者数は令和４年に入ってから急速に拡大を続け、２月上旬には４,０００人を超える日もあるなど全道的に猛威を振るい、全道を対象にまん延防止等重点措置の適用がされたところでもあります。こうした状況の中、本町においても新規感染者が相次いで確認されたところでありました。最近では、ピークを過ぎた可能性があるとの見解もあるものの、依然として全道各地で感染者が確認される状況が続いておりますので、町民の皆様におかれましては引き続き気を緩めることなく、マスクの着用をはじめ手指の消毒やうがいなど基本的な感染予防対策の徹底にご協力をお願いしているところであります。

次に、ワクチン接種の状況についてであります。町では３回目のワクチン接種について医療従事者の接種を進めるとともに、６５歳以上の方の集団接種については２月４日から週２回の日程で進めているところであります。また、６４歳以下の方については、現在順次接種券を送付しておりますが、医療機関の協力により週３回接種に日程を拡充し、４月中旬から５月中旬までの予定で行うこととしております。さらに、５歳から１１歳の小児については、既に対象となる方に個別に通知をしているところでありますが、伊達市と連携して３月から伊達市内の小児科医院で個別に接種可能となっております。町としましては、ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と重症化予防を図る上で大変重要な対策であると考えており、引き続き町民の皆様が円滑に接種できるよう医療機関やその他の関係機関と連携し、取り組んでいく考えでありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、町営温泉の町民等限定措置の対応であります。北海道全域を対象としたまん延防止等重点措置の適用や本町内及び西胆振地域での新規感染者数の急増を踏まえ、町営温泉施設の利用者数を抑制するため、町民等に限定する措置を講じたところでもありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、町内各学校における新型コロナウイルス感染症の新規感染者の確認に伴い、学年、学校閉鎖の対応を行いましたので、その状況についてご報告申し上げます。初めに、壮瞥高等学校についてであります。１月２７日に３年生１名の新規感染者が確認されたことから、１月２８日から１月３０日までの間３学年を学年閉鎖といたしました。また、その後も各学年に新規感染者が確認されましたので、１学年並びに２学年について１月２９日から２月４日までの間学年閉鎖としたところであります。次に、

壮瞥小学校についてであります。2月3日に1年生児童の新規感染者が確認されたことから、2月4日から2月8日までの間1学年を学年閉鎖としていましたが、その後2年生と4年生に新規感染者が確認されましたので、2月9日から2月13日までの間学校閉鎖としたところであります。町としましては、今後とも児童生徒が安全で安心して学校生活が送られるよう感染防止対策に万全を期してまいりますとともに、感染者が確認された場合は感染が拡大しないよう各学校と連携をして速やかに適切な措置を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、国、北海道が令和4年度に予定しております事業の概要について承知している内容をご報告申し上げます。国は、令和4年度予算編成に当たって新経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むことを基本的な指針としております。北海道開発においては、北海道の資源、特性を生かして我が国の発展と課題解決に寄与するため、第8期北海道総合開発計画に基づく諸施策に取り組むこととしております。このため、近年の自然災害の激甚化、頻発化により地域住民等の命と暮らしを守る防災、減災、国土強靱化のさらなる取組の推進が求められており、またポストコロナの新たなライフスタイルを見据え、成長と配分の好循環と分散型の国づくりに資するよう食と観光を担う北海道の生産空間の維持、発展を図ることとしております。こうした課題や要請に応えるため、令和4年度北海道開発予算は対前年度1.01倍の5,702億円で、令和3年度補正で前倒し計上した分を加えた16か月予算では総額7,253億円が配分されたところであります。

次に、令和4年度に国が町内で実施する予定の事業概要についてご報告申し上げます。一般国道453号蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狹隘区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的として事業が進められておりますが、本年3月中には蟠溪市街地の第2工区の全区間約800メートルの道路改良舗装工事の完成を迎えるところでございます。令和4年度は、蟠溪大橋から上久保内までの第3工区で（仮称）長流川橋の下部工事と道路改良工事を行う予定と承知しております。

次に、北海道が実施する予定の事業概要については、道道洞爺湖登別線のうち洞爺湖温泉、壮瞥温泉地区のサンパレス工区は令和4年度から約750メートルの道路改良舗装工事に着手し、おおむね完成する見込みと承知しております。また、同路線の弁景地区では継続事業として法面の吹きつけ法枠工の整備、オロフレ地区では防雪柵の整備工事を実施する予定であります。

次に、外環状線ではありますが、道道滝之町伊達線の道道立香南久保内線との交差点から伊達市志門気の区間においては令和4年度でおおむね道路改良舗装工事は完成し、令和5年度中には起終点の交差点切替え工事を完了させ、供用開始する予定であります。

次に、道道洞爺湖公園線は、昭和新山側の1区間で未整備となっております歩道の

整備を予算の範囲内で実施する予定であります。

河川事業では、幸内地区において長流川の浸食を防ぐための帯工等を行う予定であります。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による対策工事等により上久保内地区は安定しておりますが、幸内地区の変位は比較的少なくなっているものの融雪期や大雨時には変位が見られるなど、いまだ注視が必要な状況であります。今後も各関係機関の観測を継続しながら情報共有を図るとともに、連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が令和４年度において国及び北海道が予定しております事業等の概要であります。

壮瞥町内では、国及び北海道が行う多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路、河川、防災対策は、住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤でありますので、地域の実情に応じた整備についてより一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいる所存であります。

次に、スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰についてご報告申し上げます。昨年１２月１４日にスポーツ庁主催で令和３年度に創設されましたスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰の表彰式に出席してまいりました。このたびの表彰では、全国で３０自治体がスポーツの力を活用した継続的な取組が評価され、受賞となる中、道内からは壮瞥町をはじめ４つの自治体が受賞することになりました。壮瞥町につきましては、東京オリンピック大会に出場しましたフィンランド競歩チームの事前合宿受入れをはじめ、スポーツ庁の補助金を活用した地域スポーツコミッション設立、総合型地域スポーツクラブの取組などが評価されての受賞となったところであります。町としましては、今後ともスポーツによる人づくり、まちづくりに一層邁進し、スポーツによる地方創生に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との防災協定の締結についてご報告申し上げます。両社は、電力供給等を通じて本町の行政運営や住民生活に深く関わっており、大規模災害による停電発生時には相互に協力し、迅速かつ的確な対応により住民生活の早期安定を図る必要があることから、去る１月２０日、災害時の情報共有体制、停電復旧作業の支援、施設や敷地、資機材の提供などを定めた協定を締結したところであります。町としましては、今後も両社との連携を強化し、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、令和３年第４回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（長内伸一君） 日程第 5、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。
町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和 4 年第 1 回壮瞥町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と重点的に取り組む政策について申し上げます。

町長として町政を担わせていただき 2 年 10 か月が経過しました。

これまで、常に町民の皆様の幸せと壮瞥町の持続的な発展のために、健全な財政運営を最優先課題として、黒崎副町長、谷坂教育長、職員の皆さんと共に、まちづくりに全力で取り組んでまいりました。この間のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

本町は、人口減少と少子・高齢化や地域産業を支える担い手不足など、社会全体が直面する構造的な多くの課題に加えて、町財政収支の不均衡、さらには、新型コロナウイルス感染症という困難に直面しております。

私としましては、本町が将来に向かって、持続的に、そして、発展性を持って、安定した行政運営をできるよう、財政収支の不均衡の改善を最優先に掲げ、「第 5 次壮瞥町まちづくり総合計画」に基づいた、産業の振興や保健・福祉・子育て支援など各種施策の計画的な推進をはじめ、コロナ対策としては、ワクチン接種の円滑な実施や各種給付金の迅速かつ適切な交付等に努めるとともに、事業者の皆様の実業継続や経営安定対策、さらにはプレミアム付商品券の発行等、独自の経済対策を展開してきたところです。

町民の皆様と心をつなげて、この困難を乗り越え、先人が築き上げてきた壮瞥町を、次代を担う子供たちへ着実に継承していくため、

- ・公正・公平で、町民の皆様と共に歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、これからも、総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、全身全霊で取り組んでまいります。

本町の財政は、各年度の実質的な財政収支の指標である「実質単年度収支」が、平成 28 年度以降、3 年間で 3 億円以上の不均衡となっており、選挙公約として、「財政悪化の原因をさぐり、改善策を示し、基金減のない経営をめざす」ことを掲げたところです。

町政をお預かりし、見えてきた課題と改善に向けた取組についてご説明します。

平成 28 年度の決算では、「予算現額」に対し 1 億円の収入未済と、歳出では 2 億 4,500 万円の不用額があり、差引き 1 億 4,500 万円を次年度へ繰り越しましたが、実質単年度収支は、1 億 5,000 万円の収入不足で、1 億 1,000 万円を基金から取り崩すことによって、均衡を図っておりました。こうした状況は、平成 30 年度まで継続していました。

地方財政法では「地方公共団体は、合理的な基準によりその経費を算定し、必要か

つ最少の範囲で支出すること」、歳入は「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、予算に計上し、適実かつ厳正に、これを確保しなければならない」と規定されています。

この原則に立ち返り、予算の編成、査定の段階から、決算を見越した額を計上し、執行管理に当たっては、歳入の「確実な収入」、歳出では「充当可能な財源の調査と節減」を徹底するなど、執行状況を厳正に把握するように努めているところであります。

特に、「確実な収入」については、積極的な情報収集と、北海道等からの助言を得るなどして、国や道の施策の意図を的確に把握した補助金等の活用や充当可能財源の確保に努めるとともに、「企業版ふるさと納税」の受入れに必要な地域再生計画の策定など、総力を挙げて取り組んでいるところです。

副町長を陣頭指揮に、職員一丸となった取組で、収支不均衡は解消し、令和2年度決算では、5年ぶりに、基金残高を増加させることができました。

新年度から、本格的に推進する中学校等の整備に加え、総合的な定住促進策の展開には、健全な財政運営が不可欠で、さらなる改善に向け、取り組む所存です。

新年度の予算編成は、施策を計画的・戦略的に推進できるよう、全ての事務事業について、社会情勢の変化を踏まえ、施策の果たす役割や事業規模、財源措置等施策を構成する様々な要素を検証・評価するなど、厳正に査定を行い、編成したところです。

財政調整基金の繰入れは、令和3年度当初予算より1,000万円圧縮し、7,900万円です。

本町が、持続的に発展するために必要な施策を計画的に推進できる安定的な財政基盤の確立と、国や北海道等との連携の下、効果的な施策を適時適切に活用して、将来を見据えた本町の社会資本整備を推進してまいります。

第5次壮瞥町まちづくり総合計画の施策体系に基づき、新年度の主要な政策の展開の基本方向について申し上げます。

「元気な産業のまち」について申し上げます。

地域を持続・発展させていくためには、地域に安定した産業や雇用のあることが重要で、国においてもデジタルを活用した地方の活性化が位置づけられています。

基幹産業の一つである農業については、本町農業・農村が持続的に発展できるよう、将来を見据えた技術導入や生産基盤・体制の整備について、地域の実情を踏まえて計画的に進めていく必要があります。

このため、令和3年度から4年度の2か年で実施する国費事業の情報通信環境整備対策事業では、情報通信技術を活用した農業水利施設の管理の省力化やスマート農業の実装等について計画策定を進めるとともに、この中で、生産者をはじめ、関係機関の皆様と、ワークショップ等の開催を通して協議、検討するなどして、本町農業・農村の将来像のグランドデザインや必要な施策を方向づけしていく考えです。

農業従事者の減少、高齢化が進行する中で、経営感覚に優れた担い手の就農を促進

するため、雇用就農をはじめ、相談活動から研修・実習の受入れ、就農後の技術習得や経営管理能力の向上研修など、就農を支援する施策を展開するとともに、地域に即した体系的で実践的な担い手育成・確保対策の在り方を関係者と協議・検討してまいります。

久保内中学校跡地を活用した加工施設の整備については、計画的に事業が推進されるよう、必要な支援を行うとともに、農業者等の経営体質の強化に必要な機械・施設の整備等の取組を、国や北海道の施策を活用し、計画的に支援してまいります。

土づくりを通じた付加価値の高い農業生産を推進するため、堆肥センターにおける高品質堆肥の生産を継続するとともに、これまで実施してきた地力の維持・増進等に資する緑肥作物の導入や農業用廃プラスチックの適正処理に対する支援に、堆肥施用の取組に対する支援を加えた「持続的農業経営推進事業」を新たに創設します。

町営牧場については、牧場再編後の利活用の在り方を、引き続き、畜産振興の観点など、様々な方向性を持って議論を進めてまいります。

また、地域共同で農業・農村の多面的機能を支える農地や水路等の保全活動及び自然環境の保全に資する農業生産活動に対する支援を継続してまいります。

さらに、エゾシカを中心に農業生産活動等に影響を及ぼしている有害鳥獣被害対策については、関係団体などと協議・連携し、国の施策を効果的に活用した捕獲活動等の侵入防止対策を充実強化してまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の造成や資源の循環利用を進めるとともに、林道の維持管理に取り組んでまいります。

廃止鉱山に係る坑廃水の適正処理等の鉱害対策を継続し、環境保全を推進するとともに、内水面漁業の振興に取り組む洞爺湖漁業協同組合の漁網整備を、北海道の施策を活用し、洞爺湖町と共同で支援してまいります。

商工業については、近年、景気の低迷や人口減と購買力の町外流出、後継者不足等の顕在化する課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、来訪・来店者の減少や売上げの低迷が長期にわたるなど、深刻な状況となっております。

このため、「(仮称) 壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、町内での消費の喚起や、魅力ある商店づくりなど、本町商工業の振興に必要な新たな施策を、商工会等と検討してまいります。

また、事業者の経営安定や、事業継承など総合的な改善発達を図るため、商工会への補助を継続して行うとともに、住宅等のリフォーム支援や地域の農畜産物を活用した新たな「食」の開発、販路拡大の取組に対する支援を引き続き推進してまいります。

さらに、コロナ感染症の経済対策として、プレミアム付商品券の発行を行うとともに、町内の事業者や起業者の行う新規事業の開始や新分野の事業開始を支援する起業化促進補助金を拡充し、継続してまいります。

観光業の振興については、コロナ感染症の経済対策として、町独自に実施している、上下水道料金の免除や経営の持続化に向けた支援を継続するとともに、観光協会への補助や振興策への支援を継続してまいります。

昭和新山地区の再生については、具体的なビジョンの策定に向け取り組んでまいります。

洞爺湖園地の適正利用や「雪合戦」への支援を継続するとともに、指定管理者と協議、連携し、道の駅のさらなる活性化や各施設の適切な維持管理を行ってまいります。

ユネスコ世界ジオパークを構成する火山、湖など地域資源を活用した新たな魅力あるツアーの開発や、2023年に北海道で開催されるアドベンチャートラベルワールドサミットでの情報発信に向け、立地するホテルや団体と連携して取り組んでまいります。

ポストコロナを見据え、昨年、世界遺産に登録された縄文遺跡群などの資源を生かし、教育旅行などの積極的な誘致や誘客に向けて、国、北海道、近隣市町や関係団体等と連携して取り組んでまいります。

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

子供からお年寄りまで、生涯を通して学習を継続し、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するためにも重要です。

子供たちは、次代の町を築くかけがえのない存在であり、「地域の宝」です。

令和2年3月に制定した「壮瞥町子ども・子育て支援条例」や子育て支援計画に基づき、子育て世代が安心して出産し、育てることのできるまちづくりを進めるため、「子育て応援祝金」や「子育て応援ごみ袋配付事業」などを創設するとともに、「産後ケア」や「医療費無料化を高校生まで拡充」するなど、子育て支援の充実に取り組んでいるところです。

さらに、新年度においては、内閣府が「婚姻数の増加対策」の柱としている「結婚新生活支援事業費補助金」を活用し、新婚世帯の住居費や引っ越し等の費用など、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援するとともに、少子化対策を推進する所存です。

加えて、定住促進対策として、町が独自に実施している「持ち家住宅取得奨励金等」については、助成額の上限を拡充し、新築では最大100万円から200万円に、中古住宅取得でも最大50万円から100万円に引き上げ、子育て世代の住宅取得と町内居住を一層促進するとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに、中学生フィンランド国派遣の代替事業（道東派遣）や、保育所から小・中学校との接続、連携の強化に加え、最優先課題として取り組んできた町財政の収支改善の成果を踏まえ、整備後45年余が経過する壮瞥中学校の移転整備に取り組むなど、人づくりと望ましい教育環境づくりを推進する考えです。

このように、これまで本町が独自で取り組んできた施策、支援策を基盤として、住宅や教育環境整備も含め、地域の実情に合った総合的で体系的な施策を展開し、安心

して子育てができ、子育て世代が将来にわたって展望を持って、選択されるまちづくりを強力に推進してまいります。

胆振管内唯一の町立の農業高校である壮瞥高校は、平成26年度の学科転換により、一定の出願者数を確保しています。地域産業の担い手の育成・確保や産業振興に必要な技術・情報等の拠点として役割強化に取り組んでまいります。

東京2020オリンピックにおけるホストタウンの受入れ実績や、アウトドアスポーツツーリズムのコンテンツづくりの検討など、これまでの実践を生かし、スポーツを通じた地域づくりを推進してまいります。

次に、「健康と生きがいのあるまち」について申し上げます。

心身ともに健康で安心して、豊かな生活を送るためには、健康づくりと医療、介護、福祉、保健が連携した体制の維持、構築が重要です。

町内には、病院が2か所、歯科診療所が1か所あり、地域医療を担っていただいております。

特に、新型コロナワクチンの接種に当たっては、重要な役割を担っていただき、迅速かつ円滑な接種が図られたところです。

なお、医療法人交雄会そうべつ温泉病院におかれましては、昨年1月、町外移転に向けた手続を進めると表明されておりますが、これまでの打合せの中では、具体的なスケジュールは提示されておりませんので、今後は、さらに調整を密にして、移転後の在り方を含め、検討していく所存です。

社会福祉協議会や法人等と連携し、相談業務の充実や、各種サービスを継続するとともに、「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」などの委託や、高齢者世帯等の生活支援として「福祉灯油」を継続してまいります。

第4期障がい者計画などにに基づき、町内の社会福祉法人や作業所と連携し、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を、国や関係機関との連携の下で推進するとともに、適切にワクチン接種を推進してまいります。

加えて、健康寿命の延伸を図るため、保健センターを核とした健康づくり事業を推進するとともに、感染症対策に十分に留意しながら、各種検診を実施してまいります。

西胆振行政事務組合が運営する伊達火葬場の利用料の補助を継続するとともに、町の火葬場については、火葬と改葬の稼働の状況を踏まえ、廃止の年度を検討し、方向づけしていく考えです。

西いぶり広域連合が整備する新中間処理施設については、令和6年度の竣工に向け整備が進められておりますが、必要な負担を行ってまいります。

高齢者等の人材を活用する体制づくりなどを引き続き検討してまいります。

胆振線代替バスについては、バス購入や運行維持のため補助を継続するとともに、基金の減少に伴い、将来の運行の在り方を沿線自治体と協議してまいります。

また、本町独自のコミュニティ・タクシーの運行を継続してまいります。

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

活動的な火山、有珠山は、平成12年の噴火から22年を経過しています。また、近年、全国的に大規模な自然災害が頻発していることから、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要となっております。

噴火災害等発生時に迅速かつ確な対応ができるよう、北海道大学の退職者を防災学識アドバイザーとして新たに委嘱するとともに、国の施策を活用し、退職自衛官を地域防災マネジャーとして採用するなど危機管理体制の充実、強化を図ってまいります。

避難所備品の計画的な購入や、自主防災組織の組織化などに取り組むとともに、有識者や洞爺湖有珠火山マイスターをはじめ、関係機関と連携した研修会への参加や防災訓練を通して、災害に強い人づくり、地域づくりを推進する所存です。

災害に強い基盤整備としては、国道453号や道道各線の整備促進へ向けた要望を強化するとともに、道道洞爺湖登別線など工事施工に伴う水道施設の移設や、町道上立香第2線の道道昇格に伴う移管に向けた取組を推進してまいります。

町道滝之町中島1号線の整備や各路線の維持補修を継続し、新たな町道路線の整備に向けた検討を行うとともに、支障木の除却、道路照明の計画的なLED化や草刈り、除雪など道路、橋梁の適切な維持管理に努めてまいります。

老朽化している建部改良住宅の整備に向け、第2期壮瞥町定住促進公共施設有効活用計画に基づき、具体的な検討を行うとともに、町が管理する住宅の適切な維持、管理に努めてまいります。

生活や経済活動に欠かせないライフラインである簡易水道と集落排水事業等の安定的な運営に努めるとともに、仲洞爺地区の水道の安定供給に向けた調査を実施します。また、令和6年度の公会計制度の導入に向け、引き続き取り組んでまいります。

噴火の再来に備えるとともにテレワーク環境を構築するため、役場庁舎の電話交換機の更新に当たり、役場、情報館などの電話網を一括管理するクラウドPBX（電話交換機）を導入し、自治体デジタルトランスフォーメーションと災害に強い通信環境整備に取り組んでまいります。

次に、「地域を生かす基盤整備」について申し上げます。

有珠山との共生が宿命である本町にとって、各地域の歴史と特性を生かした地区整備の推進は重要です。

第4次まちづくり総合計画で位置づけがなされていた多くの項目が未着手となっており、結果として、滝之町地区以外の人口減少、限界集落化が進んだ現状を改善するため、財政状況を勘案し、計画的な施策の推進が必要とされております。

滝之町・立香地区については、町の中心地として買物がしやすい環境や、空き家・空き地の活用、良好な景観形成に向けた施策などを継続して検討するとともに、中学

校や建部改良住宅の整備に向け、具体的な検討を進めてまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、新たに整備された生産拠点を運営する事業者や、新たに移住された方も含め、地域の皆さんと協議、検討し、定住対策と公共施設の再編、活用に関する検討を進めてまいります。

また、温泉資源の効果的、持続的な活用を図るため、適切な管理方法や利活用の検討を進めるとともに、国道 453 号の蟠溪道路整備に併せたインフラの移転や町道関内蟠溪線の地滑り対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、保養所を整備された企業が、地域の特性を生かした地域振興に向けた構想の検討が進められており、事業者と連携し、必要な環境整備に向けた検討を行うとともに野営場の公衆トイレの建て替えを進めてまいります。

昭和新山地区については、再生に向けたビジョンを策定するため、地域の皆様や関係機関との調整を図りながら、魅力化と噴火災害に強い地域づくりに向け、具体的な検討を行ってまいります。

壮瞥温泉地区については、新たなホテルの建設が着手されたところであり、民間事業者の力を最大限生かせるよう必要な調整と支援を行うとともに、洞爺湖園地や湖面の安全で適正な管理、利用を図るため、環境整備を進めてまいります。

町内各地区に、新たな立地企業や移住した人材といった動きがあり、こうした「芽」と「力」を大切に、町民の皆様と英知を結集し、まちづくりを進めてまいります。

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

今国会の施政方針演説で、「成長戦略の柱として、デジタルを活用した地方の活性化」を掲げ、「新しい資本主義の主役は地方で、地方から全国へと、ボトムアップでの成長を実現する」と述べられており、こうした方針を踏まえた施策の展開が重要です。

国費事業の採択を受けて本年度に計画を策定する「情報通信環境整備対策事業」などデジタルを活用した地域づくりをはじめ、町内全域の高速通信環境などを最大限生かし、企業やサテライトオフィスの誘致に取り組んでまいります。

「移住定住・関係人口の拡大」については、感染症の拡大を契機に、地方暮らしへの関心が高まっております。本町では、これまで着任された地域おこし協力隊 6 名が、経験と知見を生かし、それぞれの分野で広く活躍されています。

新年度も継続して、SNS 等を活用した情報発信を強化し、「移住体験プログラム」や移住相談の実施に加え、空き家等の活用を推進するため、新たに地域おこし協力隊を採用するとともに、協力隊の活動をコーディネートする機能を強化してまいります。

また、慢性的な住宅不足を改善するため、昨年 7 月から民間賃貸住宅整備助成の拡充に加え、新年度においては、持家住宅取得奨励金の助成額も拡充するなど、住宅政策を推進し、受入れに必要な環境を整えてまいります。

加えて、昨年 7 月から受入れが可能となった「企業版ふるさと納税」の PR を図り、町外企業や関係者の力により、本町の活性化と、財政基盤の強化を図るとともに、ゼ

ロカーボン北海道など施策の推進に向けた取組を検討してまいります。

次に、「住民参画・協働のまちづくり」については、感染症対策に留意しながら、まちづくり懇談会の開催や自治会への支援などを継続するとともに、町政情報を分かりやすく伝え、発信するため、広報機能の充実に努めてまいります。

また、国の方針に基づき、本町の実情に合わせた、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、事務事業の効率化を図るため、自治体デジタルトランスフォーメーションの構築を検討してまいります。

「基金減のない財政運営」につきましては、これまでの取組により、令和２年度末の基金保有高は、５年ぶりに増加し、着実に成果が現れています。

新年度は、第５次行政改革実施計画と第２期定住促進公共施設有効活用計画の最終年度であることから、検証と評価を実施し、新たな計画を策定する考えです。

次に、「親切で信頼される役場」について申し上げます。

地方公務員には、全体の奉仕者として住民福祉の向上と町を持続発展させるという普遍的な使命があり、コミュニケーションや政策立案能力を培うため、自己研さんや研修機会の充実に努めてまいります。

公務員としての自覚ややりがいを感じ、小規模自治体の特性を生かし、きめ細やかなサービスを提供できる、町民の皆様にとって身近な存在で「期待と負託に応え、親切で信頼される役場」づくりに取り組んでまいります。

また、行政事務を、適切かつ効率的に進めるため、消防やごみ処理、共同電算など、広域連携による事務処理を継続して推進してまいります。

以上、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策について申し述べさせていただきました。

本町は、本年、143 年目の歴史を刻みます。これまで４度の有珠山噴火や、幾多の困難を乗り越え、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築き上げられてきました。

胆振管内で一番、人口規模、財政規模が小さな自治体ですが、すばらしい自然環境、世界に誇れる景観、温泉、豊富に産出される農産物といった地域資源があります。

人口減、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症という未曾有の国難に遭遇しておりますが、本町の持つ地域資源と人的資源など、優位性を最大限生かし、課題解決に、果敢にチャレンジすることにより、目の前の現実を、必ず改善していきます。

「夢」と「希望」を持って、子供たち世代に着実に継承していくために、町民の皆様と知恵を絞り、職員の皆さんと一丸となって、全力で取り組む決意であります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） これより休憩いたします。再開は 11 時といたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前１１時００分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育行政執行方針。

教育長。

○教育長（谷坂常年君） 令和４年度、教育行政の執行に関する基本的な考え方を説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、きめ細かい感染症対策を含め、子供の学びを保障するための取組を進めていただいている学校関係者の皆様、学校や社会教育を支援していただいている皆様に、心から感謝申し上げます。

さて、我が国は人口減少や少子高齢化、人工知能やビッグデータなどの最先端技術の加速度的な進展など、子供たちや学校を取り巻く環境は大きく変化しています。また、コロナ禍における「新たな生活様式」、ポストコロナへと移行することが予測されています。

このような社会において、児童生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるための資質・能力を確実に育むことが重要です。

教育委員会といたしましては、壮瞥町教育大綱を踏まえ、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識の下、「変化する社会をたくましく生きる力の育成」と「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針として、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいる所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

学校教育についてです。

子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保証してその才能を十分に伸ばし、社会性を育むことができるよう、教育の充実を図ります。

１点目は、確かな学力・体力の向上についてです。

新学習指導要領を踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の３つの柱をバランスよく育むために、主体的・対話的で深い学びの実現を含めた授業改善を図ることが重要であります。

文部科学省の全国学力・学習状況調査や町財政で実施している標準学力テストＣＲＴなどの調査結果に基づき、検証改善サイクルの確立を図るため、客観的データに基づく課題の明確化と課題の改善に向けた取組を学校全体で推進できる体制を整備してまいります。

小中一貫教育を推進するために、教育委員会でその基本方針を策定します。また、小中学校の連携をより充実するために「町教育研究会」と連携して、小学校から中学

校の9年間を見通した目標や教育課程を策定し、その充実に取り組みます。特に、外国語において、中学校教諭の小学校への乗り入れ指導の充実やJETプログラムを活用した外国語指導助手を配置し、必要な資質・能力を児童生徒が確実に身につけられるよう取組を進めます。

また、中学校の英語科において、北海道教育委員会に指導方法工夫改善に係る定数の加配を申請して、児童生徒の学ぶ意欲が向上する授業改善や指導方法の工夫改善に取り組み、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に努めます。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業や体育的行事を通じて、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に努めます。また、スポーツクラブや少年団活動などの地域の教育力と連携して、子供たちの興味関心を高め、体力・運動能力の向上を図ります。

2点目は、個別最適な学びと協働的な学びの実現です。

GIGAスクール構想による1人1台端末の環境を活用するなど、個別最適な学びと協働的な学びを実現する授業改善に取り組み、学びの質の向上を図ります。また、引き続き、文部科学省の事業を活用し、学習者用デジタル教科書を小中学校の一部教科で使用し、生徒の興味・関心を高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実を図ります。

特別な支援が必要な児童生徒には、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、関係機関との連携、特別支援教育支援員の配置など必要な措置を継続するとともに、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続してまいります。

3点目は、豊かな心の育成とふるさと教育についてです。

成長を促す積極的な生徒指導により、よりよい人間関係を築き、自己有用感や肯定感を育むことができるよう、教科指導はもちろん、教育活動全体を通して取組を推進します。

いじめの根絶・不登校のゼロを実現するため、校内体制の充実強化を図り、学校と連携して組織的に対応します。また、いじめの「重大事態」に対応するため、平時からの調査組織の設置について検討を進めます。

また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携などによるきめ細かい支援体制を構築します。

総合的な学習の時間では、小中9年間を通した「ふるさと学習」を計画的に進め、中学校3年生で実施する「子ども議会」に向けた学習活動など、学校ならではの協働的な学びや、探求的な学びを通して、地域の方と協働して、児童生徒に持続可能な社会のづくり手としての資質・能力を育成します。

4点目は、望ましい生活習慣の確立と防災教育についてです。

子供たちが望ましい生活習慣と学習習慣を身につけ、計画的に行動する習慣の確立は、子供たちの自立に欠かせない力とされており、

このような力は新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大を防ぐためにも必要な力であり、家庭内から学校への感染拡大防止に向けて、学校と家庭が連携して取り組めるよう支援してまいります。

長年の取組である『壮瞥「親力」つむぎ事業～壮瞥まんきつDAY』が、昨年、優れた「早寝早起き朝ご飯」運動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞いたしました。保護者が、家庭教育の大切さについて理解を深め、支援する取組を関係団体と連携して引き続き充実させてまいります。

防災教育については、長年にわたり、有識者や火山マイスターにより実践されておりますが、近年、自然災害が頻発しており、災害発生時に的確に行動する力の育成が重要となっております。各学校において「1日防災学校」等の防災教育に取り組み、地域安全協会など関係機関と協力し、事件・事故の未然防止、学校安全の推進に努めていく所存です。

5点目は、教育環境の整備と学校給食についてです。

壮瞥中学校は、久保内中学校との統合による移転整備に取り組み、本年3月に基本構想を、令和4年度に基本設計、実施設計を策定し、令和5年度から令和6年度に新校舎等の整備を進める計画です。引き続き町長部局と連携して、推進する所存です。

老朽化が進む壮瞥高校の校舎の今後について、町長部局とも連携し、様々な方向性を検討します。また、学校施設等の適切な維持管理に努め、望ましい教育環境の整備について検討を進めていく所存です。

「学校給食」については、平成30年1月から「だて歴史の杜食育センター」による運用が始まりましたが、引き続き応分の負担を行っていく所存です。

6点目は、地域に貢献する高校づくりについてです。

創立74年の伝統を誇る壮瞥高校は、多くの同窓生が町内はもとより、全道、全国で活躍しております。

令和4年3月の卒業生は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、19名全員が進路を確定しました。大学に2名、専門学校に4名が進学し、13名が就職しまして、町内の事業所に3名、うち1名が農業法人に就職することが決定しています。これまで10年連続で進路決定率100%を継続していることも、壮瞥高校の大きな特色であります。

新年度の出願者は、一般受験者18名、うち町内は1名となっております。出願者は昨年から9名減となりましたが、コロナ禍で生徒募集活動が大きく制限されたことの影響が大きかったと考えます。今後も引き続き、教育活動の充実を図るとともに、生徒募集活動にも積極的に取り組んでまいります。

また、農業クラブ活動や、大学や専門学校等との連携を充実させるとともに、一昨年から取得しているJGAPの取組をさらに充実させてまいります。

高校生が育てたリンゴや加工品の実習における成果物を販売実習や地域のイベン

トにおける販売、壮瞥町ふるさと納税の返礼品に加える取組など、農業高校の特色を生かした教育を推進し、地域産業を担う人材の育成を図り、地域に貢献する高校づくりに取り組んでまいります。

7点目は、地域と共にある学校づくりについてです。

本町は、各小中高の全ての学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール」の取組を推進してきました。

読書や食育、壮小サポーターなど多くのボランティアの皆さんによる学校への支援が行われています。また、道教委の支援を受け、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校が、より一層連携し、子供たちを育む社会の形成に向け取り組んでまいります。

このように、学校教育と地域社会との連携の中で、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、より力強く取り組んでまいり所存です。

また、子供たちが、質の高い教育を受け、自らの可能性を最大限に伸ばすためには、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう「学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン」に基づく取組を着実に進めていく所存であります。

さらに、国が方向性を明示している、「学校の働き方改革と持続可能な部活動の実現」について、スポーツ・分化や経済活動の振興など、地域の活性化を目指し、関係団体と連携して、「部活動の地域移行」について検討を進めます。

以上、学校教育について述べました。

続きまして、社会教育についてです。

子供たちが夢と希望を持ち続け、壮瞥町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民の皆様が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへとつながる活動を支援するため、一昨年策定した「第8次社会教育中期計画」に基づき、ポストコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、社会教育を推進します。

1点目は、生涯学習の推進についてです。

子供たちの成長に欠かせない、良質な体験活動として、郷土史講座や、夜空を見る集い、芸術鑑賞会、日本の伝統文化を体験する活動などを継続して実施し、豊かな心を育んでまいります。

高齢者大学として平成元年に開設された「山美湖大学」は、引き続き自主企画講座などの各種講座を開講し、マイプラン講座も継続して実施します。さらに、女性団体連絡協議会や青年会、子ども会育成連絡協議会、PTA連合会などの主体的な活動やリーダー養成を支援してまいります。

2点目は、文化芸術活動についてです。

文化芸術の振興については、地域交流センターを拠点とした活動、文化祭や鑑賞事業、鑑賞ツアーを継続実施するとともに、文化団体の活動を支援してまいります。

引き続き、紫明苑や郷土史料を生かした伝承活動を推進するとともに、適切な管理

に努めてまいります。また、仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸能活動を支援してまいります。

読書は、生きる力を育む上で、大切です。

「壮瞥町子ども読書推進計画」に基づき、読書への興味と関心を高めるため、図書の購入、適切な管理を行うとともに、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

これらの活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書ボランティアの皆様の主体的な活動により実践されています。今後も団体の皆様と協働して推進してまいります。

3点目は、フィンランド研修についてであります。

中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」と位置づけております。本研修を経験した生徒は、英語力や国際理解を深めるなど、生徒の成長に大いに寄与していると評価しており、今後も学校とより連携して事業の充実を図ります。

しかし、本事業は、コロナ禍により、令和2年から令和4年度まで中止としました。昨年は、フィンランド研修を行うことができなかった中学校3年生を対象に、道東における代替研修を実施し、一定の成果を上げております。新年度も同様に、中学校3年生を対象に、同様の代替研修を企画・実施して充実を図ってまいります。

また、本事業は3年間中止となりましたが、昨年実施した東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、フィンランド共和国のホストタウンとして、本町で競歩選手団の事前合宿を実施しました。長年にわたる本町との交流が深まり、絆がより確かなものとなり、大きな成果を上げることができました。今後も末永い交流と本町の地域活性化等に生かすことを目指し、取り組んでまいります。

4点目は、スポーツを核とした人づくりについてです。

一昨年から、スポーツ庁の「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」を活用し、昨年2月に官民連携の地域スポーツコミッション「そうべつアウトドアネットワーク」を設立しました。コロナ禍で限られた活動ではありましたが、様々な事業を展開し、成果を上げることができました。新年度も引き続き、スポーツ庁の補助事業や有利な財源を活用して企画・申請し、事業の多角的な展開を進めます。

また、地域スポーツコミッションによるスポーツツーリズムの取組や総合型地域スポーツクラブによる地域連携、昨年開催された東京オリンピックホストタウンによるスポーツ交流の取組など、“スポーツによる持続可能なまちづくり”の取組が評価されて、スポーツ庁から「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2021」を受賞しました。新年度においても、第2期壮瞥町スポーツ推進計画に基づき、スポーツで明るく元気に持続するまちづくりを推進してまいります。

結びであります。

以上、令和4年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

教育委員会といたしましては、本町の教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現のため、町民の皆様と協働し、全ての機関・団体と連携して、施策と事業を推進してまいります。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力をいただき、力を合わせて教育行政を執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 質問の柱と申しますか、それを最初に申し上げます。

田鍋町政にただした一般質問の確認と、昭和新山地区の活性化の取組状況の確認についてであります。その質問の中身ですけれども、以下申し上げます。

令和4年第1回定例会に当たり、田鍋町政も4年目を迎え、令和4年度の町政執行方針がただいま示されました。また、令和元年第2回定例会で令和元年度から向こう4年間に取り組むべき町政の課題とその解決に臨む所信表明がありました。私たち議員も同じく4年目を迎え、この間一般質問や議員活動を通してよりよいまちづくりの課題解決に取り組んでまいりました。過去3年間の一般質問でただした答弁後どのように取り組み、その成果と課題について、さらに当面する町政推進で解決しなければならない課題についてどのように考えているか、次の事項について質問します。

1点目、町営牧場の統合について、その後の進捗状況、統合のための課題についてどのように取組をしてきたか。

2点目、健全財政運営のための債権管理について、その後壮瞥町債権管理条例を制定し、約1年が経過しようとしておりますが、条例の施行による成果ともし課題があればそれは何か。

3点目、向こう4年間の課題とその解決として、平成28年に策定した昭和新山地区観光活性化基礎調査などに基づく取組が必要と述べております。令和2年度の町政執行方針の中で昭和新山地区については長年の懸案である魅力化に向け、整備手法や地元の皆様との調整など具体的な検討に取り組む所存ですと述べております。また、令和3年度の町政執行方針の中で長年の懸案である昭和新山地区の活性化と洞爺湖園地の適正利用については関係機関や関係者との協議、連携の下で推進しますと述べております。また、先ほども町政執行方針がありましたけれども、令和4年度の町政執行方針の中で昭和新山地区については再生に向けビジョンを作成するため、地域の皆様や関係機関との調整を図りながら、魅力化と噴火災害に強い地域づくりに向け、

具体的な検討を行ってまいりますと表明されました。以上の経緯を踏まえ、以下３点目の質問をいたします。

１点目、平成 28 年策定の昭和新山地区観光活性化基礎調査などに基づく取組は、どのような内容であったか。

２番目、取組が遅れた要因は何だろうか。

３番目、令和２年度、３年度、それぞれの年度の推進に当たり、関係者や関係機関とどのような話し合いが持たれ、そのときに出された解決しなければならない課題は何であったか。

４点目、令和２年度、３年度の協議を踏まえ、４年度は課題解決のためにどのような取組を考えているか。また、行政として考えている昭和新山地区の活性化と魅力化について、どのようにイメージしているかについて伺います。

５点目、昭和新山地区の活性化等の取組を現段階で令和何年度を目途にしているかについて、以上お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ３番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

１点目の町営牧場の統合についてですが、本町の畜産が持続的に発展していく上で畜産生産者の飼料の確保や労働の軽減が図られるなど、町営牧場がその機能と役割を十分発揮されるよう畜産振興を図る観点から検討を進めているところであります。初めに、検討の状況についてであります。本町の畜産生産者や関係団体の方々からは傾斜地の多い立香牧場に比べ、上久保内牧場のほうが比較的平坦であることや家畜管理の容易さなどから、町営牧場としては上久保内牧場が望ましいとの意見をいただいているところであります。また、立香牧場については、飼料基盤を確保するという面で採草地としての利用を望む意見もありますが、沢地を含む傾斜地が多く、採草利用が限られることや長年草地更新や整備改良を行っていないことなどから、病虫害の感染を懸念する意見もあり、畜産利用にこだわらず、他用途の利用も含めて幅広く検討をしているところであります。統合に向けた課題に対する対応についてですが、町営牧場としての利用が望まれる上久保内牧場については畜産生産者の方々により多く利用される必要がありますので、壮瞥町畜産振興会等を通じて町内畜産生産者の利用の促進をはじめ、他町生産者からの利用も含めて働きかけをしているところであります。また、統合により廃止が見込まれる立香牧場については、その跡地の効果的な活用を方向づけする必要がありますので、畜産利用の面からは町内の大規模生産者と飼料基盤としての利用について意見交換を行うとともに、道内他地域で酪農の６次化に取り組む法人や有機畜産に取り組む方との意見交換を適宜行ってきたところであります。このほか、畜産以外の利用についても水面下で牧場の利用について意見を伺っているところでありますが、コロナ禍の社会情勢や当該牧場の立地条件などから、

現時点では結論には至っていない状況であります。いずれにしましても、ただ単に統合を行えばよいというものではありませんので、両牧場の利活用について畜産振興や地域活性化が効果的に図られるよう、いましばらく時間をかけて議論をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の健全財政運営のための債権管理についてですが、壮瞥町債権管理条例は収入面や生活上の様々な支障から長期にわたり滞納する方もいる状況の中、債権の保全、回収、放棄に関する事務の一層の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を進めることを目的に制定したところであります。この条例の施行により、債権台帳の整備を進めるとともに、使用料、住宅料の非強制徴収債権については町民負担の公平性からも滞納者への納付指導などを行い、計画納付の措置により収納業務を進めてまいりました。また、こうした対応を関係部署と連携し、情報共有を図ることによって納付勧奨、督促事務等の一体的な取組につながってきたところであります。こうした取組の中で使用料、住宅料等の非強制徴収債権のうち過去に滞納し、回収が困難と思われる債権につきましては、条例に基づく債権放棄を視野に入れた対応が必要と考えておりますが、このような債務者については債務者の生死が不明であることや所在等の情報収集が難しいことなど、債権放棄を進める上での根拠の整理が課題であると認識しております。町としましては、債務者の事情に寄り添った指導や助言を適時適切に行っていくことが重要であることから、諸般の状況を踏まえ、今後とも公正、円滑な債権管理を図るとともに、公平公正な行財政運営を推進してまいりたいと考えております。

3点目の昭和新山地区活性化の取組状況についてですが、まず昭和新山地区観光活性化基礎調査の内容については昭和新山地区の観光地としての魅力を高めるため、商店街の町並み再編を見据え、これまでの経緯の整理や土地、建物の権利関係を中心に調査したと承知しており、これを基本に検討を進めるべきと認識しているところであります。

次に、取組の状況についてであります。本件は長年の懸案であり、地域の課題を解決し、地域の特性を生かしたビジョンの策定に至る環境を整えるため、これまで先進例の調査や関係機関との課題認識の共有に力を入れてきたところであります。

次に、令和2年度と3年度の取組状況についてであります。関係機関との協議を継続するとともに、ビジョンの策定には専門性が高い施策を展開する必要があるため、北海道に施策の立案や財源確保等、高度で広範な調整力を有する職員の派遣を要請し、令和3年度から地域振興派遣により職員を派遣していただいたところであり、当該地域における昭和の時代からの観光地形成の歴史及び現状と課題について改めて調査し、これまでの取組経緯や活用できる施策の検討を環境省や北海道を中心に協議、調整を行っているところであります。

次に、令和4年度の取組の方向性についてであります。これまでの調査や関係機

関等との調整を踏まえ、関係機関との協議、支援制度等について調査、検討を継続するとともに、地域の事業者等と調整を図りながらビジョンの策定に向けた環境づくりを進めていく考えです。また、昭和新山地区の活性化と魅力化のイメージについてですが、本町観光の中心であり、本町の強み、ジオパークを軸に魅力的な観光地づくりをさらに推進し、一方で多様化する旅行、観光ニーズの変化を捉えながら新たな観光資源を創出するなど、変化に柔軟な観光地づくりを進めるべきと考えます。

次に、現段階におけるめどについてであります。ビジョンの策定に向けた環境を整えていくことはこれまでの経過から見ても大変難しい事案と認識しておりますが、町としましては関係機関の助言や支援と関係事業者の理解を得ながら、今後一歩ずつ昭和新山地区の活性化を図るビジョンの策定に向け、環境を整えていく所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいま通告していました件について答弁をいただきましたが、その答弁内容の理解を深めるために質疑を続けさせていただきたいと思います。

最初に、第1点目、町営牧場の統合について、その後の進め方だとか統合のための課題について答弁をいただきました。令和元年第3回定例会の質疑の中で牧場の利用実態について次のように答弁されております。立香牧場は、利用者は町外1戸で馬7頭、上久保内は町内4戸で牛33頭、町外3戸で13頭の46頭、2つの馬と牛を合わせて53頭とのことでした。さきの答弁で町内畜産生産者の利用促進をはじめ、他町の生産者からの利用も働きかけているという答弁がありました。令和2年、3年、牧場は3年は今、冬ですから閉鎖しておりますけれども、そのような働きをして答弁をいただいた段階、2年間で利用状況はどのように変化したか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 公共牧場の利用状況に関しましてご答弁申し上げます。

ただいまご質問ございましたように、令和2年度の上久保内牧場における肉牛の入牧状況に関しましては、町内の方の牛が32頭、町外の方の牛が22頭、合わせて54頭の入牧となっております。それから、立香牧場に関しましては、町外の方が馬を10頭入牧させております。次に、今年度令和3年度に関しましては、上久保内牧場の町内の牛を入牧された方が27頭、町外が21頭で、合わせて48頭となっております。馬に関しましては、立香牧場に町外の方が9頭を入牧させております。合計しますと、令和2年度は64頭、令和3年度は57頭という実績となっております。

以上で終わります。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいま答弁いただいたのをお聞きしますと、やはり働きか

けて若干は増えているという成果が現れているのではないかと私は思いますけれども、皆さんご承知とは思いますが、町内に2か所の牧場があるということは酪農近代化計画と肉用牛生産振興計画に基づいて畜産振興のために立香牧場は昭和45年と46年の2か年計画で工事が進められております。調べてみますと、そのときの工事費は2,600万という記録が残っておりました。また、この立香牧場、45年、46年の2か年で工事をやって入牧が始まったのは47年で、45年の工事区域に入牧したという記録が残っております。上久保内牧場は、昭和48年に工事が行われ、7,602万円で、49年度に入牧開始したという記録もあります。その当時の牛の町内の飼育状況は、昭和45年、肉牛が21戸で44頭、乳牛69戸で303頭、それから48年、肉牛が21戸から52戸に増えて270頭、乳牛は30戸で190頭、これはぐっと減っております。そして、平成17年、このときの記録を見ますと、肉牛農家は26戸で874頭の飼育されているという記録も残っております。23年度は、33戸の牛を飼っている農家のうち20戸が肉牛で761頭と、このように振興計画に基づいていろいろと畜産業の振興が図られてきたことがこれで分かるのですけれども、現在の壮瞥町の畜産業の現況、それを知らなければ入牧数が多いとか少ないとかということ私言えないと思うものですから、現在の壮瞥町の畜産の現況について承知していればお願いしたいなと。

また、答弁の中に畜産振興会というのがあって、ここといろいろと協議をしているということお話をしましたが、この畜産振興会の組織構成、これは何名くらいで構成して、活動はどんな活動しているのか、これも承知していればよろしいですけれども、伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

まずは、町内で肉牛を飼われている飼養者は、令和2年度の時点で15軒の方がいらっしゃると思います。肉牛の飼っている合計の数量は、673頭という調査結果をいただいています。

それから、畜産振興会に関しましては、農協さんが事務局となっておりまして、毎年総会には町も呼ばれておりますが、そのほかに各飼養者の方ですとか、共済の方とかが構成員となっておられる団体で、壮瞥町だけでなく、その上位の団体もございまして、そちらのほうとの連絡調整を取っていらっしゃるというところで、以前にお答えしたときもそうでしたけれども、そういった組織を通しましてほかの町からも牛の入牧を増やしたいという旨を伝えていただきながら畜産の振興を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。現在673頭の肉牛が町内で飼育されている、その飼育している方々にも大規模もあれば小規模もある、多分私は牧場に入牧される

農家の方は大規模でなくて小規模だと、そのように理解しますけれども、それで一概に 673 頭のうち 50 頭弱のものが多いか少ないか、私は素人ですので、判断できませんが、やはり小規模農家の方のためにも統合して 1 か所でも残して畜産振興のために役立つように努力してほしいと、そのように考えます。

次に、統合の課題ですけれども、令和元年第 3 回の質問の答弁では耕作放棄地にならないように閉鎖後の土地の利活用の方法を考えなければならないという答弁をいただきました。今回また課題として、長年草地更新や整備改良を行っていないことから、病害虫の感染だとか、そういうものがやはり課題でないかというのが出てきたということも私この答弁で分かりましたけれども、壮瞥町営牧野管理条例、これがあるのです。これが俗に言う町営牧場のことについて取り決めている条例と施行規則があるのですけれども、今言われた病虫害だとか、こういうものは施行規則第 5 条に定めている牧野の維持管理に沿って管理していれば、ある程度これは今まで防げたのではないかなと思うのですけれども、現在この維持管理どのような方法でやっているかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

町営牧場の維持管理についてでございますけれども、まず施設の開牧から閉牧までの家畜を入牧している間の管理委託をとうや湖農協様をお願いしております、とうや湖農協様のほうではこの中で牧夫の方を 1 名を雇いまして両方の牧場を管理しております。その中でそれぞれ必要に応じて草刈りをしたりですとか、牧柵の軽微な補修をしたりですとか、そういったようなことをやっております。立香牧場のほうに関しては、特に電気とかも通っていませんので、その辺の経費はかかっていないのですが、上久保内牧場のほうに関しましては電気と電話が設備されているというところで、その辺の必要な経費がかかっているというところであります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません。若干今の維持管理について補足させていただきたいのですけれども、立香牧場のほう 1 度議員の皆さんとも視察をされたかと思えますけれども、草地というのは 7 年ぐらいに 1 度ぐらいかき混ぜるといとか、整備だとか更新とかしないと切り株みたいのがぼこぼこできまして、そのところが密集するものですから、そこに病虫害、ダニのようなものなのですけれども、そういうのが発生しやすいということと、それから最近は鹿がたくさん出るものですから、鹿を介した病虫害、そういったものを生産者の方々がおっしゃっているのですけれども、立香牧場はしばらくそういうことをやっていないので、そういうことが利用するには課題だねと、懸念だねというふうにおっしゃっているということで、通常の維持管理は基本的に肥料をまいたり、それからちょっと草勢が悪くなってきたら、追播といって

種をまいたり、そういったことを基本的に維持管理経費の中で繰り返して草地を維持すると、7年か8年たったときに大がかりに整備をするというのが世の中一般的な整備、更新のやり方ということで、それがうちの両牧場についてはしばらくやっていないというのが実態だということでございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 管理方法は分かりましたけれども、ここで長々申し上げませんけれども、施行規則の第5条に定める牧野の維持管理という項目があるのですけれども、これが終わりましたら担当者の方、その施行規則を一回読んでいただきたいなと、どんなことが書いてあるか、そんなことを要望したいと思います。

そこで、答弁の中に統合したときの跡地の利用ですけれども、様々取り組まれているのです。町内の大規模生産者の飼料基盤としての利用だとか、道内の他地域の6次化に取り組む法人だとか、有機畜産業者だとか、いろんなこと取り組まれているのがこの答弁で分かったのですけれども、ただ単に意見交換だけだったのか、またその意見交換する中で何か希望の持てるものがあったかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

立香牧場の閉牧後のどのような使い方があるかという部分の検討状況なのですが、先ほどもお話ございましたように町内の事業者さんですとか、町外の事業者さん、そして畜産以外の業種の方ともいろいろ聞いているという部分でして、その内容に関しましてはまだ現段階で詳しく内容をご報告できないものもございますけれども、飼料としては採草地ということで利用した場合どうしてもやっぱり地形的に沢状の地形が多いというところでなかなかご理解をいただけないような状況でございます。また、町外の関係業者さんに見ていただいたり、話し合いをしたりした場合に関しましてもなかなか規模が条件が折り合わなかったりとか、そういうことで今のところそちらのほうとの話はそれ以上進んでおりません。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そんなに早急に結論出る問題ではないと思いますけれども、この町営牧場の見直しについては第5次行政改革実施計画の中に位置づけられていると思うのです。それを見ますと、30年度に意見調整し、令和2年度に統合の実施計画、最初の計画ですよ、そのようになっていたのですけれども、この質疑で分かったことは1か所にすることが望ましくて、上久保内の牧場に集約するのがいいのでないかということが分かりました。それで、その実施、いましばらくという言葉が使われておりましたけれども、どの程度、この問題を解決するためには何年度ぐらいかかるのでしょうか。もしもそういうことが念頭にあるのであれば、お聞かせ願いたいと思い

ます。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

今の佐藤議員様の言われるとおり、5次計の中ではもう閉牧の時期、計画の中では過ぎておりますけれども、先ほどから説明申し上げましているようにいろいろ有効利用に関しまして現在進行中の検討していることも含めまして、なかなか簡単には結論が出せないものですから、いましばらくお時間をいただきたいというところで引き続きご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 私、多少補足させていただきたいのですけれども、まず本町の畜産についてなのですけれども、肉用牛という言葉も多く出てくるのですけれども、肉用牛がもちろん経営が中心なのですけれども、実は多くありませんけれども、採卵鶏というのもうちの畜産でございまして、そこは取り組まれているということをご承知していただいて、いずれも本町の特色ある農業経営としては重要な取組だなど私思っています、畜産はもうちょっと力を入れていかなければならないのかなというふうにも私も認識しております。

ご質問のありました町営牧場の在り方なのですけれども、町営牧場というのはもともと公共牧場というのですけれども、夏山冬里方式といって夏に自分の手を放して山に置いたら、その分餌を確保できると、それから労働力省力化も図られるということで北海道の中で、全国でも取り組まれてきたのですけれども、最近は人間と同じでいっぱい集まると病気がうつるとか、有名な病気もありましたよね、口蹄疫とか、よその県ですけれども、そういうのもあってだんだん入れなくなっているという状況が世の中的にはありまして、ちょっと衰退しているというのが実態のところなんです。でも、うちの場合は、やっぱり狭小な面積の中で経営されていますので、特に小さな農家の方々には餌を確保するという面、それから複合経営をやられている方が多いと思うので、夏場の労力の関係も入れるとやっぱり公共牧場に預けてというのが一番いいと思います。それが重要だと思っています。さきにお答えしたとおり、上久保内牧場に機能は集約する方向で今議論を進めているのですけれども、立香の扱いについては立香って実は電気もない、水も沢水を使っているということで業者と取引していく中では非常に立地条件上戦略が組めないというような状況もございます。それは、正直なところでございます。有機畜産の方なんかは、ぜひああいう孤立したところが欲しいと言われるのですけれども、そこを安易に個人の方に譲った場合、それから先の維持管理にどれぐらい経費がかかるのだとか、そういうことを考えますとなかなか決断をできない、それからコロナ禍であってその議論がいろいろ出てくるのです。どこから聞いてくるのですけれども、その議論が深くはいつていないという状況で、そ

ういったことで意見交換しているだけではなくて、結構私も直接交渉には出て話をしているのですけれども、そんな状況だということもご理解していただきたいと。

それから、時間ですけれども、そういう状況ですから、一番最初に来たときに答弁したように、膨大な耕作放棄地になってはいけないということを申しましたけれども、やはり今小規模ながら馬を放すことによって草を食ってくれて維持管理ができていると、そういう状況で単になくしてしまうと荒れ果てた土地になってしまいますので、そういったことを繰り返しながらというか、時間をかけてまず議論しなかったら、なくしてしまうことは簡単なのだけれども、そのままにはできない。だから、いろんな行革でもなくすということではなくて、僕はなくすことが目的ではなくて、地域のために役立つ活用方法なり方針を定めることが僕ら一番大事なことだと思っていますので、それでしばらくとしか言いようがないのですけれども、慌てないで、維持管理にそんなにあそこ経費かかっていけませんので、ご理解いただいて、慎重に、それから地域のために、畜産のために役立つように考える時間を与えていただきたいなと、そういうふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩 午後 ０時０３分

再開 午後 １時００分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 午前中に引き続き質問させていただきます。

次に、２点目の債権条例について質問します。なぜこの質問をしたかということについて最初に述べさせていただきたいと思います。令和３年第１回定例会で壮瞥町債権管理条例を議決、令和３年４月１日から施行されました。令和３年第１回定例会で議決して施行されたのです。そして、その施行された条例の第１６条、債権の放棄ということがありますけれども、非強制徴収債権を放棄したとき、これを議会に報告しなければならないという規定があります。その規定による報告が今年の１２月、第４回定例会、そこまでなかったものですから、この条例を執行する上で何か課題があるのかなと、そんな疑問を持ったものですから、改めて質問をしたいと思います。今回の質疑を通して取組が前進することを願ってこれからいたします。この債権管理条例の施行の目的は、非強制徴収債権と呼ばれる住宅料等の未納世帯が年々増えていることから、町財政の健全化のために未納解消のための条例だと私思います。また、諸般の事情で納めることのできない方への猶予も決めておりますので、そういうことも含んでいるのです。しかし、私は、猶予に甘えることなく納めることを前提としていくことが負担の平等性だとか公平性からも大事な基本事項と考えております。

そこで、2年9月の第3回定例会でもお聞きしましたがけれども、2年度までの非強制徴収債権として現在残っているのはどの程度なのか、もしも担当者のところのお手元に資料があれば説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

非強制徴収債権、私債権で建設課の所管するものについてご説明させていただきます。建設課所管する私債権に該当するものにつきましては、住宅使用料、簡易水道の水道料、集落排水等浄化槽も含めた使用料になっております。それで、令和2年度決算で滞納分の調定額としましては、まず住宅料が972万4,016円、水道料が312万4,338円、下水道が294万414円となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そういう債権が残っているということは、これからの行政を進めていく上で私は財源確保という点からいうと、やはり納めてもらわなければならないという気がします。特に簡水だとか下水道は、使用料が中心の予算です。そういう面でやはり未納をできるだけ私は少なくすることが大切でないかなと。そこで、こういう金額が一日も早くきちっと納められる、またはどうしても納めてもらえないだとか、諸般の事情の場合はやはり何らかの方法を取らなければならないのでないかなという気がいたします。

そこで、この条例の制定によって債権の保全、回収及び放棄に関する事務が先ほどの答弁を聞いておりますと適正化、効率化のためにこの条例を制定することによって関係部署と連絡調整もできてよかったという評価はお聞きしました。しかし、その反面、債権者の生死が不明であること、もう既に町内から町外に転出されてその方がどこにいるか分からない、そういう場合もあるのでないかと思います。そういうことを考えますと、現代は追跡調査というのはまず個人情報保護ということが前面に出て難しいのです。ですから、生きてるか死んでいるか分からない人に請求することは、まず不可能です。そんなことから考えたら、やはり追跡調査が難しい状況ですので、条例の規定に合わせて私はきちっと処理していただきたいなと、そういう気がしてなりません。事務担当者のほうでこのことはどうやって取り組んだらいいかなと疑問がたくさん出てくると思います。けれども、そのときは、例えば西胆振でも平成26年からこの条例を制定して取り組んでいる町や30年から取り組んでいる市もあります。ですから、そういうところと、やはり行ってこういう場合どうしていますかといろいろと指導だとか受けながらきちっと取り組むことが私は大切でないかなと。

そこで、現在こういう債務者に対していろいろな指導方法は取っておられると思いますが、壮瞥町はどのような方法で指導して未納額の納入につなげているか、今現在取り組んでいる方法について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

滞納分の債権の対応につきましてですけれども、議員おっしゃられますとおりなかなか難しいところもございます、いろいろと課題が山積している状況ではございますけれども、実際実施している市町の状況とかというのの確認しながら、またご指導等もいただきながら進めるということのも今後やっていきたいかなというふうに考えております。

現状の滞納関係についての指導ですとか、そういうものにつきましては、まず例えば水道料金ですとか、そういうものの請求行為があった日から、仮にですけれども、2月28日に請求したとしたら、その翌月の月末までということで3月31日までお支払いくださいということでもまず最初の請求をいたします。その後3月31日過ぎてもまだお支払いがない方につきましては、それについては条例に基づく期限というのがございまして、期限を定めて督促することになっておりますので、その期間は20日以内というふうになっておりますので、実態としては20日以内に実際には督促をしているという状況でございます。その後、督促を行った場合ある程度はお支払いしていただける状況ではございますけれども、なおもお支払いがないという状況であれば催告というものを行ってございまして、それにつきましては年3回やっております。7月と11月と3月に督促状を送っております。それでもなお督促状を送付しても納付されない場合、そういう場合につきましては来庁された際ですとか、電話、直接ご自宅のほうに訪問させていただいて今の滞納状況をご説明した上でお支払いを促すといえますか、お願いするということで、その中で滞納した分そのまま毎月払いなさいというわけではなくて、お支払いできる程度、計画的にちょっとずつでもお支払いいただけないでしょうかというようなご指導もさせていただいて、確約書をもらってお支払いしていただいているというような状況でございます。例年そのような形で年度末と出納閉鎖期間までの間は集中的にそういうものも行い、訪問しながら計画納付とかということについてもかなりやってはきたのですけれども、最近につきましてはコロナ禍という状況もございまして、各世帯もそれぞれコロナ禍の影響を受けてちょっと状況も苦しいという方もいることも想定されますので、その辺はちょっと電話ですとか訪問とかというのは控えているという状況もございまして若干増加傾向にあるということもございしますが、そのような形で滞納されている方への指導というのは行っ

てきております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の滞納者に対する取組は理解します。

そこで、住宅料の未納、先ほどお聞きしますと、令和2年から972万もあると。これは、やはり住宅を建設したり、維持管理していく上にも大切な財源でないかと思う

のです。そういう面で私は、多分滞納している人に対してどうやって納めますかという計画書を作るなりして提出させているのではないかと思うのですけれども、そのような方法は取っておりますか。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

住宅料の滞納額というのもその他上下水道に比べると多いというのも現状でございますし、大切な財源であるというのも議員のご指摘のとおりでございます。それで、今住宅に住まわれている方への指導につきましても上下水道と変わらず同じように計画、そのときの状況に応じて幾らぐらい払えるのかというのは入居者の方と相談しながら、既存の家賃と一緒にという場合もありますし、月々これぐらいだったら払っていけるかなというご相談をしながら、幾らをいつまでにお支払いするというような確約書を頂いて計画的に納付していただくよう事務処理を進めているということで、ほかの下水道、水道と同じような取扱いで現在も行っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） やはりちりも積もれば山となるというような言葉もありますけれども、滞納して滞納して計画書出して、それも納められなくてというと、私は本当に雪だるま式に増えていくのが現状でないかと思しますので、やはり公平性だとか平等性ということを考えながら、これから解消に向けて努力していただきたいなということが要望が1つと、もう一つは先ほども質問しましたけれども、生死だとか、転居して行方不明だとかという方々の減免といいますか、そういうこともやはりきちっとしなければならぬと思ひますし、今度の9月議会ですか、来年というか、4年の9月議会には決算が出ます。そういうときにこれがまた増えていったら、毎月約束した金額を払っている入居者だとか利用者の皆さんがこんなに払わなくてもいいのだったらというようなことが出ては大変なのです。ですから、そういう意味においてもやはりきちっとした債権管理をしていただきたいなと、そういうことを要望してこの点の質問は終わります。

次に、昭和新山地区の活性化について質問を続けたいと思います。私は、昭和新山だとか、この昭和新山地区との付き合いというのは今年の4月来ましたらちょうど50年になるのです。そして、なぜそんなに付き合ったかといいますと、教育委員会に勤務させていただいたものですから、特別天然記念物の昭和新山に関する事務関係だとか管理等は教育委員会の所管でした。そういう意味でそれからずっと長いお付き合いなのですけれども、当時は入山規制もなく、新山の風化も進んでおりませんでした。入山して散策を楽しみ、観光客の皆さんは滞在時間も長く、本当に観光地として楽しんでいただくと私は記憶しております。また、子ども郷土史講座、先ほど教育行政執行方針にもありましたけれども、郷土史講座だとかいろいろな場合にそれを活動に使用さ

せていただいたとか、また平成元年、この年にははまなす国体がありました。そのとき昭和新山の亀岩のところから火を炬火として取って、それを胆振管内 15 市町村、まだ町村合併しておりませんでしたので、15 市町村がリレーしたとか、そういうことでずっと長い間お付き合いさせていただいていたのですけれども、この頃は何かちょっと昭和新山地区は寂しくなってきたかと、そんな気がしてなりません。噴火前までは、土産店が並んで小さな土産店でも必ずと言っていいくらい店員さんがパートで働いていた時代なのです。そんなことを知っていると、今は本当に昭和新山はこれからどうなるのかなと、そんな気がしてなりません。

そこで、皆さんもご承知だと思いますけれども、私は昭和新山地区のような道内にも観光地は探し出してもないのではないかと気ずくのです。というのは、閉めた店のシャッターが風に揺れ、またブルーシート張って、それがまた風になびいているようなこと、私は旅行が好きで国内も海外も結構行ったほうなのですが、こんなことはやはりほかの地域では見られない状況です。まして古くなった廃墟的なところは、何か大雪でも降ったら潰れてしまうのではないかなと、そんな気もしてなりません。これまで地元の皆さんが活気ある観光地目指してプランもつくり、課題解決できずに終わっていると聞いております。そこで、平成 28 年度に問題解決のために大金を投じて昭和新山地区観光活性化基礎調査もしております。しかし、その基礎調査もしても地域で抱える課題解決にはつながっていないのではないかなと、そのように思えてなりません。田鍋町政でも昭和新山地区の活性化を掲げて取り組んでいますが、まだ目に見えない状況でないかなと、そんな気がしてなりません。この解決のために北海道から職員の派遣をいただき、問題解決に取り組んでいると先ほどの答弁にありましたが、どのような課題を解決するためにどのような取組をしているか先ほどの答弁では理解できないのです。当該地域における昭和の時代から観光地形成の歴史及び現状と課題について改めて調査した結果、どのような課題としてまとめられたのか、まず最初に伺いたいなと。やはり目に見える言葉で私は伺いたいと思います。

1 点目は以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 昭和新山地区の活性化について、大変重要な課題についてのご質問をいただいたところですが、50 年の付き合いがあるという佐藤議員でもありませんし、これまで平成 12 年の有珠山噴火の後に様々な構想の議論ですとか、27 年度には活性化に向けた調査、検討を行っているところでありますので、課題については具体的なことはこういう場では差し控えさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように権利関係の調査ですとか行っているわけで、課題の抽出というのはそのことに尽きるのかなと、このように思っているところであり、より具体的にということについては共有されているものと考えて具体的には差し控えをさせていただきたいなと、このように思っております。

それと、昭和新山に限らず、昭和の高度成長期時代に観光地形成がなされたところについては、道内の他地域におきましても苦慮している、困難に直面しているところは私はあると思っておりまして、そうしたところの解決策に向けた糸口をどのように行政機関、関係機関、そして関係者の方々とお持ちになっているか、調査報告書にまとめられているような道外の先進例につきましてはなかなかコロナということもありまして実際に現場には行けていませんけれども、コロナの合間を縫って道内の先進例などを調査しているところでありますので、目に見えた形にしていくためには高度な調整と方向性を定めていく必要があると思って関係機関との協議を中心に行っているところでありますので、このような事情をお酌み取りいただきまして、またしかるべきタイミングになりましたら議員の皆さんとご相談をさせていただく場面もあるかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そういう答弁されると、これ以上何も言うことできないのですけれども、いろいろと質問事項用意しましたけれども、それは今の答弁でしないほうがいいなという気がいたします。

それで、最後の質問で確認したいのですけれども、昭和新山地区の実態をどのように把握しているのかなと。いろいろと課題があるというのは、私も直接は聞いておりませんけれども、あるような気がします。例えば現在の昭和新山地区に入っていきましたら、最初に大きな建物があって、その次に歯の抜けたような形で土産店があって、それを越えるとまた大きな建物のあるところが昭和新山です。そうした場合、昭和新山の両サイドは自分で持っている土地なのです。そう聞いております。また、それ以外の中間にある土地は、個人の土地で、借地しているのですよということも聞いております。その借地で土産店を経営している方々の年齢を見ると、何歳でしょう。もう60代、そして60の上は75とかと聞いたこともあるのですけれども、そういう高年齢になっている地域、また後継者がいない、店を継いでくれるような方もいないような状態です。このような時間をかけていろいろと検討するのも一つの方法で致し方ないと思いますけれども、昭和新山のある方と話したら、このような先の見えない経済状況だとか、この地域を見ていたら、頑張ってもあと数年だなどと言っておりました。28年にこういう計画を調査をして今日まで何年たちましたか。私は、四、五年は過ぎているのではないかと思います。そして、その間も一歩一歩努力したと思います。5年たったら5歩です。そして、先ほどの最初の答弁を聞いておきますと、一歩ずつ取り進めたいというようなことを言っております。マイナスで5歩あるものが、一歩ずつ計画を進めていったら何年かかりますか、ゼロになるの。ですから、私はきちっと早く進めていただきたいなと、そんな気がしてなりません、やはり昭和新山は北海道でも過去においては大変すばらしい地域だったと思います。けれども、現在そこへ行ってみると、同じ町に住んでいながら本当に悲しい思いしてなりません。そういう面

で私は、道からもそういう職員の派遣をいただいているのですから、何年この町に住んでその業務に携わるか分かりませんが、きちっとした進めをぜひやっていただきたいなど。そうしないと、幾ら昭和新山がすばらしくても私は観光振興にはつながらないのではないかなと、そんな気がしてなりませんので、計画について真剣に取り組んでいると思いますけれども、もう少しスピードを速めてやっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

昭和新山地区についてですけれども、まず昭和新山は、昭和 18 年からご承知のとおり 20 年の火山活動で生成した区域を本町の名誉町民でいらっしゃる三松正夫さんが被災者救済と貴重な財産を開発から保護するという志を持って私財をなげうって購入したものと承知しております。三松正夫さんは、昭和新山の生成前から国立公園への指定運動にも尽力されて、当該地域が昭和 24 年に支笏洞爺国立公園として指定された原動力となった方でもあります。先ほど佐藤議員からもありましたとおり、昭和新山は火山活動が創造した景観を身近に観賞、体感できる空間として昭和 30 年代から本格的に観光地形成がなされ、隣接する洞爺湖温泉とともに北海道を代表する観光地として地域経済の牽引役となってきたところであります。時代が変わり、平成 12 年の噴火後多様化する観光ニーズに対応する構想が検討され、また町の要請活動もあり、昭和新山地区につきましては集団施設地区として環境省による施設整備が可能な地域と国立公園計画が見直されたところでもあります。こうした動きもあって、平成 27 年度には昭和新山地区観光活性化基礎調査をまとめまして、この調査報告書に基づき関係機関と課題認識の共有を図り、私は仕事を進めるためには人材の確保、配置が最大のポイントであると、このように思っているところでもあり、北海道のご理解をいただいて本年度から地域振興派遣でさきの答弁のとおり職員の配置をいただいたところでもあります。こうしたことから、本年度に入り、改めて、先ほどの答弁の繰り返しになる部分もありますが、これまでの取組経緯や活用できる施策の検討を環境省、そして北海道を中心に協議検討、権利調査とともにこういう非常に高度なことを内部的に行っておりまして、まだ皆様方に相談するまでには至っておりませんが、コロナ禍において他に優先することもたくさんある中で着々と一歩ずつではありますけれども、地域の皆さんの思いを受け止めて取り組んでいるということをまずご理解をいただきたいと、このように思っております。

本件の推進には、先ほども申し上げましたとおり権利関係の整理などもあって、これまでの経過から見ても進まないには進まないだけの理由があると、このように思っておりまして大変困難が伴うものと認識しているところであります。町としましては、可能な限り関係機関の助言、そして支援と関係事業者の皆さんの理解を得ながら、事業者の調整を図りながら、全く進捗が見えないということでしたけれども、内部検討

をしっかりビジョンを持って我々がつくるプランニングをちゃんとした中で意見聴取ですとか、ビジョン作成には調査報告書の中でヒアリングなどを行われてまとめられておりますので、それを実現していくために必要な施策、体制をつくってビジョンを持って様々なプランをつくっていく、そして最後にお尋ねだっためどについてではありますけれども、先ほどの立香牧場の議論も同じですけれども、いましばらく時間をいただいてしっかりしたプランニングでスケジュールを示してまいりたいと、このように考えているところであります。

また、今日は指摘ですとか、ただすということではこの場質疑が交わされましたけれども、様々な活動において議員の皆さんも様々な知見と意思をお持ちのことだというふうに思っております。議員の皆様と共に課題を解決していくために共に汗をかいていきたいと、このように思っておりますので、そうした意味においてもご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

なお、詳細については、もう少し踏み込んだ答弁をとということもありましたけれども、何分議場の場での個人の権利関係の話につきましては私は避けたほうがいいのではないかなと、こういう思いがありまして、先ほど答弁をさせていただいたことにつきましてもご理解をいただければ幸いかなと思っております。しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 続いて、2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、新年度の主要施策の取組について質問をいたします。

町長は、町政執行方針で新年度に取り組む主要な施策概要を示されておりますが、以下それぞれの施策の具体的な取組について伺います。

（１）、農業振興施策について、①、令和３年度から情報通信技術を活用した農業水利施設等の管理の省力化、高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の推進に資するため、情報通信環境整備計画の策定に着手されておりますが、その進捗状況と今後の進め方について伺います。さらに、この中で本町農業の将来像（グランドデザイン）や必要施策を方向づけたいという考えも示されておりますが、その取組についても伺います。

②、就農相談から研修・実習の受入れ、さらには雇用就農をはじめ就農後の技術習得や経営管理能力の向上研修など体系的で一貫した担い手支援体制を強化し、農業の担い手育成、確保を図るとされておりますが、その具体的な進め方について伺います。

③、これまで実施してきた地力維持、増進のための緑肥作物の導入や農業用廃プラ支援に堆肥施用に対する支援を加えた持続的農業経営推進事業を創設されるとされておりますが、その具体的な事業内容について伺います。

（２）、商工業振興施策について、（仮称）壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、本町商工業の振興に必要な新たな施策を商工会と検討していくとされておりますが、同条例の制定については商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを

目的とし、令和３年度から商工会と協議検討されていると思いますが、その進捗状況と今後の検討協議について伺います。

（３）、防災対応施策について、①、噴火災害発生時に迅速かつ的確に対応ができるように北海道大学の退職者を防災アドバイザーとして新たに委嘱するとともに、国の施策を活用し、退職自衛官を地域防災マネージャーとして採用し、危機管理体制の充実強化を図る考えを示されておりますが、それぞれが担う具体的な業務内容と期待する役割について伺います。

②、役場庁舎、情報館などの電話網を一括管理するクラウドＰＢＸを導入し、自治体デジタルトランスフォーメーションと災害に強い通信環境整備に取り組むとされておりますが、具体的な事業内容、そしてその行政効果について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ２番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

１点目の農業振興施策についてですが、まず情報通信環境整備対策事業の進捗状況などについてであります。このたび町が主体となって実施する国費事業の情報通信環境整備対策事業は担い手の減少や高齢化が進む本町農業、農村の将来について農業経営者の方々や関係機関、団体の方々と考える契機となるなど、重要な取組であると認識しているところであります。このため、昨年度から実施している計画策定に係る事業の推進に当たっては、地域の農業経営者等と本町農業、農村の将来の方向性を議論するなど、今後の推進方策となるような計画に仕上げてまいりたいと考えております。

そこで、これまでの進捗状況についてであります。国が当該事業を支援するために設置した支援チームの構成員である通信技術やスマート農業技術等の専門性を有する企業と計画策定の基礎となる情報通信技術の活用や調査方法等についてリモート会議で協議を行うとともに、気象観測データなどの利用に資する通信設備に関する現地調査や少人数ではありますが、地域の農業経営者の方々とワークショップの開催などを行ってきたところであります。また、令和４年度においては、より多くの農業経営者の方々と将来の農業、農村の在り方等についてワークショップの開催を通じて地域農業、農村が抱える課題の解決方法や経営発展に必要な施策等についての議論を深め、地域の身の丈に合ったスマート農業の在り方やそうした技術を活用した農業経営の見える化に必要なインフラ整備について支援チームの力を借りながら具体的な方向性をまとめられるよう調査、検討していく考えであります。町としましては、この事業の取組を契機に将来を担う農業経営者の方々が豊かさと未来を展望できる付加価値の高い生産体制の構築に向けて壮瞥らしい農業、農村の将来像をデザインしてまいりたいと考えております。

次に、担い手の支援体制についてであります。担い手の減少や高齢化が進む中、意欲と能力のある優れた担い手を着実に育成、確保していくことが重要と考えており

ます。このため、これまでも地域担い手育成センターの体制を再編整備するとともに、研修時の貸付金や就農時の農地、農業用機械の取得費のほか、国の農の雇用事業を補完する農業法人等雇用奨励貸付金などの支援を行い、担い手の育成、確保を図ってきたところであります。しかしながら、就農研修に入ったものの、短期間で中止となる事案や就農時の農地の取得に苦慮する事案なども見受けられること、また就農に当たっての支援については就農研修や就農時に集中しており、雇用就農も含めて就農後のフォローアップがされていないなどの課題があるものと考えております。

そこで、担い手支援体制の強化についてであります。就農相談を受けて就農計画を策定し、就農研修に至る段階における町や農業委員会、農協、普及センターなどの情報共有の在り方や審査方法などを見直すとともに、雇用就農者も含めて研修中の相談対応を検討してまいりたいと考えております。また、就農後の経営管理や栽培技術をはじめ農業機械の操作等資質の向上を図る支援として、道立農業大学校等で実施している各種研修を効果的に活用したフォローアップ研修の導入も検討してまいりたいと考えております。町としましては、就農相談から就農計画の策定、就農研修の受入れや就農研修中の各段階で地域担い手育成センター構成機関、団体の役割と機能を十分発揮させて円滑な就農に結びつけていくとともに、さらには就農後のフォローアップまでを切れ目なく支援するなど、生産者の皆様をはじめ関係機関、団体の方々とこれまで以上に連携をして次代の壮瞥町農業を担う多様な人材の育成、確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、持続的農業経営推進事業についてであります。収量や品質の高い農作物を生産するためには輪作の導入や堆肥による土づくりなど地力の維持増進が重要な取組の一つであります。また、農業生産から排出される農業用廃プラスチックの適正な処理など環境に配慮した農業生産活動を展開することは、農業、農村の多面的な機能を維持する上で重要な取組と考えております。このため、これまで実施してきた地力増進のための緑肥作物振興事業や環境保全に資する廃プラスチック適正処理事業に堆肥の施用による土づくりを推進する高収益作物生産土づくり推進事業を加えて、地力の維持増進と環境保全の取組など持続的な農業経営の展開を図ることを目的に新たに持続的農業経営推進事業を創設したところであります。

なお、この事業の主な事業内容についてであります。緑肥作物振興事業については緑肥の種子代の2分の1について町が補助するものであります。また、廃プラスチック適正処理事業については、処理費用について町ととうや湖農協がそれぞれ3分の1の割合で補助するものであります。さらに、高収益作物生産土づくり推進事業については、町内の堆肥購入費用の一部を助成するもので、ばら堆肥で1立方メートル当たり1,000円、袋詰め堆肥で40リットル袋1袋当たり150円の補助を想定しているところであります。町としましては、土づくりや環境に配慮した農業経営の展開を支援し、付加価値の高い持続的な農業生産を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理

解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の商工業振興施策についてですが、中小企業等を取り巻く環境は景気の低迷や人口減、高齢化による後継者不足など厳しい状況にあり、平成26年に国は小規模企業振興基本法を制定したところであります。壮瞥町内においては、全国的な傾向に加え、購買力の町外流出とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により来訪者、来店者の減少や売上げの低迷が長期にわたるなど深刻な状況になっております。こうした課題を解決するため、法令の趣旨に基づき、町では中小企業等の振興を図るため、基本理念や町の責務、事業者の役割、町民の理解等を定めた条例の制定に向け、令和3年度以降商工会や金融機関と検討を本格化し、本定例会に壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例の提案に至ったところであります。今後につきましては、本年4月以降条例に基づき壮瞥町中小企業等振興審議会を設置し、これまで町が独自で実施してきた起業化支援や住宅リフォーム助成等に加え、体系的で効果的な施策を検討し、事業を展開することにより町内の中小企業等の振興を図っていく所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の防災対応施策についてですが、防災学識アドバイザーについては地域の情勢を把握し、科学的な知見に基づき的確に助言をいただくため、現在岡田弘北海道大学名誉教授に委嘱していますが、新年度からは北海道大学有珠火山観測所で活躍をいただいた大島弘光博士にも委嘱し、2名体制とする予定であります。

次に、地域防災マネジャーについては、経費の半分を特別交付税措置される国の施策を活用し、退職自衛官を採用するものであります。採用後は、平常時には防災計画等の管理や普及啓発を、また災害時には災害対策本部の運営や自衛隊をはじめとする関係機関との連携調整などを担っていただく予定であります。

次に、クラウドPBX事業についてであります。役場庁舎、保健センター、子どもセンター、そうべつ情報館の4施設のそれぞれの電話網をインターネットを活用して一本化するもので、役場庁舎等の主装置（電話交換機）の更新に当たり、新年度に整備することとしたものであります。これにより、有珠山噴火の対応で電話回線の少ないそうべつ情報館に役場機能を移した場合においても速やかにほぼ同等の通信環境を整備でき、また平常時には施設間の内線を使った電話転送ができない課題を解決するものであります。さらに、スマートフォンを使った庁舎外での受発信が可能となるなど、自治体デジタルトランスフォーメーションが目指すデジタル技術を活用した住民サービスの向上や業務の効率化などの効果が期待できると考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 初めに、公式的には今日午前中ありましたように町政執行方針、それから教育長執行方針というのは今日第1定例会の日に発表になるというところでありますけれども、もうかなり以前から原稿ができた段階で私ども議会のほうに

回す、前倒しで頂くようにして、それを基に予算審査も含めてより深い議論が可能だろうということの議会改革の一環で進めたことで、理事者においてはその趣旨をご理解いただいて忙しい中、町政執行方針を前倒しでお渡しいただいていると。感謝申し上げますとともに、そういったことに対して一般質問でお応えするのが我々の礼儀だろうというような思いで質問してございまして、大所高所から政策論争をやろうと、それほどのものでございませぬので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

では、答弁も随分いただきましたので、まだ不明な点を何点かずつ確認して質問を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、農業振興施策について情報通信環境整備対策事業であります。令和3年12月に初めてこの事業の説明を受けました。その時点で国のモデル地区に選任というのでしょうか、採択されて事業と予算計上をなされたと。令和3年の500万、そして新年度は2,100万道を通しての国のお金が入っています。説明もございましたけれども、本事業は情報通信技術を活用して農業、農村のインフラの管理の省力化や高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装、実装という言葉あるのですね、具現化ですね、に必要な情報通信環境の整備に係る調査を実施し、整備計画を策定すると、こういう説明を昨年12月に受けて、2か年の計画でございまして。了解しております。そして、具体的にということとはあまり分からなかったもので、農水省のホームページ等に事業の紹介がございますので、それを見ますといわゆる計画策定事業の中身として区域内における情報通信技術のニーズ調査及び導入規格選定等に関する技術的な検討と、それから技術的検討に必要な無線通信の伝送距離、聞こえる距離でしょうね、その確認及び運用に関する試行調査、それから専門家の派遣やワークショップの開催、そして整備計画の策定となっているわけでありましてけれども、ご答弁いただきました。令和3年度コロナ禍ではございましたけれども、行われた進捗状況と申しますか、行われた内容が当該事業の支援チーム構成員の通信技術やスマート農業技術の専門家、専門企業ですね、その方たちがこちらに派遣されて情報通信技術の活用や調査方法についてのリモート会議、また気象観測データの利用に資する通信設備に関する現地調査を行ったのだという説明がございました。言葉では分かるような気もするのですが、もう少し詳細な説明をいただければありがたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

今年度の取組に関してでございますけれども、まずワークショップに関しまして2回ほど開催しております。当初1月の14日に計画策定の委託業務の契約をしているのですけれども、ちょうどその契約終わったすぐ後に今のまん延防止措置が施行されて、当初予定していたよりは大人しくも少なく、回数も減らした形にはなっておりますが、それでも2回のワークショップで農業者の方には合わせて9名の方には出席していただいているのですが、その中で気象データをどういうふうに使いたと

か、遠方監視によりどういう省力化が図れますとか、かなり具体的な形でご提案いただいたりとか、ご意見いただいたりすることができました。また、それとは別に計画策定を受託された通信業者なのですがけれども、こちらの業者さんが具体的に言うと気象観測システムの信号をどういうふうに通信用のが一番いいだろうかという、基地局というのですがけれども、それをどこに設置すればいいとか、どういう種類の電波を使って通信用図ればいいということでWi-Fi関係ですとか、ちょっと専門的になってしまいますけれども、そういったような具体的な電波を出す装置を持ち込みまして、どれぐらいの距離を置いて整備すればいいとか、それとはまた別な種類の電波の発信できるものは沢地はちょっと適さないよだとか、スキー場のてっぺんにつければかなり広範囲にカバーできるよだとか、そういったような現地の調査を行っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 続けます。情報通信環境整備対策事業、農業においてですがけれども、これもといいますか、これは農村も高齢化、担い手不足があって、その高齢化もありますし、業務の負担軽減、それから省力化などをスマート農業やICT化で進めていって農業の活性化、それからできれば就農支援といいますか、就農者が増えることも含めて、そんな思いがあるようございまして、ホームページに書いてございました。それを受けて先ほどから説明があったわけでありましてけれども、ホームページにはちなみに地域活性化、スマート農業の分かりやすい絵が出ているのですがけれども、活性化施設の公衆無線LANですとか、有害鳥獣のわなのセンサーですとか、農機具が自動走行するとか、あと水利施設等の自動開閉だとかなどが書いてあるのですがけれども、端的に壮瞥町で、これは12月にも説明受けたことではありますが、壮瞥町で将来スマート農業として具現化されるものはこのぐらいのことが想像できるという具体的なお話がいただければ分かりやすいというのがあるのです。どうも我々はスマート化、ICT活用となると、テレビや何かで見た幅広いでっかい十勝の平野みたいなところを無線のトラクターが走り回るとか、田んぼの上にヘリコプターやドローンが農薬をまいていくとか、そういう絵を想像しがちでありますけれども、それほど大規模な農地もございませんし、壮瞥の身の丈に合ったという話出ていたのですが、壮瞥にはこのようなものがあるのだということの例示がいただければ分かりやすいと思うのですが、いかがですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町で行われている農業、例えばハウスの行われている農業なんかは施設栽培が多いですけれども、そういったところでこういう通信技術を整備いたしまして、例えばスマホで自分のところのハウスの温度なり状況を把握できれば一々見に行かなくても、1日何回も見に行くという手間が今あるようなので、行かなくてもスマホで知ることができれば、その間その分の仕事、別な仕事ができるというようなことで効率的に農業をすることができる、ハウスの温度に限らず、例えば田んぼの水位センサーというのを設置しまして田んぼに水がどれぐらい入っているよというの、なければ一々田んぼに行ってちゃんと水が入っているかどうかというのを確認しなければならないのですけれども、そういうのも含めてスマホで確認できてしまえば一々、特に離れたところに田んぼを持っている方ですとか、離れたところにハウスの農業やられている方にとっては非常に効率的になるのではないかなというようなところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解しました。その上で伺いしていくのですが、先ほども答弁の中に出てきました支援チーム構成員の企業さん、ICTですとか、そういった情報通信に造詣があるといいますか、その専門の方ですね、これもホームページ見ていると出てくる言葉なので、私は理解しましたけれども、支援チームというのは。国が官民一体としてこの情報通信環境整備事業を進めようということで音頭を取って、それに賛同する、結構いっぱい数が入っていますけれども、企業さんだとか自治体が入って準備会といいましたか、そういうものをつくって、そこから支援チームを派遣しようと、民間でも自治体でもいいのですけれども、専門知識を有する人を。その支援を受けてうちの町にも調査に入っていたというふうに理解しますが、それともう一つは結局予算としては計画を策定する業務委託料になっています。その委託業者の話しされていましたが、計画を策定委託する方と専門技術を持っている支援チームというのはまた別物なのということなんでしょうか。それが1つと、もう一つは計画策定の中に、国のメニューですね、そこにもワークショップの開催ですとか出てきます。答弁にもございましたけれども、今後さらにまたワークショップを重ねて農業関係者の意見も聞き、専門家の意見も聞き、計画をまとめていきたいのだと、この辺はワークショップも委託業者さんがおやりになるのか、それとも自治体が進めていくのか、この確認はいかがでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

現在この業務を受託されている業者さんは、情報通信関係の業者なのですが、これ

は先ほどおっしゃられた準備会に入っている会社でございます。これは、準備会に入っているから、それを受託したとかというわけではなくて、業務委託自体は一般競争入札でされて、その中で準備会を構成している会社が手を挙げていただいて落札したというような形になっていまして、あくまでもこれは町の事業ですので、町が事業主体となって委託業者さんにこういうことを計画を策定してくださいと、それなりにやっぱり専門性がございまして、どこの業者でもできるというわけではございませんで、それでそういう準備会にも選出されるようなスキルのある会社が手を挙げてきたのだというふうに理解しておりまして、支援チームというのは要はこの事業自体が国費の事業なのですけれども、国のほうで専門性が高いものなので、こういったものを支援しながら事業を進めてくださいよというところで、そこがモデル事業と言われている部分でして、要は国のバックアップの下でこういう情報通信の非常に専門的な事業をできますということになります。ワークショップというのは、農業者さんたちといろいろ意見交換しながら、どういった方向に情報通信の環境を整えていくかという方向性を決めていくものなのですが、これは委託業務の中のメニューといいますか、項目の一つとして織り込まれているものです。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼ了解をいたしました。4年度においてもどうしてもコロナ禍の終息を待ってみたいな話がついてしまうわけですがけれども、限られた時間かもしれないかもしれませんけれども、答弁にもございましたように今後ワークショップ等を開催し、農業者からの意見を受けて、いいことをおっしゃっていましたが、豊かさと未来を展望できるような付加価値の高い生産体制を構築できる壮瞥らしい農業を描いていきたいと、これについては質問しませんが、ぜひそれにつながっていくような形の事業を進めていただきたいというふうにお願いします。

次の質問に移ってまいります。農業の担い手確保と育成に関してでありますけれども、これまでも就農フェアですとか、農業シェアハウスも整備しました。それから、就農助成金制度、雇用奨励貸付金などの施策もずっと行ってまいりましたけれども、特に名出しであれですけれども、黒崎副町長が就任されて令和2年度の新年度当初からかなりの勢いで具体化した担い手育成の事業メニューといいますか、それを目にするようになったというふうに思っておりまして、総合的、効果的に進めるための体制、これがどうかはあれですけれども、農業振興課と農業委員会を分けた事務局体制を強化と言っていましたけれども、する、あるいは地域担い手育成センターの構成員を高校とか指導農業士なども入れて体制整備を行う、それからこれがユニークでしたけれども、道立農業大学校ですとか花・野菜技術センターと連携したような実践的な研修体制を整備したいというようなことで令和2年度の頭からずっと言っているのです。就農相談から研修、実習の受入れ、就農後の農業技術や経営管理研修などキャリア支

援も含めて受入れ支援体制の強化を図っていきたいと。そのとおりだと思って期待もしていたわけですが、2年度は実際の動きとしても耳にしています。報告を受けておりました。例えば道立農業高校との在校生の進路相談、キャリアサポートなどやりましたよとか、そんなことも聞いていたのでありますけれども、いかんせん令和3年度、恐らく想像できるわけですが、動きが全くなかったのではないかなというふうな想像をしております。新年度でありますけれども、やはり同様に雇用就農をはじめ就農後の技術習得、経営能力向上研修など体系的で一貫した担い手支援体制強化、担い手育成、確保を図りたいのだという言葉でいつも尽きるのですけれども、あえて言いますと、今コロナで動けないから大変だ、仕方ないということではなくて、今準備をちゃんとしてコロナさえ明ければすぐでも活動できると、このような意味合いのどんな準備をされているのかと。やりたいことは、2年続けて行政執行方針で聞いていますが、さあ、新年度というか、町政ラストイヤー、どのような形で具現化していくのか、コロナさえ収まってくればいきなり行動に出ますというような準備の話をお聞きしたいなと思って質問したのですが、いかがですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 担い手対策に関する検討状況なのですが、令和2年度に1名の方が就農研修に入りまして、4月から3月に2年度研修されて、令和3年の4月から実際に就農されております。令和3年度は、7月から就農研修を始めた方が1人いらっしゃいまして、予定では令和4年の6月まで1年間ということになるのですけれども、就農研修に入るときには研修の審査会がございまして、その中で先ほど言われたように高校の先生だとか、それから関係する専門機関の方ですとかに協力いただきながら就農計画を審査させていただいたのですが、今言われたようになかなか対面で集まってというのも難しい部分もございまして、集まってやることも難しいわけなのですけれども、その中で一応令和3年の6月には農大のほうにキャリアサポートといいまして今年の卒業生の就職に関してもいろいろ説明会みたいなのが、フェアみたいなのがありまして、そちらにも参加させていただいています。このほかにも就農体験の受入れですとか、個別に新規就農するにはどうしたらいいのかという問合せも来るので、そういうときは今言われたように事前に、いきなり研修に入るのではなくて一応雇用就農から体験したらどうでしょうかというような形で説明させていただいたりとか、そういうような形で今対応しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ちょっと質問が幅広過ぎたのかもしれませんが、もうちょっと修正しますと、一般質問に対する答弁の中だったと思いますけれども、従来からの就農支援に関してですけれども、課題として就農後のフォローアップがなされていないという点を言わば強調されていたのですが、この辺の改善策として説明はあ

ったのですけれども、農業委員会、農協、普及センターなどの情報共有の在り方や審査方法なども見直し云々というようなこともありますけれども、果たしてこれだけなのでしょうかねという言い方もなんですけれども、素朴に疑問持ったと。就農後のフォローアップについてのさらに肉厚な支援対策はないのかということをもっとお伺いしようかなということ。

それから、ついでのついでになってしまいますけれども、2年も前の話で恐縮ですけれども、これどなたのアイデアか知りませんが、例えばオロフレ地熱ハウスなどの農業施設を有効的に活用した実践的な研修体制なんかできないか、あるいは実際にやりましたけれども、ICT研修もやりました、若手農業者を対象にして壮瞥高校のグラウンドでしたか。そういったことだって技術習得の研修だろうと。それから、これは町長だったですか、説明で覚えていたのですが、令和2年度の話だと思いますけれども、農閑期担当職員が農業者を戸別に訪問していろんな話をお伺いして、土づくりの堆肥施用もそうなのだと思いますけれども、いろんな農業の課題についてのやり取りを直接面談をしてやっていますと。私は、それデジタルからすれば非常にアナログですが、一番必要なことではないかなと思って聞いておりました、そういったことをぜひ続けて、行政と農業の距離も言い方変ですけれども、あるし、実際直接的なニーズをどこにあるのだという調査にもなるしと思ひまして、ぜひそれを再開してほしいというようなこともあちこち言っていますけれども、思いながら、こういったことも令和3年度は無理だったのだろうなと思っていますけれども、先ほどに少し戻りますけれども、先ほどの就農後のフォローアップ研修含めて私が今何点か言いました過去に言葉では聞いていたような研修の中身みたいなこと、これ検討されているのでしょうか、聞いておきたいのです。

それと、最後、もう一つこの件に関して、これは令和2年の12月の答弁の中にあつた、この問題と関係ないかもしれませんが、このコロナ禍において田舎志向もあるのか就農相談は着実に増えているという話を耳にしました。今までの自画自賛ではないけれども、町としての取組も多少実がなってくるのではないかなというようなお話を耳にしたのでありますけれども、実際具体的にどのような数が増え、どのような相談があるのかということをお伺いしておこうと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

就農後のフォローアップという部分に関しましては、今のところなかなか実績はございませんが、実践的な就農研修という意味では先ほどちらっと言いましたが、就農体験の方とか来たときに施設栽培なんかも含めて体験していただいています。地熱での就農研修に関しましては、例えば近隣でいえば豊浦町さんですとか、伊達市さんですとか、そういった新規就農の研修する専用の施設、そういう施設栽培の施設を持ってやっている部分なのだと思いますけれども、壮瞥の場合はそういう施設がないというところ

もありまして、ただないからできないというわけではなくて、町内には地熱のハウスやっている農業者さんもいるので、そういう方のところで協力をいただきながら研修も可能ではないだろうかというところの当時のお話だったのかなというふうに記憶しております。

それから、農閑期の農業者さんからのヒアリングということなのですが、これは令和3年度12月から1月にかけて可能な限り訪問して担当の職員いろいろ、今回の情報通信の関係もございましたので、ヒアリングはさせていただいています。また、令和2年度も同じように農業振興係の職員が可能な限り訪問していろいろお話を伺わせていただいています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 少し補足させていただきます。

まず、北海道内の多くの市町で担い手の育成、確保が大事だということで、人がいないので、取り合いたというような感じだともいいと思います。就農に対する地域の受入れ態勢を充実していく、強化していくというのは、かなり大事なことなのだろうなと思っていて、ここに来てから体制を取って進めるようにはしてきているのですけれども、やってみて気づいたことを今回少し修正していこうかなというのが本筋でございます。私としては、就農するために地域に来るといふ方々はやっぱり人生かけて来るので、それなりに私たち責任を持って対応しなければならないと、そんなふうに思っています。いろんな地域でそういう事例を見てきましたので、やっぱり人生を大事にしてあげたいなと思っていて、そういう気持ちで臨んでいるということをまずご理解していただいて、まず相談して入るまでの間の関係機関の連携がちょっと取れていないかなというのがやってみて分かったのです。その段階での審査の仕方、やっぱり就農する意識の高さ、低さってすごく人によってあるものですから、そこをうまく見極めていかないとお互いに不幸になるなというのがあるので、入り口の段階でみんなでちゃんと真剣に議論しようよと、それから審査するときもただ紙で見るのではなくて、口でちゃんとプレゼンみたいな形で聞こうよと、そんな形に変えていきたいなと、まずは入り口論はそういうふうに思っています。

それから、いざ研修に入るときの支援策ってたくさん研修費用出したりするのありますけれども、そこに支援が集中していて、いざ就農してから二、三年の間で一人で頑張って苦労して、でも生産性上がらないというのをどこが支援しているのだと、どこが見てやっているのだと、そういうところがないのです。だから、よその町を僕が見てきた中では、就農後3年ぐらいはやっぱり新規就農者の扱いで、例えば農業大学校で新規就農者の研修ってやっているのです、3年ぐらいの人たちの。そういうところに派遣してあげて、多くの友達をつくってもらって技術を上げていただく、それからトラクターの運転の仕方もあると、そこで勉強できるので、そういうところにフォローア

ップ研修という形で出してあげたいなと、そんなふうに思っていて、そこまでやると多分一気に体系的に入り口から出口まで、出口の後も支援すると、そういう担い手対策ができるかなと、そういうのを進めていきたいと。手探りでやりますけれども、うまく進むかどうか分かりません。ただ、そういう気持ちでやっていきたいと、そういうふうに理解していただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。今の最後の副町長の話の中身も後で質問しようと思ったことですが、これで体系づけて理解できましたので、ありがとうございました。了解いたしました。ぜひ進めていただきたいと。それから、先ほど令和3年はコロナ禍で全くしていないだろうという予測の下に話しましたが、あえて12月から個別にヒアリングしていると、その勇気に感動いたしました。適切な距離を図って、スタンス、よろしくお願いします。

3つ目ですが、持続的な農業経営推進事業であります。従来進めていると、いいですか、地力増進のための緑肥作物の振興補助、それから環境保全のための農業廃プラの適正処理の補助であります。それに加えて、堆肥施用による高品質、高収益作物の土づくりのために支援していく、3つを併せて持続的農業経営推進事業を創設したと。うがった言い方して恐縮ですが、これ過去にある3つ足しただけではないのですかという、字面からするとそう見えるのですが、あえて聞きますが、その持続的農業経営推進事業、3つ足してそれがプラスアルファでもう一回り大きくなったと、そんな理解でいいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

緑肥の事業、廃プラの事業、新たに土づくりの堆肥の助成という事業を3つ併せて1つにしたことによって何かメリットあるのかという部分に関しまして、この3つの事業、取りあえず農協さんで扱っていただく予定になっておりまして、例えば緑肥にしても廃プラにしても購入した種子の量ですとか、出た廃プラの量ですとか、もちろん堆肥の助成に関しては購入された堆肥の量に応じてそれぞれ助成する金額というのは変わってくるのですが、それを一本の事業でやることによって凸凹をある程度平準化しながら、片方が膨らんだら、そちらのほうに予算というか、お金を回したりだとか、そういったようなやりくりが非常に柔軟にできるというようなメリットがあるのでないかというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） そういった考え方もある。分かりましたけれども、それも一つです。ただ、実際にそれぞれが重要な政策であることは間違いなくて、過去の実績も当然積んできた、ただ予算的には種子が2分の1補助でしたか、それから廃プラ、農協と町と受益者、3分の1ずつ、これも変わらないし、堆肥については、すみませ

ん、調べなかったのですけれども、令和2年の8月にコロナ対策、経済対策で85万の予算でやりました。あれを今度自費でやるのですか、行うということで、それぞれが意味のあることも当然理解しますし、進めていただきたいと思うのです。

ここでちょっと話それますが、こうやって環境保全型、地球に優しい農業もやっているし、地力増進で緑肥作物を支援させて、堆肥施用によって高収益、しかも減農薬で、クリーン農業でというようなことを実践しているわけです、そんなに目立っていないかもしれないけれども。実際予算を一つにするのも先ほどの理由は分かりましたけれども、むしろ逆にそれをセットで町内外にアピールする形に変えたらいかがかと。突然何言っているか分からないかもしれませんが、2日前でしたか、朝NHKでオロフレトマトのハウス栽培がテレビに出ていたのです。中村組合長が盛んに説明されておりましたけれども、なぜ今どきか、失礼だけれども、結局再生可能エネルギーを使ったって今風なのです。トレンドなのです。それがなるほど脚光を浴びると。同じように、地球に優しい環境保全型農業であっても、今風という言い方変ですけれども、やはり的を射ているのです、適宜に。というふうに考えれば、それぞれが全てトレンドだと。結局壮瞥というのはそういったことを先進的に進めていくのだぞと、農業にしても。

もっと言えば、堆肥製造も、話あちこち行きますけれども、生ごみ堆肥製造続けることにしました。それは、環境、生活循環というものを一度行革でやめることをまた戻して、今の理事者が、それはそれで評価するし、その地球に優しい生活を継続しながら、環境負荷も軽減しながら、堆肥もそうですけれども、畜ふんですけれども、生ごみについても町内は小さいけれども、観光地なので、いっぱい出るやつを堆肥化して、そんなことを、本当はその堆肥の始まるのときには地域循環型、未利用資源の循環、地産地消、農業と観光の融合みたいなことまで絵としては描いたわけですが、そこまで大言壮語する気はないのだけれども、先ほど言ったようにこつこつと実際やっていることも1つ、先ほどのオロフレハウスみたいに再生可能エネルギー利用のクリーン農業も1つやっている、それから堆肥施用、全てではないけれども、減農薬のおいしい米、低たんぱく、低アミロースのこだわり米もやっている、そういうふうに行っているのだけれども、例えば壮瞥町のホームページの農業の欄、今言ったことみんな書いてあるのですけれども、それぞればらばらにぽつんぽつんぽつんとあるのです。全然関連づけられていない、体系づけられていない、アピールにしてはあまりにもお粗末だなということを感じたのです、長くなりましたけれども。ぜひ言葉の端に、例えば町長がどこかに今後、今あまりないけれども、対外的に行った際にはそういったことを枕言葉ではないけれども、クリーン農業を進めている壮瞥町でございすみたいなことから始まり、農業者自身にもそういう意識をつけてもらう、また町もそういったことを進めているのだと、そんなことをアピールすることで就農希望も出てきたりというようなことにならないかなと希望的観測でオロフレのテレビを見ながら思

ったのですが、いかがですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 今松本議員おっしゃることを本当は先にしゃべりたかったのですけれども、実はこの事業、予算査定をやりながらこういう形になりました。その背景があまり職員には理解されなかったかもしれないのですけれども、それは私の説明が悪かったのだと思うのですけれども、この事業をまず新規、拡充というか、創設した考え方なのでも、今日本の農業、農村を取り巻く最近の考え方、それが実は背景にありまして、実は農水省のホームページを見てもらうと分かるのですけれども、緑の政策、食料システムという形に今なっていて、何を言っているかというと、農業とか水産とか林業とか、将来を見据えて持続可能な食料システムをつくっていかうと。そのために、まず資材やエネルギーの調達という1つテーマがあって、その中には地産地消型エネルギーシステムの構築、まさにうちのような温泉熱を使った活用の仕方とか、それから食品残渣や汚泥等からの肥料成分の回収、活用、やっていることなのです。これを見たときにうちのターンになったかなというふうに思いまして、そこをうまく活用して、あとこのほかにはスマート農業技術みたいなものを活用した、そういうのをイノベーションというのですけれども、それで持続的な生産体制をつくろうという、まさに描いているようなことが凝縮されるものですから、それをよく考えて、それから食料なんかも環境に優しい持続可能なものを訴えながら消費の拡大だとか食育を進めると。まさにおっしゃったようなことが体系的にできるので、町としましてはこういったこの時代の政策をうまく町に対応していくようにアピールしていくために新たな堆肥の取組を加えて、環境物と併せて、地力の増進と併せてこういう事業にまずは仕立てて今後の国の施策の効果的な活用に取り組めるように仕組んでいこうと、まさに一体的にアピールをして我が町にメリットのあるような形で政策を進めていきたいと、活用していきたいと、そんな気持ちを込めて、実はまだまだこの3つだけ併せたらいいかというものではないのですけれども、おっしゃるとおりなのでも、これはさらにアメーバのように増えていくと思いますけれども、いろんな取組が今後、そんな意味合いを踏まえてつくっていると。まさに同じ考えなので、一緒に協力して進めていけたらと思っています。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） よろしくをお願いします。

問題移ります。商工業振興施策でございまして、壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例でございすけれども、これができる背景というのは昨年もあり取りしたので、やめませんが、一応平成二十六、七年ぐらいに国のほうから、これも農村の高齢化、人口減、これは商工会もそのパターンです。商工会そのものが高齢化、後継者不足になっているということを背景に、その存在意義という言い方変ですけれども、地域挙げて支援していきましょうということが背景にあって、それで小規模企業振興基本条

例、全国で広がってきているということがありまして、壮瞥町も令和3年度、去年実はこのことについて町政執行方針で小規模事業者の振興に関する条例を継続して検討を進め、目的、概要、商工会との協議の進捗状況など、すみません、これは僕が質問したのです。答えとして、小規模企業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割を明らかにすることで云々と、それで具体的な施策を含め調整しており、協議を継続して条例制定の準備を進めると、これが令和3年の町政執行方針のお言葉でございました。時期が進みまして、令和4年、今回ですけれども、先ほどの町長の行政執行方針で（仮称）壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、商工会、商工業の振興に必要な新たな施策を商工会等と検討すると。何が言いたいかと申しますと、1年間時間空いているのですけれども、協議するから制定になったという、これはこの後3月定例の議案審議があって、そこで条例制定の議論がされるわけで、時間が前後するのは理解するのですけれども、どうも去年の頭から今年に至るまでの経過と、途中経過ですね、協議の過程等が見えないということがありまして、実際商工会等との協議、調整などはどのようにされたのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ただいまのご質問に対して私のほうから答弁させていただきます。

昨年の町政の執行方針の示されたところからこの1年間の協議の経過というご質問でございました。コロナ禍におきまして中小企業等の町内の経済状況というのが大変甚大な状況にあったということは、議員ご承知のとおりでございますが、その支援という部分でちょっと作業が遅れていたということは否めないかと思えます。ただ、商工会と町内の中小企業をどのように支援していくかという部分は、コロナ禍の事業支援の中であってお互いにより深く理解して10年、20年後の商工事業者の在り方について実は深く議論ができる、そういった期間であったかなというふうに私は個人的に考えてございます。その結果、やはり今コロナ支援で国、道の財源を活用して打っているこの方策についても深く議論をいたしまして、意見をぶつけ合いながら、また金融機関であります伊達信用金庫様もプレミアム商品券等でご協力いただきながら、町内の中小企業の現状についてお互いに理解を深める機会であったと、それに基づいて町独自の条例について議案審議をいただくという機会をいただいているなというふうに感じてございます。国や道が小規模企業の振興条例を制定したから、町もつくるのだということではなくて、やはりこの1年間の議論の中でつくったからいいということではなくて、それに魂を入れていくといいますか、町の施策に反映させるような、そういった仕組みも含めてご提案させていただく予定でございます。そういった経緯で協議を進めてきたということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ぜひ魂入れの作業をよろしくお願いいたしますと思いますが、提案理由の説明ではなくて予算のときの説明でしたか、要するにこの条例に基づいていろんな施策を展開する際に町長の諮問機関として商工会、事業者、町長が選任する者を委嘱して振興施策を調査、審議すると、その審議会を設けるということなのだと思いますけれども、この具体的な、先ほど課長おっしゃったような商工会も含めたいいろんな協議の中で新たな施策も検討していくという話がたしかあったと思うのですけれども、そういったものは審議会において例示されていくものなのか、審議会が実際の壮瞥町にマッチしたような商工業振興施策を例示していく、提案していく、こういう形になるのでしょうか、その確認だけお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

条例の中で審議会を設けまして、これはご指摘のとおり町長の附属機関という位置づけでございます。町内の経済団体であるとか金融機関などから、やはり役場がこういう施策で一方的に進めるのではないと、そういった審議会の委員を委嘱いたしまして、より町内の経済状況、商工事業者の内情に精通している方々からいろんなご提言をいただくというようなことで考えているところでございます。先ほど来話題になっておりますが、コロナ禍にあって経済状況というのが激変してございます。観光入り込み客数もコロナ前に比べると半減と、4割程度の入り込みということで、特に観光事業者を中心にあえいでいる状況の中で町独自ではなくて、そういった地域に精通している方々のご意見もいただきながら施策に反映させていただきたいと、こういう考えでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 分かりました。

質問告知していませんけれども、関連でお伺いしていきたいと思いますのですけれども、昨年6月でした。新型コロナ経済対策として商工会緊急対策事業補助金として2,800万計上しました。これも国のコロナ対策交付金を活用でございますけれども、かなり大規模に商工会員1人というか、1戸に5万、それから令和3年の3月から12月まで9か月間で3か月連続で売上が前年比あるいは前々年度比の30%以下の場合に5%、最大で200万支援、補助しますよという制度が6月に補正で計上されました。それで、この2月にまたさらに同じ規模の額が補正されているのですけれども、実際それがどこまで浸透していったのかと、業者さんに。飲食、旅館、観光業等ということの縛りがあるようでございますし、先ほど言ったように9か月の間の3か月連続で30%以下という条件付ですけれども、最大200万で、減額率の5%でありますけれども、どのぐらいの事業者さんに浸透していったのかということをまず確認を

したいということが1つであります。

それから、あまり時間もないようでございますので、続けて商工振興対策として2年、3年とプレミアム商品券ですとかビジット昭和新山キャンペーンもやっております。一応今のところ令和4年度の町政執行方針に観光協会への補助や振興策への支援は継続するという言葉、短い言葉ではございますけれども、具体の中身はまだ入っていない、上下水道の免除というのは言葉で出ておりますけれども、その辺をどう考えていらっしゃるのかと。言わば令和、ごめんなさい、4年度入ってからの年でしたか、国からのコロナ対策交付金で6,541万7,000円のうち2,590万を活用してやった事業が先ほどのケースで、まだ残り3,497万円が財源としてはあるのかなと理解しますけれども、これは令和4年度言葉では短かったですけれども、観光協会への補助や振興策への支援を継続すると、この辺に還元されて具現化されていくのかというような確認ですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 2点ご質問がございまして、昨年来実施していました緊急経済対策事業の実績といたしますか、その浸透度合いというところからのお尋ねでございますが、令和3年4月に特に観光事業者、先ほど申し上げたような事情もありまして特に打撃を受けているのが観光事業者、飲食や輸送機関であったり、そういう観光関連事業者に対しての追加支援ということで加算型で売上げ減に応じて支援をしてきたところでございます。その4月に行った第1弾のほうは、30事業者、ほぼ町内の観光事業者は皆さん申請いただいたのかなと。額にいたしまして、商工会を通じまして事業費が2,463万9,000円の実績でございました。上限の200万を超えた事業者が、ちょっと今正確ではないのですが、6ないしは7事業者あったかと思えます。つまり頭打ちで200万ですので、実際はそれ以上売上げ減、被害額があったということでございます。一番少ないところでも5,000円からで、幅は大きく広がるのですけれども、特に大型のホテルであるとか団体旅行客を受け入れている施設がその大きな支援先ということになったかと思えます。

この2月に補正させていただいた第2弾の部分も現在今進行中ではございまして、3月18日、来週で一応期限といたしまして、今年度中に実績が出てくると思いますが、ほぼほぼ前回を上回るほどの額の申請、事業者数であろうかと。前回200万上限のところは、ほぼ皆さん出ていまして、やはり200万、比較対象がコロナ前の2019年でございますので、そこと比べて今年度はどうかという、先ほどの入り込み数で申し上げましたが、去年と今年はほぼ変わっていない状況でございますので、当然被害額も大きいということでございます。町としてできる支援の中では、少しでも足しになればということで続けていきたいというふうに思います。

それと、2点目の令和4年度の継続の支援については、これについては今後また新たな追加補正等で内容がつまびらかにされるかと思えますが、議員ご指摘の支援につ

いては継続して支援してまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。

それでは、3点目、(3)の防災対応施策についてということで質問を続けてまいりますが、答弁にもございましたように火山防災アドバイザーに現任の岡田北大名誉教授に加えて、前北大有珠火山観測所所長の大島弘光博士にも委嘱し、2名体制で地域の実情を把握し、科学的見地に基づいて的確に助言をいただく予定だということであります。

まず、質問でございますけれども、どのような場面でどのような事柄にどのような助言をいただこうと、具体的過ぎるかもしれませんが、お二人にどのような役割を、今度2人体制になることで分担されるのか分かりませんが、そういった平時に、通常時ですね、それから災害時にそれぞれ期待するものは何かということをもう少しつまびらかに分ければ説明いただければありがたいと。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は15時10分。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 先ほどのご質問にご答弁をいたします。

お二人の防災学識アドバイザーの役割ですとか、そういったものについてというご質問だったと思いますが、もともと岡田先生のほうには当然火山活動が始まった場合の初動対応ですとか、それからそれだけに限らず防災に関わるまちづくり、火山との共生、そういったテーマで全般を見ていただいて科学的な知見に基づいて助言をいただいていたということでございます。基本的には、同じようなことを継続してお願いをしていく考えですが、最近は大津町のほうにもなかなか以前ほどは来れない状況になってきているようなのですけれども、今の時代ですから、例えばちょうど1年前に火山性地震が起きてちょっと危険な状況になりましたけれども、そういった際にも先生からご助言をいただいて対応しておりましたし、ちょうど今防災計画と、それから延び延びになっております避難マニュアルの案、ある程度出来上がったのですが、その校正をお願いしているところで、そういったいろんな形で複合的に支援をしていただいていると、そういう状況でございます。一方で、大島先生につきましてですが、基本的には同じように初動の対応であったり、あるいは火山対応全般であったり、まちづくり全般であったり、そういったものを同じように対応していただく考えでありますけれども、大島先生の場合には以前北大の観測所長されていたというこ

ともあって今の立香の観測所を拠点にこれまでも活動されてきましたが、以前にもお話ししたかもしれませんが、基本的に大島先生がいなくなったところで施設閉鎖ということになっておりましたので、それを今北大のほうと調整をして、また同じく立香の観測所に拠点を置いていただいて、今度は防災学識アドバイザーという立場で町のほうに指導、助言をしていただけるように、そのような形で進められるように今北海道大学のほうと調整をしているというところでございます。分担というお話もありましたが、町側のほうから岡田先生にはこれで、大島先生にはこれとか、そういう分担というのは今のところは考えておりません。ただ、お二人の中で調整をされて対応していただけるということはあるのかなというふうには考えております。

概要でございますが、以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解をいたしました。2名体制で防災アドバイザー、防災行政においても非常に喜ばしきことだろうというふうに思いますけれども、私違った意味でもいいことではないかというふうに感じてございまして、多少ずれておきますけれども、話が、例えばジオパーク推進協議会があります。当然我々も負担をしていますけれども、事務局があって、昨年でいいのでしたか、学芸員というのですか、学術専門員といえいいのですか、ユネスコの現地視察の中でそういった者を置けと言われて、今後について、そういう人が来たということの報告あってほったという状況だったのですけれども、その方も諸事情でいなくなったと。別にそれに合わせたわけではないのでしょうけれども、その事務局体制を支援する形でうちの町職員がずっと出向しておりましたけれども、それも個人の判断ですけれども、事務局のほうに専任するという言い方変だけれども、洞爺湖町の職員として今度その仕事をされていると。それはそれで個人の判断とか状況でされるのでしょうけれども、ちょっと不満というか、おやっと思っていたのは事務局体制といいながら例えば自分のところの町からプロパーの職員を育成もせず、プロパーというのは自分のところで職員を専門職として育てていくという、そういったこともせず、ほかの町から、構成員ではありますけれども、ずっと出向を継続させて、しまいにはそちらで専門職として就職してしまったというような在り方、個人的に批判ですけれども、それ以上言いませんが、に比べて翻って私どもの町はそういった表立った事務局でも今ありませんし、集客能力も含めてそんなにそれほどの……そういった力もない、その代わり逆に一番大切な学術的な部分といいますか、アカデミックな部分といいますか、その辺はどこよりも、火山に関してですけれども、充実している、それは人も情報も含めてでありまして、その核となるのが岡田弘先生だったと思いますし、そこに足したわけではないですけれども、大島先生も町の考え方に理解示されてご自身の判断でまた継続して観測所にいていただくということ自身が壮瞥町として防災のまちづくりもさることながら、ジオパークに代表されるような火山学習の先進地ないしは研究テーマ、フィールドワーク

の先進地みたいな形で発信できることに多少つながればというふうなことの期待を持っておりまして、そういったことをぜひ重層的に進めて、うちの町でできるうちの町の特技、それは人や情報を持っていることでありまして、それを大切に、そしてそれに続くものも育成を含めて進めていただければなと。行政として何ができるかは定かではありませんけれども、少なくとも協議会として連携していく中ではある意味冷静な指摘もあっていいのではないかと。一議員からではありますけれども、プロパーの職員も育っていないような事務局があっていいのでしょうかというような、適切な発言ではないかもしれませんが、何らかの機会にそういった発言をぜひしていただきたいなと。すみません。横道にそれましたけれども、そういったことでアカデミックな学術的なところの軸足、壮瞥町として今後進めていっていただきたいというような期待を込めて、質問になっていませんけれども。

次に行きますが、自衛官のほうです。こっちのほうは、国費というか、特別交付税の対象になるそうございまして、実際以前にも退職自衛官、結構若くして退職されるので、第二の人生を探すのに苦労しているという情報を聞きましたし、それを全国的なのか自治体が応援する形で防災に関する会計年度任用職員でいいのですか、違いますか、専門職ですか、失礼しました。そういった形で任用していくということだそうですねけれども、これは以前にも聞いたことなのですねけれども、もう一度確認いたします。自衛官の職種にもいろいろあると思うのですけれども、私どもの町で求める火山防災を含めた防災アドバイザーとしての能力と言ったら失礼ですねけれども、経験とか知識とか、そういったものをお持ちの方がお越しいただくのか、ないしはそうではなくて一般的な専門分野を特定できないで見えるのか、その辺のことお伺いしたいと。確認です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

退職自衛官の方の採用に関してなのですが、基本的にこの方はアドバイザーではなくて任期付職員という名前なのですが、基本的には町の正職員という扱いになります。ですから、先ほどの岡田先生や大島先生のように外部の非常勤の方とは立場が大分違うというところがございます。今回採用する方については、実はもう決まっているのですけれども、町としては先ほどのようなアドバイザーのお二人とはまた違って自衛隊の中で現場をいろいろ経験して、あるいは組織的な動きといいましょうか、災害時のマネジメントというか、そういったところの知見を持っていらっしゃる方だったらいいなというのは考えてはいたのですが、実際お話をしてみますと自衛隊一筋で何十年勤められた方でかなり上位の職にも就かれた方ですし、東日本大震災ですとか、あるいは阪神大震災ですとか、大きな災害のときには現場に行ってお前の最前線でも活躍をされましたし、あるいは現場に行ってもちょっと後方側といいましょうか、補給する側だとか、そういうマネジメントする側のこともやられたりと、まさしく私ども

町職員ではどうしても経験できないような、そういう経験を積まれてきて、さらに退職に当たって行政の中で働くため、防災の業務に就くための内閣府が行う研修も受けて防災マネジャーという資格も取得されて、いろんな実体験であったり、あるいは知識であったり、そういうものを備えた方だというふうに私も思っておりますけれども、今回についてはそういった方を４月から任期が限られた状況ではありますけれども、採用させていただいていろんな幅広い意味での、火山だけではなくて幅広い意味での防災体制の強化、危機管理体制の強化、それから自衛隊を含めた関係機関とのネットワーク、そういったものを強化をしていって町の安全、安心といいたいでしょうか、そういった防災まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。今回の採用に当たっては、そのような方を想定というか、予定をしております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 了解しました。

では、次に進めます。クラウドＰＢＸの導入について、プライベート・ブランチ・エクステンジというのだそうですが、エクステンジならいいではないかと思うのですが、ＰＢＸ、いいのですけれども、結局電話交換機というふうな言葉に日本語で換えればいいのですよね。以前から説明がありましたけれども、クラウドＰＢＸというのは電話交換機機能をインターネット上で構築するサービスで、インターネットを介して複数施設の電話網を一括管理する、あるいはスマホとも内線接続が可能となると、こういうふうに説明をいただいていますし、それで現在壮瞥町では役場庁舎と保健センターに各１台ＰＢＸ、電話交換機があります。ちょうど保守期限が超過しているため、更新しなければいけない状況が続いている、そこで国が進める自治体ＤＸ、また出ましたけれども、自治体デジタルトランスフォーメーション、トランスフォーメーションならＴではないのですかと言いたいのですけれども、何でＸなのか、分かりませんが、この自治体ＤＸ計画に沿って導入すると、これは交付税算入になるというふうな説明を受けております。結果的に答弁にございましたけれども、庁舎、保健センター、子どもセンター、情報館、それぞれの電話網をインターネットを活用して一本化できると、クラウドＰＢＸの導入ですね。そして、スマホとも接続可能になると。よって、仮に有珠山噴火対応などで役場庁舎機能を情報館に移転する際も、現状では電話回線の少ない通信環境ですが、それも改善することになると。ということで導入を決めたということなのでありますが、それで理解はするわけでありまして、実際その費用対効果について伺いたかったわけでありまして、現行電話システムというのは年間で４施設合わせて２２１万８,０００円で、５年間で主装置の、ＰＢＸでしょうね、その更新をしたとすれば１,５６３万５,０００円、これ予算説明のときに総務課長がおっしゃった数字ですから、そしてクラウドＰＢＸを導入した場合は年間運用費で４８４万、２００万超える、５年間で２,４２０万、９００万近くですか、上る

と、増加するというのは数字では言われているわけです。そこで、費用対効果ということに戻りますけれども、そこまでして国が進めているとはいえども自治体DX、トランスフォーメーション計画に進めていくうちの町にとってのメリットは、ないしは住民にとっての行政サービス向上のメリットはどこなのですかというのを平たく我々に納得いく説明いただければありがたいというのが質問でございますが。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

PBXの概要ですとか、あるいはご説明をさせていただいたメリット、デメリットというのは、今ご質問をいただいたおおむねそのとおりかなというふうに思います。メリットというと、具体的な成果が目の前にぽんと見えるというものではないのですが、一番分かりやすいところとしては電話網を今町の施設として4施設、役場と保健センター、子どもセンター、情報館、4つの施設を一つの電話網に収めるという、そういう事業なのですが、それぞれが今電話がつながっていない状況、内線がつながっていない状況の中でお電話をいただいたときに今までは別の施設であれば、すみませんが、つながっていないので、かけ直してくださいと言って切ってお電話番号を案内すると。そういうものが今後は、電話番号を残したまま内線で転送するということで、当然ワンストップサービスといいましょうか、そういったサービス面での向上というのは大きいと思います。

それから、ご質問の中にもありましたが、主に火山災害を想定していますが、万一この役場が情報館に移転をしなければならなくなった場合、その場合に情報館のほうに何十人という職員が移っても今の情報館の電話の通信網では電話機が数台しかないと、そこに何十人の職員が行っても何も連絡体制が取れないと、そういう状況が実は機能移転のシミュレーションの中で大きな課題の一つになっていました。それを電話網をインターネットの中にくることで迅速に、かつ経費もそうかからずに電話網をつくれるという、それはあくまでも万一に備えてということではありますが、実際に起これば、またそこで数百万であったり、あるいは何週間も電話体制が取れないという災害対応としては致命的な状況になってしまいますので、そういう意味ではこのお金を投資したからといって、ではあした災害が起きるわけではありませんから、いつメリットが生まれるかというのは分かりづらいのかもしれませんが、安定した行政運営、災害にも備えるということを考えると、ましてこれからの時代こういった機器を活用して行政運営もやっていく、そういう時代になってきているということを考えると必然といいましょうか、ちょうど更新に迫られたこの時期にやるということは意義があるといいましょうか、そういうような認識であります。細かいメリット、住民の方というよりはむしろ行政サービスをどんどん効率化していくという、そういう意味合いが強いですが、スマホとつなげられることでテレワークをしやすい環境をつくったり、あるいは災害時の対応でも電話機を持ってその場でリアルタイムに対応した

り、そういうことを登別市さんなんかも今やっているのですけれども、そういう細かなところはありますが、主たる意義でいうと前半に申し上げた２点が一番大きいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 私は、別にこのクラウドＰＢＸの導入を否定的に捉えているわけではありませんで、ただアナログな人間なものですから、過去にも役場庁舎の情報通信機器の入替え、デジタル化の際に例えばＬＧＷＡＮ、あるいは地域イントラネット、中間サーバープラットフォーム、これは住基ネットですよ、西いぶり広域連合の電算、それぞれメリットがあってこういうことを進めるよという説明は受けまして、それを十分に理解していないのかもしれませんが、今でもそれがどういう役割をしているのかというのはきちんと説明はできないのですけれども、果たして住民サービスにどのように効果としてつながっているのだらうと思うと、その費用を考えた場合に効果としての行政のほうの効率化は実際図られているのだらうかというのも含めてなののですけれども、効率化や省力化含めて、それこそ人口が減っていき、行政のマンパワーも減っていったときでもそういったもので可能にする行政機能、ましてや多岐にわたって増えていくと、業務は。それに対応するためには必要なのだというふうに聞かされてはいても、本当に効率化、省力化につながっているのか。予算書で分かるわけですが、コストアップは。ましてや住民サービスにどうつながっているのだというところでいつも足止めといいますか、思考が止まるのですけれども、今回も説明聞くと行政の電話のシステムが効率化されて、町民から役場にかけて２１２１にかかったやつを保健センターにかけてくださいと言わなくてもかかって、なおかつ保健師さんにつながる、保健師が外勤していた場合もそのまんまスマホにかかると。こういうぐらいの理解はしたつもりなののですけれども、確かに便利といえば便利ですが、それ以上のものがあるのでしょうかねというところで止まっているのですけれども、それでほかに何かないのですかと聞いたら、今それに尽きるのではないかというところなのです。

ちなみに、賢明な総務課長さんだから、いろいろ調べられていると思いますけれども、自治体ＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの行き着くところではないのですけれども、住民サービスの先進地域というのは結構あるようでございますが、知っていましたか。自治体ＤＸが担うものってビジネス・プロセス・リエンジニアリング、聞いたことありますか。僕は、初めて聞いたけれども、業務改革とか業務再設計というそうございまして、それを行政にやっこうと。仙台市では、窓口手続のデジタル化、押印の廃止、添付書類の簡素化、キャッシュレス決済の導入、デジタルでつながる市役所、デジタルで子育ての応援相談をしますみたいところを研究なのか、進めているそうございまして、北見市でもワンストップ窓口の導入などをこの自治

体ＢＰＲ、デジタルトランスフォーメーションの行った先なのでしょうけれども、ここまでやりますよという説明だったら、何となく理解もしないではないですが、ごめんなさい、納得といいますか、やっぱりどうしても電話が機能アップするよというところで止まってしまうのですが、ぜひそういったことの先進地区の取組も研究されて住民サービスの向上につながる工夫を庁内的にも検討いただきたいということが１つと、実はこの答弁で初めて知ったのですが、役場庁舎をここに建設する際にバックアップ機能として情報館に役場の機能を持っていく、ヘッドクォーターといえいいのか、指導機関といいますか、そのまんま理解していましたが、いやいや、実際移ったら電話パンクしますというような話で、今その危機を知らされたわけで、そういったことを含めると当然必要なだろうけれども、そうだったのかと思ってしまったわけですが、そういったものの弱点ってほかにもあるのかなと思ってこの答弁書見たのですが、もし今分かってそんなものがあるなら、こういうところが欠けていますよというようなところが防災に関してか分かりませんが、情報通信だけでいってもいいのですけれども、先ほど電話のこと言いました、情報館の回線、現状。ほかに何かあれば、ついでにお話いただければ、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、前半の自治体デジタルトランスフォーメーションの話でございますが、基本的にこれは国が計画を定めて令和７年度までに全国の自治体をこの計画に沿って情報化といえましょうか、デジタル化というものを進めていって行政の効率化、同時にそこから住民サービスの向上につなげていくというのが骨子の計画でございますから、多少濃淡はあるのかもしれませんが、基本的には当町においても他の市町村と同様にデジタル化を進めていくことになるのだろうというふうに思います。デジタルトランスフォーメーションの柱としては、１つはマイナンバーです。これは、まさしく住民の皆さんに直結する話ですが、マイナンバーのカードを普及していったサービスを対面ではなくてもできるようにしたりとか、あるいはカードに今予定としては例えば免許証機能を載せたりとか、そういうことを国のほうで今研究をされていますが、そういういろんな意味でのデジタル化というものが進んでいくと。それが一つの柱で、あともう一つは今ＰＢＸで一例として出しましたが、行政のサービス、行政の事務ですね、今実は行政用のいろんなシステムというのが全国の自治体でばらばらになっていて、それを全国統一するとか、そういったことも入っていますし、ＡＩですとか、そういったものを使って簡易なロボット的なものを役場にも持ち込んで事務の効率化を図っていくと、挙げていくと切りがないですが、そういったものを国として進めると。では、それが達成されたときに必ず目に見えて本当に町民の方の生活がこう変わりましたということが今の段階で言えるかと言われると、正直ちょっとおぼろげかなというところも実はあります。かつて２０年前ぐらいになるのでしょうか、ＯＡ

化とか、あるいは役場の中にどんどんパソコンを導入していったときに、ではこれが果たしてすぐどう住民サービスにつながるのだということを多分当時も疑念視されたと思いますが、結果的にはこれは行政としての先進的な取組というよりは恒常的に行わなければならないような必要経費というか、そういうふうに多分なっていくのだろうというふうにこれまでの流れを見れば想像しているところであります。本当は、本来であればこの場でもっと明確に皆さんの生活がこう変わりますということを言いたかったのですが、現状としてはそのような中で国策の中で町としても後れを取らないように並走して進んでいくと、そのような考え方でいるというところでございます。

それから、情報館をヘッドクォーターというか、にしたときの何か不足ですとか憂慮されるところはないのかというようなお話がございましたが、一番大きかったのは実は先ほど申し上げた電話機能でございます。パソコンというか、インターネットであったり、そういうネットワーク関係はもう既に情報館のほうが本部になっていますから、そこから情報を逆に役場に引っ張ってきている、そういう状況ですので、パソコンだけ持っていけば、それなりにケーブルであったり、そういったものが整っていれば、消耗品が整っていればすぐに迅速に切り替えて対応できるというふうに考えております。強いて挙げれば、情報館に限られたスペースですから、かなり手狭な役場機能になるのだろうなということは想像はしているのですが、非常事態ですので、それはやむを得ないかなと思います。一番心配したところは電話なので、そういう意味では今回この事業が進めば大分心配のところは解決するかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時38分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和４年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第２号）

令和４年３月１１日（金曜日） 午前１０時００分開議

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 議案第３号ないし議案第２２号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忖君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
１番 菊地敏法君 ２番 松本 勉君
を指名いたします。

◎議案第３号ないし議案第２２号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第３号ないし第２２号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和４年第１回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第３号から議案第２２号までの合計２０件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。議案第３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

現委員の郡松太郎氏は、令和４年５月３１日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和４年６月１日から令和７年５月３１日までの３年間となります。

なお、別添のとおり履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案理由説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き議案について説明させていただきます。

２ページになります。議案第４号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

3 ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）について。

令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 41 億 4,266 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 3,125 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 7,391 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 4 年 2 月 10 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。7 ページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 3,125 万 1,000 円の追加となります。道路橋梁維持経費の除排雪業務委託料になりますが、本年度の 12 月から 1 月までの気象状況については平年に比べて降雪量が多く、さらに低温の日が続いたことから、除排雪等作業に要する時間が大幅に増加し、既定の予算では不足が生じるため、2 月から 3 月分までの執行を見込んで計上するものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 3,125 万 1,000 円となります。

4 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

8 ページになります。議案第 5 号 壮瞥町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

壮瞥町企業版ふるさと納税基金条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、企業版ふるさと納税に係る基金を設置することにより、寄附受領年度以降の地方創生事業に計画的に基金を充てることが可能となることから、当該寄附金の有効活用と円滑な制度運営を図るため、新たに制定するものであります。

9 ページを御覧ください。条例の概要であります。この条例は第 1 条から第 7 条までの 7 条立てとなっております。

第 1 条では、基金の設置について壮瞥町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げた事業に充てるものと規定し、第 2 条では基金として積み立てる額について一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

第 3 条では、基金の管理を規定し、第 4 条及び第 5 条では基金の運用益金の処理や繰替え運用について規定しております。

第 6 条では、基金の処分について規定し、第 7 条では基金の管理に関して必要な事

項は町長が別に定めることとしています。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

10 ページになります。議案第 6 号 壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。

壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、中小企業等の振興に関し、基本理念を定め、町の責務や中小企業等をはじめ商工会等関係団体の役割、町民の理解と協力について明らかにするとともに、中小企業等に係る振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに制定するものであります。

11 ページを御覧ください。条例の概要であります。この条例は第 1 条から第 11 条までの 11 条立てとなっております。

第 1 条では、条例の目的を中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することと規定し、第 2 条では用語の定義を規定しております。

第 3 条では、中小企業等の振興に関する基本理念を規定するとともに、第 4 条では町の責務を規定しております。

12 ページになります。第 5 条から第 8 条までは、中小企業等や商工会、金融機関の役割とともに、町民の理解と協力について規定しております。

第 9 条では、基本理念に基づく施策の基本方針について規定するとともに、13 ページになりますが、第 10 条では施策の調査審議について審議会の設置等を規定しております。

第 11 条では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

また、附則で、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

14 ページになります。議案第 7 号 壮瞥町の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

15 ページを御覧ください。本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、この条例において独立行政法人等の定義規定として引用している独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

附則では、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

16 ページになります。議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、育児休業等を取得しやすい雇用環境の整備等を目的として、いわゆる改正育児・介護休業法が本年４月から施行されることを踏まえ、本町においても人事院規則の改正内容等に準じて所要の改正を行うものであります。

17 ページを御覧ください。条例の改正内容であります。第２条第３号では非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、現行の引き続き在職した期間が１年以上とする規定を廃止することとし、条文を整理しております。

第１８条第２号では、部分休業について同様の整理をしております。

第２２条及び第２３条は新設で、第２２条では育児休業等を取得しやすい勤務環境にするため、妊娠または出産等についての申出があった職員に対して制度等の周知や意向確認を行うことなどを規定し、第２３条では前条と同様の目的のため、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう相談体制の整備等を行うことなどを規定しております。

附則では、この条例は、令和４年４月１日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

18 ページになります。議案第９号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和３年８月１０日付の人事院勧告に準じて議会の議員及び特別職の職員のそれぞれの期末手当について年間支給月数を４.４５月分から４.３０月分に０.１５月分引き下げるものであります。また、令和３年１１月２４日の閣議において経済対策等政府全体の取組との関連を考慮し、令和３年度の引下げ相当額を令和４年６月の期末手当から減額することが決定され、同時に各地方公共団体においても国家公務員の取扱いを基本として対応するよう通知がありましたので、本町においてもこの取扱いに準じて所要の改正を行うものであります。

19 ページを御覧ください。条例の改正内容になりますが、第１条及び第２条におきまして議会の議員及び特別職の職員のそれぞれについて期末手当の乗ずる率を１００分の７.５引き下げることを規定しております。

附則では、この条例は、公布の日から施行することとして、第２項では議会の議員について、第３項では特別職の職員について、それぞれ一般職の職員と同様に令和４年６月に支給する期末手当の額が令和３年１２月の期末手当を人事院勧告どおりに支給していた場合と同様の結果となるように減額調整することを規定しております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

20 ページになります。議案第１０号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和３年８月１０日付の人事院勧告に基づき、期末、勤勉手当の年間支給月数を４.４５月分から４.３０月分に０.１５月分引き下げるものであります。また、令和３年１１月２４日の閣議において経済対策等政府全体の取組との関連を考慮し、令和３年度の引下げ相当額を令和４年６月の期末手当から減額することが決定され、同時に各地方公共団体においても国家公務員の取扱いを基本として対応するよう通知がありましたので、本町においてもこの取扱いに準じて所要の改正を行うものであります。

２１ページを御覧ください。条例の改正内容になりますが、期末手当の額について本年６月及び１２月に支給する期末手当基礎額に乗ずる率を１００分の７.５引き下げることと規定しております。

附則では、この条例は、公布の日から施行することとして、第２項では令和４年６月に支給する期末手当の額が令和３年１２月の期末手当を人事院勧告どおりに支給していた場合と同様の結果となるように減額調整すること、第３項では規則への委任を規定しております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

２２ページになります。議案第１１号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

２３ページになります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関するものでありますが、このたび国から条例の適用を令和４年６月３０日まで延長する旨通知がありましたので、附則第２項に規定する失効日、令和４年３月３１日を令和４年６月３０日に改めるものです。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしています。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

２４ページになります。議案第１２号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和３年６月１１日付で全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法及び地方税法の一部改正が行われ、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置に関する規定が創設されたため、壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する

ものであります。

25 ページを御覧ください。条例の改正内容であります、壮瞥町国民健康保険税条例第 21 条の 2 の次に第 21 条の 3 を追加し、第 1 項では当該年度において未就学児の被保険者がある場合の当該未就学児に係る当該年度の被保険者均等割額について規定しており、当該未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額とすることとしております。

また、第 2 項では、当該年度において国民健康保険税を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額について規定しており、当該未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額から国民健康保険税を減額する額を控除して得た額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額としております。

また、附則で、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしており、経過措置として、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

26 ページになります。議案第 13 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 14 号)について。

令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 14 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 41 億 7,391 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 8,776 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 6,168 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 3 条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 4 条、地方債の変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。39 ページになります。議会費、議会費、議会費で 63 万 6,000 円の減額となります。議会一般の議員期末手当になりますが、議員報酬月額について令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 1 年間条例本則で定める報酬月額を約 8 %減額して支給する改正条例の規定により、本年度の議員期末手当の現計予算から執行額の確定に伴い減額するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 44 万 8,000 円の追加となります。一般管理事業になりますが、通信運搬費について既定の予算では不足が生じるため今後の執行を見込んで 16 万円を計上するとともに、道職員派遣交流負担金については実績を見込

んで 18 万 8,000 円を計上するものであります。また、役場庁舎等維持管理経費になりますが、光熱水費について電気料金が原油価格の高騰により値上がりし、既定の予算では不足が生じるため、今後の執行を見込んで 10 万円を計上するものであります。

財政費、財政管理費で 30 万円の減額となります。財政一般事務経費の印刷製本費になりますが、実績により整理をするものであります。

財政調整基金費で 9,248 万 2,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、地方交付税の追加交付等に伴い、計上するものであります。

地域振興基金費で 400 万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、本年 2 月に寄附を受けた指定寄附金について次年度において指定された事業に繰り入れて執行するため、当該基金に積み立てるものであります。なお、寄附者から指定された事業につきましては、仲洞爺野営場の環境整備となります。

ふるさと応援基金費で 610 万円の減額となります。ふるさと納税事業の報償費の増額に伴う積立金額の減となります。

企業版ふるさと納税基金費で 3,010 万円の追加となります。本年 2 月に企業から壮瞥町のまち・ひと・しごと創生推進事業に活用する目的でいただいた企業版ふるさと納税による寄附を次年度以降の事業に活用するため、企業版ふるさと納税基金に積み立てるものであります。なお、国の規定により、積立額のうち寄附を充てる分の割合を 10 割未満とすることとされているため、一般財源 10 万円を加えて計上するものであります。

公共施設等整備基金費で 1 億円の追加となります。公共施設等整備基金積立金になりますが、地方交付税の追加交付等に伴い、計上するものであります。

40 ページになります。企画費、企画費で 627 万 9,000 円の追加となります。行政情報システム運用管理事業になりますが、マイナンバーカードを活用した転入、転出手続のワンストップ化を図るため住民記録システムを改修するもので、西いぶり広域連合負担金（電算）を 17 万 9,000 円計上するものであります。また、ふるさと納税事業になりますが、ふるさと納税特産品に係る報償費で 610 万円の追加となります。お米などのように、寄附を受けた年度の翌年度にまたがって返礼品を送付するタイプへの寄附が増えたことで本年度分の報償費に不足が生じるため、計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費では財源の変更で、りんごまつり事業や昭和山国際雪合戦事業、地域交流センター運営交付金に過疎債（ソフト）を充当しておりましたが、これら事業の中止に伴い事業費が減額となったため、充当する事業を町営温泉施設等利用料負担事業に変更するもので、地方債に 710 万円を追加し、一般財源を同額で減額するものであります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で 1,300 万円の追加となります。障害者自立支援給付等事業の介護給付、訓練等給付費扶助費になりますが、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大の影響により施設利用者の帰省等の機会が減少し、利用日数が増加したことや転入による利用者が増加したことに伴い、既定の予算では不足が生じるため、計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 65 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、初めに光熱水費 35 万円の追加になりますが、温泉ポンプの稼働に係る電気料金の値上がりに伴い、既定の予算では今後の執行に不足が生じるため、計上するものであります。また、機械器具費等で 30 万円の追加になりますが、蟠溪の国有泉源のラインポンプ 1 台を購入するものであります。当該泉源については、2 台のポンプで交互に運転をしておりますが、昨年 11 月に 1 台が故障し、予備に保管してあったポンプを使用して修繕をしたため、今後の不測の故障に備えて予備用ポンプを補充するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 57 万円の減額となります。資源ごみ処理管理の自動車購入費になりますが、資源ごみ収集車両の購入に係る執行残を整理するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 75 万 2,000 円の減額となります。一般農政事業のりんごまつり補助金で 63 万 2,000 円の減額となります。本年度のりんごまつりについては、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況を踏まえてそうべつりんごまつり実行委員会において開催の中止が決定されたところですが、代替事業として実施したウェブサイト上のりんごまつりのPR及び販売事業が確定したため、整理をするものであります。また、新規就農支援対策事業の就農研修受入れ農家指導謝金で 12 万円の減額となります。昨年 2 月から町内で新規就農を目指して就農研修を開始していた就農研修者が自己都合により 5 月に研修を中止したため、研修受入先の指導者に対する謝金を整理するものであります。なお、財源の変更になりますが、りんごまつりの中止に伴い、地方債で 70 万円を減額するとともに、一般財源ではりんごまつりのウェブサイト代替事業費と就農研修受入れ農家指導謝金で 5 万 2,000 円を減額する整理をしております。

41 ページになります。商工費、商工費、観光費で 670 万円の減額となります。その内訳になりますが、昭和新山国際雪合戦事業で 700 万円の減額となります。本年度に予定をしておりました大会が中止されたことから、執行状況を踏まえて整理するものであります。また、そうべつ情報館運営事業の光熱水費で 30 万円の追加となります。電気料金が原油価格の高騰により値上がりし、既定の予算では不足が生じるため、今後の執行を見込んで計上するものであります。なお、財源の変更になりますが、地方債で 630 万円、その他で 70 万円をそれぞれ減額するとともに、一般財源で 30 万円を追加する整理をしております。

土木費、水道費、水道費で 7 万 6,000 円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い、整理をするものであります。

す。

下水道費、下水道費で 90 万 7,000 円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業繰り出し分で 84 万 2,000 円、管理型浄化槽事業繰り出し分で 6 万 5,000 円について、それぞれ集落排水事業特別会計の補正に伴い、整理をするものであります。

また、浄化槽費で 181 万 4,000 円の減額となります。合併処理浄化槽整備事業になりますが、合併処理浄化槽設置費補助金で 154 万 4,000 円、単独処理浄化槽撤去費補助金で 27 万円について、それぞれ実績により整理をするものであります。

住宅費、住宅建設費で 309 万 5,000 円の減額となります。公営住宅等整備事業のしらかば団地屋上防水改修、外壁塗装工事について実績により整理をするものであります。なお、財源の変更になりますが、国庫支出金で 28 万 4,000 円、地方債で 290 万円を減額するとともに、一般財源を 8 万 9,000 円追加する整理をしております。

消防費、消防費、消防費で 751 万 5,000 円の減額となります。消防負担金になりますが、西胆振行政事務組合消防負担金について実績額の確定に伴い整理をするものであります。

教育費、小学校費、学校管理費で 80 万円の追加となります。小学校運営事業の燃料費になりますが、原油価格の高騰に伴い燃料費の価格が値上がりし、既定の予算では不足が生じるため、今後の執行を見込んで計上するものであります。

42 ページになります。中学校費、学校管理費で 55 万円の追加となります。中学校運営事業の燃料費になりますが、原油価格の高騰に伴い燃料費の価格が値上がりし、既定の予算では不足が生じるため、今後の執行を見込んで計上するものであります。

教育振興費で 27 万 5,000 円の追加となります。中学校教育振興事業の要保護、準要保護生徒援助費になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した家庭などがあり、当初の見込みよりも就学援助の認定者数が増加し、既定の予算では不足が生じるため、計上するものであります。

社会教育費、社会教育総務費で 30 万円の減額となります。社会教育推進事業の P T A 連合会補助金になりますが、主催事業の中止に伴い、整理をするものであります。

また、交流センター費で 250 万円の減額となります。生涯学習推進事業の地域交流センター運営交付金になりますが、地域交流センター運営ボランティア実行委員会が主催する各種事業の中止に伴い、整理をするものであります。なお、財源の変更になりますが、地方債で 250 万円、その他で 40 万円を減額するとともに、一般財源で 40 万円を追加する整理をしております。

43 ページになります。国際交流費、国際交流費で 2,486 万 8,000 円の減額となります。外国語教育推進事業になりますが、J E T プログラムによる英語指導助手の招聘を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により来日が難しいことから、執行見込額を整理するものであります。また、中学生フィンランド国

派遣（海外研修）事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により今年度も海外研修の実施を中止し、道内における代替研修事業を実施したため、執行残を整理するものであります。さらに、ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入れ事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により今年度も来日がかなわなかったため、当該受入れ事業に要する経費について整理をするものであります。

公債費、公債費、利子で 180 万円の減額となります。町債利子償還の公債費利子になりますが、借入れから 10 年経過による利率見直しに伴う整理になります。

44 ページになります。諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 11 万 5,000 円の追加となります。国、道支出金返納金になりますが、子ども・子育て支援交付金国庫返納金で 11 万 3,000 円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金国庫返納金で 2,000 円の追加となりますが、いずれも令和 2 年度の事業費の確定に伴い生じた返納金を計上するものであります。

給与費、給与費、給与費で 900 万円の減額となります。給与費について実績を見込んで過不足を整理するものであります。その内訳になりますが、一般職給で 380 万円の減、時間外勤務手当で 100 万円の減、期末、勤勉手当で 270 万円の減、職員共済組合納付金で 110 万円の増、職員共済組合特別納付金で 260 万円の減となります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 360 万円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、消耗品費で 53 万 5,000 円の計上となります。町内各学校における衛生対策や感染防止対策を図るため、アルコール消毒液 10 缶、オートディスペンサー 11 台、飛沫防止ガード、空気清浄機用フィルター類等を購入するものであります。また、小中高等学校備品購入費で 306 万 5,000 円の計上となります。町内各学校における少人数指導の実施や教室内の感染防止対策を図るために必要な備品を購入するもので、学校別の内訳としましては小学校ではテレビモニター 1 台や短焦点プロジェクター 2 台、CO2 モニター 10 台、中学校では短焦点プロジェクター 3 台やサーキュレーター 3 台、空気清浄機 2 台、高等学校では短焦点プロジェクター 2 台、スタンダードスクリーン 3 台、足踏み式消毒液スタンド 4 台、作業台 4 台、包丁殺菌格納庫 1 台を購入するものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 240 万円の追加となります。公共施設管理維持体制持続化事業になりますが、本年 1 月 27 日から全道を対象にまん延防止等重点措置が適用されたこと、さらに本町及び西胆振地域における新規感染者数の急増する状況を踏まえ、町営温泉 3 施設の利用者を町民等に限定することとしましたが、この対応によって生じた指定管理者の減収に対して支援金を交付するものであります。

37 ページを御覧ください。歳入では、地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金で 111 万 6,000 円の追加となります。実績による整理をするものであります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2 億 524 万 8,000 円の追加となります。

使用料及び手数料、使用料、総務使用料で 195 万 2,000 円の減額となります。本件につきましては、一般財団法人自然公園財団に昭和新山駐車場に供する目的で使用を許可している行政財産について、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な収益減が生じていることから、その行政財産使用料の一部を免除するものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 650 万円の追加となります。介護給付、訓練等給付費負担金になりますが、障害者自立支援給付等事業に係る国庫負担分を計上するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で 17 万 9,000 円の追加となります。社会保障・税番号制度システム整備補助金になりますが、マイナンバーカードを活用した転入、転出手続のワンストップ化のための住民記録システムの改修に係る国庫補助金を計上するものであります。

土木費補助金で 66 万 8,000 円の減額となります。この内訳になりますが、合併処理浄化槽整備事業に係る循環型社会形成推進交付金で 29 万 4,000 円、単独処理浄化槽撤去費交付金で 9 万円、さらに公営住宅等整備事業に係る社会資本整備総合交付金で 28 万 4,000 円について、いずれも執行額で整理をするものであります。

教育費補助金で 180 万円の追加となります。新型コロナウイルス感染症衛生対策費に係る学校保健特別対策事業費補助金を計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 325 万円の追加となります。介護給付、訓練等給付費負担金になりますが、障害者自立支援給付等事業に係る道負担分を計上するものであります。

38 ページになります。財産収入、財産売払収入、物品売払収入で 10 万 6,000 円の追加となります。その他不用品売払い代になりますが、資源ごみ収集車の売却額の確定に伴い、計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 3,410 万円の追加となります。新型コロナウイルス感染症対策に対する指定寄附金として 10 万円、壮瞥町のまち・ひと・しごと創生推進事業に活用する目的の企業版ふるさと納税寄附金として 3,000 万円、仲洞爺野営場の環境整備を目的とした地域振興に対する指定寄附金として 400 万円の寄附をそれぞれいただいたものであります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 1,914 万 5,000 円の減額となります。

財政調整基金繰入金で 3,549 万 6,000 円の減額となります。

ふるさと応援基金繰入金で 310 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業及び中学生フィンランド国派遣事業に充当しておりましたが、事業中止等のため、減額するものであります。

諸収入、雑入、宝くじ交付金収入で 212 万 8,000 円の追加となります。新市町村振

興宝くじ交付金収入について実績により整理をするものであります。

町債、町債、民生債で 710 万円の追加となります。町営温泉施設等利用料負担事業に充当するものであります。本件につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、りんごまつり事業、昭和新山国際雪合戦事業、地域交流センター運営交付金に過疎債（ソフト）を充当しておりましたが、事業の中止等に伴い事業費が減額となったため、充当する事業を変更するものであります。

衛生債で 100 万円の減額となります。資源ごみ収集車購入事業の執行残に伴い、整理をするものであります。

農林水産業債で 70 万円の減額となります。りんごまつり事業の中止に伴い、整理をするものであります。

商工債で 630 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業の中止に伴い、整理をするものであります。

土木債で 290 万円の減額となります。公営住宅改修事業の執行残に伴い、整理をするものであります。

教育債で 250 万円の減額となります。生涯学習推進事業の地域交流センター運営交付金の整理によるものであります。

45 ページから 48 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思えます。

27 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

30 ページになります。第 2 表、繰越明許費は、総務費、企画費、行政情報システム運用管理事業で 17 万 9,000 円、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、感染症防止緊急対策事業で 360 万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 720 万 7,000 円、予防接種事故発生調査事業で 73 万 9,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で 523 万 8,000 円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業で 4,156 万 1,000 円になります。

31 ページになります。第 3 表、債務負担行為補正では追加で、期間はいずれも令和 3 年度から令和 4 年度になります。じんかい回収委託料、限度額 1,620 万円、資源ごみ回収委託料、限度額 2,200 万円、情報館清掃委託料、限度額 159 万 8,000 円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額 178 万 2,000 円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,170 万円、地域交流センター清掃委託料、限度額 145 万 8,000 円の合計 5,473 万 8,000 円の追加となります。

32 ページになります。また、廃止では、中学生フィンランド国派遣事業委託料になりますが、新型コロナウイルス感染症の収束が日本国内及び世界的にも見通せないことから、令和 4 年度の派遣事業を中止し、国内代替研修を実施することとしたため、債務負担行為を廃止するものであります。

33 ページになります。第 4 表、地方債補正では変更で、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 180 万円を限度額 890 万円、資源ごみ収集車購入事業、限度額 750 万円を限度額 650 万円、公営住宅改修事業、限度額 1,780 万円を限度額 1,490 万円にそれぞれ変更するものであります。

34 ページになります。また、廃止では、りんごまつり事業、限度額 70 万円、昭和山国際雪合戦事業、限度額 630 万円、生涯学習推進事業、限度額 250 万円となりますが、いずれも新型コロナウイルス感染症蔓延により事業中止となったことによるものであります。

49 ページになります。議案第 14 号 令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 7,514 万 6,000 円から歳入歳出それぞれ 8,000 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,514 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。54 ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 7,000 万円の減額となります。一般被保険者療養給付費になりますが、療養給付費保険者負担分について実績を見込んで整理をするものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 1,000 万円の減額となります。一般被保険者高額療養費になりますが、高額療養費保険者負担分について実績を見込んで整理をするものであります。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分では財源の変更で、国の災害等臨時特例補助金及び道の特別調整交付金分の交付決定に伴い、国庫支出金で 52 万 2,000 円、道支出金で 34 万 8,000 円を追加し、一般財源を同額で減額するものであります。

介護納付金分、介護納付金分では財源の変更で、国の災害等臨時特例補助金及び道の特別調整交付金分の交付決定に伴い、国庫支出金で 7 万 1,000 円、道支出金で 4 万 7,000 円を追加し、一般財源を同額で減額するものであります。

53 ページになります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 98 万 8,000 円の減額となります。医療給付費分現年課税分で 87 万円、介護納付金分現年課税分で 11 万 8,000 円の減額となります。本件については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯に対して国民健康保険税の減免を行ったものであります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 7,960 万 5,000 円の減額となります。保険給付費等交付金で 8,000 万円の減額となりますが、実績を見込んで整理をするものであります。また、特別調整交付金分で 39 万 5,000 円の追加となりますが、国民健康保険税の減免に係る道補助分の計上であります。

国庫支出金、国庫補助金、災害等臨時特例補助金で 59 万 3,000 円の追加となります。医療保険給付諸費分で 52 万 2,000 円、介護保険制度運営推進費分で 7 万 1,000 円の追加となりますが、いずれも国民健康保険税の減免に係る国庫補助分の計上であります。

50 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

55 ページになります。議案第 15 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について。

令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 2,959 万 7,000 円から歳入歳出それぞれ 1,170 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,789 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。61 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 50 万 2,000 円の減額となります。一般管理費の地方公営企業法適用化負担金で 6,000 円の減額になります。当該負担金の実績を見込んで整理するものであります。また、職員退職手当組合納付金で 49 万 6,000 円の減額となりますが、北海道市町村職員退職手当組合から本年度の納付を要しない旨の通知がありましたので、整理をするものであります。

維持費では、財源の変更になりますが、その他で 26 万 3,000 円を追加し、一般財源を同額で減額する整理をするものであります。

施設費、施設費、建設改良費で 1,120 万 3,000 円の減額になります。建設改良費になりますが、電気機械計装設備更新実施設計委託料で 53 万 9,000 円、国道 453 号水道施設移設修正設計委託料で 12 万 1,000 円、町道中幸内線水道施設改良調査設計委託料で 88 万 5,000 円、電気機械計装設備更新工事で 810 万 7,000 円、町道中幸内線水道施設改良工事で 209 万円をそれぞれ減額するとともに、国道 453 号水道施設移設工事で 53 万 9,000 円の増額となっております。いずれも実績を見込んで整理をするものであります。

公債費、公債費、利子では、財源の変更になります。その他で 45 万 8,000 円を追

加するとともに、同額で一般財源を減額する整理をするものであります。

60 ページになります。歳入では、使用料及び手数料、使用料、使用料で 21 万 9,000 円の追加となります。水道使用料滞納分になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 7 万 6,000 円の減額となります。一般会計繰入金になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 27 万 5,000 円の追加となります。前年度繰越金を整理するものであります。

諸収入、雑入、雑入で 67 万 7,000 円の追加となります。国道 453 号水道施設移設補償費や道道洞爺湖登別線水道施設移設補償費等について実績を見込んで整理するものであります。

町債、町債、衛生債で 1,280 万円の減額となります。簡易水道施設整備事業になりますが、実績を見込んで整理するものであります。

56 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

57 ページになります。第 2 表、地方債補正では変更で、簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 7,690 万円を限度額 1 億 6,410 万円に変更するものであります。

62 ページになります。議案第 16 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 9,040 万円から歳入歳出それぞれ 154 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,885 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。68 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で 70 万 4,000 円の減額となります。集落排水一般管理費になりますが、職員退職手当組合納付金について北海道市町村職員退職手当組合から本年度の納付を要しない旨の通知がありましたので、整理をするものであります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 84 万 1,000 円の減額となります。集落排水整備費について実績を見込んで整理をするものであります。その内訳になりますが、農業集落排水施設調査診断委託料で 22 万 3,000 円の減、仲洞爺処理施設回分槽水位計改修工事で 44 万 1,000 円の増、仲洞爺集落排水処理施設屋根ふき替え、外壁塗装工

事で 151 万 1,000 円の減、仲洞爺地区農業集落排水ナンバー 4 中継ポンプ設備工事で 45 万 2,000 円の増となります。

67 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、国庫補助金で 11 万 2,000 円の減額となります。農業集落排水事業になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 90 万 7,000 円の減額となります。一般会計繰入金になりますが、集落排水事業繰入金で 84 万 2,000 円、管理型浄化槽事業繰入金 6 万 5,000 円について実績を見込んで整理をするものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 27 万 4,000 円の追加となります。前年度繰越金を整理するものであります。

町債、町債、集落排水債で 80 万円の減額となります。農業集落排水施設整備事業になりますが、実績を見込んで整理をするものであります。

63 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

64 ページになります。第 2 表、地方債補正では変更で、農業集落排水施設整備事業、限度額 2,390 万円を限度額 2,310 万円に変更するものであります。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は 11 時 15 分といたします。
休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き説明をさせていただきます。

議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件につきましては、令和 4 年度壮瞥町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要について説明させていただきます。お手元の壮瞥町予算書というのを御覧ください。それに黄色の仕切り紙がそれぞれ入っていますけれども、そこが各会計の始まりとなります。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。議案第 17 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計予算について。

令和 4 年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40 億 500 万円と定める。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。前年度との比較では 6.4%、2 億 4,000 万円の増額となります。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

令和4年度壮瞥町予算書に基づき、第1表、歳入歳出予算の款項の区分により説明させていただきます。

一般1ページになります。歳入について、款1町税は3億9,401万4,000円で、前年度との比較では6,100万5,000円の増となります。この内訳になりますが、項1町民税1億801万8,000円、項2固定資産税2億1,964万6,000円、項3軽自動車税765万円、項4町たばこ税1,850万円、項5入湯税4,020万円を計上しております。

一般2ページになります。款2地方譲与税は4,680万円で、前年度との比較では110万円の増となります。この内訳になりますが、項1地方揮発油譲与税1,000万円、項2自動車重量譲与税2,980万円、項3森林環境譲与税700万円を計上しております。

款3利子割交付金は18万円で、前年度との比較では2万円の減となります。

款4配当割交付金は50万円で、前年度と同額で計上しております。

一般3ページになります。款5株式等譲渡所得割交付金は50万円で、前年度との比較では20万円の増となります。

款6法人事業税交付金は440万円で、前年度との比較では40万円の増となります。

款7地方消費税交付金では7,200万円で、前年度との比較では100万円の増となります。

款8環境性能割交付金は320万円で、前年度との比較では80万円の減となります。

一般4ページになります。款9地方特例交付金は40万円で、前年度との比較では6,300万円の減となります。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減によるものであります。

款10地方交付税は17億7,000万円で、前年度との比較では1億2,800万円の増となります。この内訳になりますが、普通交付税で15億7,000万円、特別交付税で2億円を計上しております。

款11交通安全対策特別交付金は、1,000円を計上しております。

一般5ページになります。款12分担金及び負担金は638万5,000円で、前年度との比較では238万3,000円の増となります。

款13使用料及び手数料は1億1,925万2,000円で、前年度との比較では69万2,000円の増となります。この内訳になりますが、項1使用料1億430万5,000円、項2手数料1,494万7,000円を計上しております。

款14国庫支出金は2億1,871万円で、前年度との比較では7,246万6,000円の減

となります。この内訳になりますが、項1 国庫負担金 1 億 1,723 万 6,000 円、項2 国庫補助金 1 億 21 万 4,000 円、項3 委託金 126 万円を計上しております。

一般6 ページになります。款15 道支出金は5 億 5,274 万 7,000 円で、前年度との比較では518 万 2,000 円の減となります。この内訳になりますが、項1 道負担金 7,532 万 8,000 円、項2 道補助金 1 億 2,269 万 8,000 円、項3 委託金 3 億 5,472 万 1,000 円を計上しております。

款16 財産収入は3,762 万 8,000 円で、前年度との比較では17 万 8,000 円の増となります。この内訳になりますが、項1 財産運用収入 2,362 万 5,000 円、項2 財産売払収入 1,400 万 3,000 円を計上しております。

款17 寄附金は1 億 2,000 万 1,000 円で、前年度との比較では4,000 万円の増となります。

一般7 ページになります。款18 繰入金は1 億 1,093 万 3,000 円で、前年度との比較では6,934 万 4,000 円の減となります。

款19 繰越金は1,500 万円で、前年度と同額を計上しております。

款20 諸収入は4,004 万 9,000 円で、前年度との比較では515 万 4,000 円の増となります。この内訳になりますが、項1 延滞金加算金及び過料 15 万 1,000 円、項2 町預金利子 1,000 円、項3 貸付金元利収入 1,000 円、項4 雑入 3,577 万 2,000 円、項5 受託事業収入 412 万 4,000 円を計上しております。

一般8 ページになります。款21 町債は4 億 9,230 万円で、前年度との比較では2 億 1,070 万円の増となります。

一般9 ページになります。歳出についてであります。款1 議会費で4,193 万円を計上しており、前年度との比較では88 万 9,000 円の減となります。

款2 総務費で4 億 6,870 万 7,000 円を計上しており、前年度との比較では5,377 万 7,000 円の増となります。この内訳になりますが、項1 総務管理費 1 億 7,418 万 9,000 円、項2 財政費 7,182 万 5,000 円、項3 徴税费 577 万 3,000 円、項4 戸籍住民基本台帳費 144 万 7,000 円、項5 選挙費 790 万 2,000 円、項6 監査委員費 87 万円、一般10 ページになります。項7 企画費 2 億 653 万 1,000 円、項8 統計調査費 17 万円を計上しております。

款3 民生費で5 億 3,411 万 5,000 円を計上しており、前年度との比較では1,432 万 5,000 円の増となります。この内訳になりますが、項1 社会福祉費 1 億 8,926 万 3,000 円、項2 老人福祉費 4,395 万 2,000 円、項3 心身障害者福祉費 1 億 9,868 万 4,000 円、項4 児童福祉費 1 億 216 万 8,000 円、項5 災害救助費 4 万 8,000 円を計上しております。

一般11 ページになります。款4 衛生費で6 億 5,952 万 8,000 円を計上しており、前年度との比較では1 億 2,227 万 4,000 円の増となります。この内訳になりますが、項1 保健衛生費 4 億 2,713 万 7,000 円、項2 清掃費 2 億 3,239 万 1,000 円を計上して

おります。

款5農林水産業費で1億4,613万8,000円を計上しており、前年度との比較では1,582万8,000円の減となります。この内訳になりますが、項1農業費1億1,144万1,000円、項2林業費3,335万2,000円、項3水産業費134万5,000円を計上しております。

一般12ページになります。款6商工費で8,210万2,000円を計上しており、前年度との比較では261万9,000円の減となります。

款7土木費で4億3,503万4,000円を計上しており、前年度との比較では1億1,518万8,000円の減となります。この内訳になりますが、項1土木管理費1,176万1,000円、項2道路橋梁費2億726万5,000円、項3河川費100万8,000円、項4水道費6,983万6,000円、項5下水道費8,871万5,000円、一般の13ページになります。項6住宅費5,587万6,000円、項7都市計画費57万3,000円を計上しております。

款8消防費で1億6,022万6,000円を計上しており、前年度との比較では232万8,000円の減となります。

款9教育費で3億7,425万2,000円を計上しており、前年度との比較では1億9,046万7,000円の増となります。この内訳になりますが、項1教育総務費3,873万8,000円、項2小学校費3,335万2,000円、項3中学校費2億1,941万8,000円、項4高等学校費3,470万6,000円、一般14ページになります。項5社会教育費2,265万1,000円、項6国際交流費1,116万7,000円、項7保健体育費1,422万円を計上しております。

款10災害復旧費20万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

款11公債費で3億6,686万8,000円を計上しており、前年度との比較では6,781万5,000円の減となります。

款12諸支出金で123万8,000円を計上しており、前年度との比較では7万1,000円の減となります。

一般15ページになります。款13給与費で7億2,965万7,000円を計上しており、前年度との比較では6,389万5,000円の増となります。

款14予備費500万円で、前年と同額を計上しております。

一般16ページになります。第2表、繰越明許費では、教育費、中学校費、壮瞥中学校基本実施設計委託事業で5,800万円を計上しております。

一般17ページになります。第3表、債務負担行為では、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業、期間、令和4年度から令和8年度、限度額170万8,000円を計上しております。

一般18ページになります。第4表、地方債では、壮瞥デジタルテレビ中継局蓄電池設置事業、限度額170万円、コミュニティFM放送局事業、限度額300万円、仲洞爺野営場公衆便所建て替え事業、限度額1,850万円、街路灯運営事業、限度額280万

円、ジオパーク推進事業、限度額 300 万円、地域公共交通対策事業、限度額 1,020 万円、通学定期補助事業、限度額 500 万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 160 万円、子ども医療費助成事業、限度額 390 万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額 80 万円、一般 19 ページになります。路線バス無料化事業、限度額 130 万円、弁景温泉供給施設高効率化改修事業、限度額 270 万円、新中間処理施設建設事業、限度額 1 億 3,070 万円、りんごまつり事業、限度額 50 万円、住宅等リフォーム支援事業、限度額 200 万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 6,200 万円、公営住宅改修事業、限度額 1,430 万円、公営住宅除却事業、限度額 750 万円、壮瞥中学校建て替え事業、限度額 1 億 8,570 万円、一般 20 ページになります。壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 240 万円、生涯学習推進事業、限度額 250 万円、臨時財政対策債、限度額 2,300 万円の計 23 件、4 億 9,230 万円を計上しております。いずれも利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えをすることができるとしております。

議案第 18 号 令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について。

令和 4 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 6,970 万円と定める。前年度との比較では 1.5 %、690 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 万円と定める。

国保 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、国民健康保険税 6,220 万 8,000 円、道支出金 3 億 7,456 万 6,000 円、繰入金 3,291 万 6,000 円、国保の 2 ページになります。繰越金 1,000 円、諸収入 9,000 円を計上しております。

国保 3 ページになります。歳出では、総務費 837 万 4,000 円、保険給付費 3 億 4,992 万 8,000 円、国保 4 ページになります。国民健康保険事業費納付金 9,689 万 7,000 円、共同事業拠出金 1,000 円、財政安定化基金拠出金 1,000 円、保健事業費 1,291 万 2,000 円、国保 5 ページになります。基金積立金 1,000 円、諸支出金 128 万 6,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

議案第 19 号 令和 4 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和 4 年度の壮瞥町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,520 万円と定める。前年度との比較では 6 %、310 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 万円と定める。

後期高齢 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、保険料 3,552 万 4,000 円、使用料及び手数料 2,000 円、繰入金 1,766 万 6,000 円、繰越金 1,000 円、後期高齢 2 ページになります。諸収入 200 万 7,000 円を計上しております。

後期高齢 3 ページになります。歳出では、総務費 79 万 6,000 円、納付金 5,199 万 2,000 円、保健事業費 231 万円、後期高齢の 4 ページになります。諸支出金 2,000 円、予備費 10 万円を計上しております。

議案第 20 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について。

令和 4 年度の壮瞥町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8,780 万円と定める。前年度との比較では 0.1%、50 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000 万円と定める。

介護 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち歳入では、保険料 6,750 万 5,000 円、分担金及び負担金 575 万 5,000 円、国庫支出金 9,891 万 9,000 円、支払基金交付金で 9,717 万 5,000 円、介護 2 ページになります。道支出金 6,096 万 5,000 円、繰入金で 5,747 万 5,000 円、繰越金 1,000 円、介護 3 ページになります。諸収入 5,000 円を計上しております。

介護 4 ページになります。歳出では、総務費 882 万 6,000 円、保険給付費 3 億 4,855 万 6,000 円、介護 5 ページになりますが、地域支援事業費 2,617 万円、基金積立金 1,000 円、公債費 394 万 5,000 円、介護 6 ページになりますが、諸支出金 2,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

議案第 21 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について。

令和 4 年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,510 万円と定める。前年度との比較では 54.1%、1 億 2,110 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額

は、1億円と定める。

簡水1ページになります。第1表、歳入歳出予算のうち歳入では、分担金及び負担金60万円、使用料及び手数料4,832万8,000円、国庫支出金427万5,000円、繰入金6,925万円、簡水2ページになります。繰越金1,000円、諸収入9,564万6,000円、町債1億2,700万円を計上しております。

簡水の3ページになります。歳出では、総務費5,883万8,000円、施設費2億3,256万4,000円、公債費5,339万8,000円、予備費30万円を計上しております。

簡水4ページになります。第2表、地方債では、簡易水道施設整備事業、限度額1億2,700万円、利率5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしてあります。

議案第22号 令和4年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について。

令和4年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,270万円と定める。前年度との比較では4%、770万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

集排1ページになります。第1表、歳入歳出予算のうち歳入では、使用料及び手数料3,263万2,000円、国庫支出金525万円、繰入金8,611万6,000円、繰越金1,000円、集排2ページになりますが、諸収入1,000円、町債5,870万円を計上しております。

集排3ページになります。歳出では、集落排水事業費9,771万3,000円、管理型浄化槽事業費603万4,000円、公債費7,865万3,000円、予備費30万円を計上しております。

集排4ページになりますが、第2表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、期間、令和4年度から令和9年度、限度額は融資金融機関が貸付けする資金について借入者が損失を与えた金額としてあります。

集排5ページになります。第3表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額3,690

万円、農業集落排水施設整備事業、限度額 2,180 万円、いずれも利率 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により 3 月 12 日から 13 日までの 2 日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、3 月 12 日から 13 日までの 2 日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3 月 14 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前 11 時 47 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和4年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和4年3月14日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 5号 壮瞥町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 壮瞥町の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第13 議案第14号 令和4年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第15号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第16号 令和3年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度壮瞥町一般会計予算について

- 日程第 17 議案第 18 号 令和 4 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 4 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 22 意見案第 1 号 令和 4 年度の米政策に関する意見書

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忖君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
３番 佐藤 恣君 ４番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第３号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第３号 固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり
同意することに決定いたしました。

◎議案第４号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第４号 専決処分の承認を求めることにつ
いてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） この専決処分について異議はありません。今年の大雪で除雪
作業が増大したこと、そのための除雪費ですので、恩恵を受けている住民の一人とし

て大変ご苦労さんだったなと感じております。平年に比べ除雪量が多いということ、いろいろと隣近所の人とお話ししますと、この土地に 80 年以上住んでいるけれども、このような大雪は初めてだという話をしてくれました。ですから、滝之町でそのような初めてということは、奥という言葉使うと申し訳ありませんけれども、久保内方面だとか蟠溪方面も大変なことではなかったかなと思います。そこで、この補正には異議はありませんけれども、一昨日ですか、提案説明の中に除雪などに要する時間が大幅に増加したとの説明でした。それで、具体的に大幅というのはどの程度例年と比べて増えたのか、このことについてもし承知していれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、ご答弁申し上げます。

令和３年度の除雪につきましては、提案理由の説明の中では大幅に増加したというところでございますけれども、除雪機械の稼働時間というのも当然多くはなっておりますけれども、気象状況と除雪車両の稼働時間の概要ということで評価はしておりますが、基本的には例年といいますか、大雪だった令和２年度とほぼ変わらないような平均気温でございましたけれども、最高気温が氷点下以下、零度以上にならなかったという日が令和２年度よりも多かったという状況でございます。積雪につきましては、一応平年といって比べて比較しているところにつきましては平成 28 年から平成 30 年、それを平年として今考えておりまして、令和元年度につきましては少雪、かなり雪が少なかったということと２年度はかなり雪が多かったということで平均からは除いておりますけれども、そういうことを平年として考えておりまして、まず最大の積雪深につきましては平年では 91 センチ、このデータにつきましてはアメダスの観測地点で大滝と登別を参考に出しているものでございますけれども、２月の積雪深としましては平年で 91 センチ、大雪だった令和２年度につきましては 96 センチ、今年につきましては 136 センチということで平年より 45 センチ多いという観測データとなっております。降雪量につきましては、これも大滝と登別のものを参考にしておりますけれども、月ごとの平均の累計ということで一日一日降っていったものの累積になります。平年では 503 センチ、大雪だった令和２年度につきましては 564 センチ、今年は 570 センチということで、大雪だった２年度とほぼ変わらない状況で２月までの状況になっているということで、積雪深と降雪量の関係から積雪深がかなり多かったということで、やはり気温の影響が大きかったのかなということで寒い日が続いてなかなか雪が減らなかったという傾向が読み取れるところでございます。それに対する除雪の稼働時間なのですけれども、平年では全ての除排雪作業入れると 2,250 時間、大雪だった令和２年度は 3,308 時間でございます。今年度につきましては、３月が昨年度並みだったとすると、２月までの実績しかちゃんと出ていませんので、3,355 時間になる見込みということで昨年度よりも若干多いような時間がかかっているという状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今のお答えいただいて、本当に今年は寒さ厳しい中での降雪ということで、ご苦労されたことに感謝申し上げたいと思います。

そこで、1点、答弁を求めませんけれども、もし議長のお許しをいただければ、これに関連して発言したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（長内伸一君） はい、どうぞ。

○3番（佐藤 恣君） お許しをいただきましたので、壮瞥町内の道路除雪について、伊達を中心として宅配している業者、宅配業者ですね、大雪の後に私のところに荷物を届けてくださいました。お互い挨拶の中で、当然雪の降っているときでしたから、大雪の話になりました。その中で宅配便の運転手さん、従業員の方は、壮瞥町内の道路の除雪はきれいにできていて安心して走れます、他の市や町の除雪と比べるとというお褒めの言葉をいただきました。それ聞いて大変私はうれしく思ったのです。また、これは私の考えになりますけれども、私たち地域に住む住民として、また地域で高齢化の進む中で除雪しやすいように町道に面している方がお互いに協力し合って大雪でも安心して住むことのできるまちづくり、これを私たち一人一人が実践していくことが必要でないかなと、そのようなことを常日頃考えて、私たちの地域ではそのようなことで取り組んでおります。そのように、私たち一人一人がやはり除雪について自分たちの持てる力を出し合ってやっていくことが今後必要と考えております。この除雪に、機械でやっていただいているのですが、早朝から従事してくださった会社の従業員の皆さんに私は本当に感謝申し上げたいと思います。

以上、貴重な時間を割いていただきまして、本当にありがとうございました。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁は必要ないということでしたが、質疑ですので、答弁を求めたいと思います。

答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

貴重なご意見だと思っております。引き続き道路管理者としましては、冬期間の住民の安全で安心な暮らしの確保、通行者や通過者の安全を確保するための道路の除排雪や砂まき作業というのも今後とも町民の皆様の協力もいただきながら、ご理解もいただきながら適時適切に実施していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 私も除排雪、確認だったのですが、排雪する長流川の河川敷、あそこ今年すごく雪多くてもうほとんど満タンみたいな感じになっているの

ですが、あそこが使えなくなったときにほかの、次はそしたらここに投げるとかという場所は確保されているのか、確認でした。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今現在町の雪捨て場として長流川の河川敷、りんごまつり会場の脇のほう使っておりますけれども、そちらにつきましては今年の大雪で排雪作業も多かったということもありまして今現在はいっぱいになっている状況でございます。ということで、そういう大雪になるといっぱいになって使えなくなるというのも町としても課題だというふうに思っておりますので、新たな雪捨て場の確保というものは必要であるというふうに考えております。それにつきましては、まだ正式には雪捨て場という形で位置づけられてはおりませんけれども、そういったところ、町有地で使えるようなところがあれば正式に決めていきたいというふうに考えておりますけれども、例えば滝之町にあたりすると排雪にかかる時間も運搬する時間とかもかかりますので、そういうような近場で雪捨て場があると排雪作業時間も短い時間で済む、効率的に行えるということで経費の削減にもつながりますので、そういった意味合いで新たな雪捨て場という確保につきましては今庁内で最終的に位置づけしていきたいということを検討しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（長内伸一君） 日程第4、議案第5号 壮瞥町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） この企業版ふるさと納税に関しては、昨年8月に最初に全員協議会の場でご説明をいただきまして、この条例制定の3月議会の前の2月にまた全員協議会で内容についてさらに説明をいただいております。条文について理解するも

のでありますけれども、説明いただいたのですけれども、再度確認をしたいことが何点ありますので、お伺いしたいと思っております。

企業版ふるさと納税の前段として、国に対して地方創生事業の中からというのでしょうか、地方再生計画を提出して7月に承認をいただいたと。すぐさま条例の制定に手続をするのですけれども、確認したいのは企業がまず本社が町外にある法人であるということと10万以上の寄附があるということ、この際企業のメリットは置いておきまして、ただ気になったのは寄附を行うことの代償としての経済的な利益を受け取るとは禁止されているのだという話を8月のときに伺っているのですけれども、その辺のことでそのときも質問をしたのかもしれませんが、確認ですが、そもそも壮瞥と縁のある企業が町外法人で寄附行為をしようと、ふるさと納税しようといった場合に、まずその取っかかりで町との関連といえば、企業とすればまずビジネスと申しますか、経済行為で縁があって、その上でそういったことで貢献したいというのが普通あってもおかしくないと思うのですけれども、その際に企業がそういった町の請負の仕事していた場合、先ほどの経済的な利益を受け取るとはできないということに抵触することになってしまうのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、請負などしている企業が寄附した場合について、その寄附金をその事業に直接的に使うということはこの企業版ふるさと納税の制度には抵触することになると思っております、実際に企業版ふるさと納税で寄附された寄附金につきましては地方創生事業、計画に掲げている事業についてどの事業について活用してほしいかというのは企業の申出によって、その意向に沿って、それに関連する事業に使うと。町が地方創生のために行いたいと思っている事業に、その企業との相談もありますけれども、直接的にその企業の利益になるような事業には使えないという形になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私が指摘したのは、縁があって、例えば、例えばいいかどうかはあれですけれども、建設業の会社が町外に本社があってご縁といいますか、入札によって仕事を心得て請負事業者となって工事を行うと。当然次もあり得るわけですが、要するに経済的な利益、当然法人としてあると思うのですが、私が言いたいのは次に自分の仕事の、建設ですから建物建てるとかという事業に寄附するという意味ではなくて、あくまでビジネスの間で出た利益があって、それはふるさと納税して、その目的については青少年教育でも構わないのですけれども、そういったことで8月のやり取りの中で、説明の中で要するに経済的利益はないのだよという意味の解釈が今言ったように寄附をして事業を指定して、再生計画の中の、その事業を自分の利益

と云々ではなくて、それはあまり直接的だから、どうなのという気はしますけれども、違う意味で、分かりますよね。その辺は、どうなるのでしょうかというものの確認だったのです。今回この後で2月の段階で説明がありましたけれども、仲洞爺に保養所を建てられた東京に本社を置く会社に多額の寄附をいただいて、そこで目的についても指定されて産業力強化という話、それは承知しているのですけれども、先ほど私が言ったような例はあり得るのでしょうかということで、例えば継続的に札幌に本社がある建設業者さんも定期ではないですけれども、建設を続けて事業を継続されていて当然法人利益を求めるわけですから、ただ地域の貢献という意味では青少年育成ですとか産業力の向上に寄附したいという行為については、それはどうなるのでしょうかという確認だったのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃったような例であれば、企業版ふるさと納税の制度には抵触しないというふうに認識しております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解しました。今後も期待はするのですけれども、町に対して興味、関心いただくという意味でもそういったビジネスライクな付き合いがあった上でのというのは大いにあり得ると思いますし、それをこちらが率先してPRしてどうぞというやり方はまた違うのでしょうかけれども、うまくつながればと思っておりまして、先ほど言いましたけれども、仲洞爺の保養所の企業、多額の寄附をいただくわけですから、産業力強化で雇用を創出する事業ということの指定もあるそうでございますけれども、8月にも地方創生の取組、地域再生計画に位置づけられた事業として書いてあるのですけれども、要はいわゆる基金に積み立てるというようなこともあり得るのかということで、たしか財政……ごめんなさい。結局、地方創生事業の中で地域再生計画の中で健全財政という項目なかったでしたか。要は使うのも大切なのですけれども、ためておく必要もあるのではないかとということで、健全財政につながるような財調に積み立てるという方法も別に強制はできないのでしょうかけれども、あるのですかねという確認だったのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

計画の中には、持続可能な行財政運営の推進事業ということで財政的なこともありまして、そちらで活用してほしいということであれば何かしらの基金に積むということも考えられなくはありませんけれども、財政調整基金につきましては基本的に一般財源として使うものでございますので、財政調整基金に積むという考えはあまりなくて、基本的に計画に定めた地方創生事業について使うという形で町としては考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の質疑を通して私が質問したいなということはある程度理解することができましたが、今回経済力強化ですか、地域産業力の強化ということで仲洞爺地区の開発のために基金を設けて4年度から取り組むと思うのですけれども、今考えられている仲洞爺地区の開発についてどのような計画を持っているのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

仲洞爺地区の開発ということで現時点で具体的に何をどうするという事は、まだ決まっておりませんが、町としましてはこれらの寄附を活用して仲洞爺地区の振興に関わるインフラの整備ですとか、そういったものを行ってほしいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そこまでは分かりました。それで、私はやはり新しい取組なものですから、いろいろと調べてみたのです。そして、壮瞥町のホームページも開いてみました。ほかの町のホームページもいろいろと開いて、企業版ふるさと納税をどのように取り組んでいるのかなということで調べたのですけれども、ここにそれをプリントして持っているのですけれども、企業版ふるさと納税を企業の方々に呼びかけるのであれば、もう少し具体的な内容で私は呼びかけることが必要でないかなと。壮瞥町から100キロ以内と言ってもいいと思いますけれども、100キロ以内にある町を取組見ましたら、ある事業をやるのに1,600万円のお金がかかるのだと、そして企業を募集したら、16口、8,200万くらいの企業から応援があったというのを見ることができました。そのように、私は何々をやるから応援してくれませんかというような形も今後取っていくことが必要でないかと思うのですけれども、そのような方法はこの制度ではできないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

企業版ふるさと納税につきましては、そういった形で周知して寄附を受けている町もあるものと思っておりますけれども、当町としても今後そういった形で具体的な事業を示して寄附を募れないかというところは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ぜひ私は積極的な取組をしていただきたいなと。そして、基本目標として1から5まで掲げております。それを全部2025年3月31日までには到

底難しいと思いますけれども、その中から何を重点的に町は企業の皆さんの協力を得て取り組むのだという意気込みを持って取り組んでいただければ私は進展するのではないかなと、ほかの町村の取組をいろいろと調べてみて感じたことです。ぜひ積極的な取組を期待いたしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおりに、町としても積極的にそういった取組を提示して、壮瞥町に興味を持ってもらって応援してもらえるようなふうにホームページなども工夫して宣伝して、できるだけ多くの企業と新たな関係を築けるように努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 壮瞥町企業版ふるさと納税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第6号 壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 一般質問の際にも答弁いただいていたのですが、再度確認をしたいということで質問いたしますが、平成26年に小規模企業振興基本法の制定を受けて全国でこの中小企業、小規模企業の振興基本条例の制定が続いていると。ただ、道内では、説明資料にありましたけれども、現在53団体と申しますか、胆振管内では4団体ですから、早い取組であるなということの評価はするところであり

ますけれども、一般質問の際にもちよつと言葉足らずでありましたけれども、確認したかったことがありましたのですが、条例の中で基本理念を定めた上でですけれども、町の責務、中小企業、商工会、金融機関の役割、それから町民の理解と協力などについて定めとなっております。問題は、中小企業基本条例をつくったからということで条例つくっただけで振興策につながるということではないと。それは、当たり前のことでありますけれども、その実質的な、別に何かを新しく生むためにということではないのでありますけれども、少なくとも現状評価ですとか、将来予想ですとか含めてこの地域の商工業に限らず、町全体を俯瞰した形で産業のミックスと申しますか、商品の開発につながるようなことも含めて検討できればと期待を非常に高く持つわけでありますけれども、それをどこでそういった実質的な話になるのかということ、次の段階があるのですけれども、一応審議会を設けて、町長の諮問機関として町長が選任する審議会を設けるということになっているわけですが、ただその審議会においては中小企業等の町内の振興策についての審議云々というようなことで、そこで何かを生むとか、新しい政策をすとかということにはなっていないようではあります。もう少し幅広い意見交換の場にさせていただければなと思っているのですが、その前段でお話ししますけれども、6名を想定されているということが2月でしたか、の説明であったのですけれども、その具体のメンバー、名前は別にいいのですけれども、こういった方々なのか、条文では商工会、中小企業等、その他町長が選任する者となっておりますけれども、こういった人選なのかということ、そして年3回の予定となっておりますけれども、そういった先ほど言ったようなお話し合いになっていくのかどうかということの確認をしたかったのであります。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

条例制定に関しまして審議会、このメンバーということで、こういった形で施策に反映させていく、そのメンバーのお尋ねでございまして、6名というのが町のほうが1名と、それから商工会で2名、それから金融機関のほうから1名と、あと観光協会、町内の観光全般に関わる部分も大きいものですから、こちらで5名と、そして胆振総合振興局、外部からの視点、知見をいただくというような形で現在打診をしているところでございまして、以上の6名で施策や現況ということについてタイムリーな情報交換をして、それを町長のほうに施策に反映させるような意見を出していただくというような形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 審議会のメンバー構成については了解しました。新年度予算では4万8,000円で、予算説明のときに日当単価4,000円掛ける4名の3回と。4万8,000円になったので、6名ではないなと思っていましたけれども、振興局と町の職

員からということになるほどと分かりました。

それで、先ほども言ったことにつながるわけでありますけれども、せっかくの機会でありますから、当然壮瞥町の限られた資源というのはパイと言えбайいのでしょうか、そんなに多くはないけれども、多種にわたっている、農産品含めてですけれども、その辺は皆さん承知しているわけで、そんな中でふと予算書をめくっていくと商工費の中で商工振興費、商工振興一般の中には商品開発、販路開拓支援補助金があります。そして、もう一つ、中小企業振興対策、壮瞥町起業化促進補助金などもございます。予算化されているわけですが、何が言いたいのかといいますと、そういった中で新たな芽吹きとして商品開発の中で数は多くないですけれども、以前にも資料で頂いていますけれども、何点かの商品開発が続いて行われたり、ただそれがヒットにつながるかどうかは別としても、そういう芽吹きといいますか、何らかのきっかけというようなことに商工振興費の中でも予算組みされているので、そういったことの有効活用についても、例えば起業化促進についても商品開発についてもそう簡単に個人の力だけでは判断やきっかけがないかもしれませんけれども、その辺を情報交換や人脈ということが話題の中で芽吹くようなこと、あるいはアプローチするようなことにつながっていくようなものになればという期待で質問させてもらっているのですけれども、ぜひそのような有機的なという言い方当たっているかどうか分かりませんが、そういう議論の審議会であっていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ご質問の中にございました起業化支援であるとか商品開発の販路開拓支援であるとかというのは、ここ数年来予算化されておまして、これは役場の予算の中でやるのだということで予算化されているものなのですが、商工会でも同様に伴走型支援事業であるとか、あるいは中小機構の力を借りましてそういった地域の魅力のブラッシュアップ等の事業も行っております。これらを束ねると言うちょっとあれなのですが、同じ方向を向いて相互に連携してネットワークをつくって活用していこうと、そこで力をエンパワーメントといいますか、加速させていこうということがこの審議会の話合いの中でも当然行われるものと想定してございますし、そういった芽吹き、ご指摘のあった芽吹きを芽を摘まないように、それを育てられるような伴走型ということの支援を関係団体で意見を出し合いながら育てていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいま質疑もありましたし、聞きたいこともこちらのほうで聞いていただきましたので、私は別な観点から伺いたいと思います。

この条例の制定、いろいろと道内の様子を調べてみますと、壮瞥町よりもぐっと小さな 700 名くらいの村でもいち早く取り組んでいる、その取り組んだ結果というのは私は承知しておりませんが、積極的に取り組んでいる、壮瞥町も今回商工会と十分な打合せをしてこの条例の上程になったということは大変喜ばしいことなのです。そこで、私はこの条例で対象になる町内の中小企業だとか小規模企業、これはどのような状態、実態はどうかということが 1 点目。

2 点目として、第 8 条で町民の理解と役割という条文があります。そして、この条文の裏として、雇用環境の形成などで町民生活の向上に大変中小企業だとか小規模企業が果たしているのです、これに応えるためにもやはり私たちはこの町民の理解と役割の面を果たしていかなければならない、当然そうだと思いますけれども、町内の中小企業、小規模企業で町民の皆さんを雇用している実態、これが分かれば伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

1 点目の町内の中小企業等の実態ということでございますが、商工会に加盟されている事業者さんが 95 事業者ございまして、実態と申しますと、うち 4 分の 1 が小売業でございまして、40% ぐらいが観光、飲食、サービスというようなことで、残りは建設業とか製造業とかいう職種になります。ほぼ全てが中小企業、従業員が 300 人以下であったり、うち 9 割が小規模企業という常時ないしは非常勤で雇用している従業員数が 5 人以下という小規模な事業者さんがほとんどでございます。この実態といたしましては、やはり高齢化であったり、担い手不足であったり、それとこの 2 年間のコロナによる影響で景気の低迷の打撃を受けている事業者が大半であるというふうに認識しておりまして、特に観光事業者の皆さんにつきましては非常に甚大な影響を受けているということで認識してございます。当然町もこの実態を把握した上で緊急経済対策事業であったり、地域活性化事業など、国、道の有利な財源を活用いたしましてその支援に努めてきたところでございます。こうした中小企業等への継続的な支援というのは、非常に重要であるということで認識してございまして、今後もそういった支援を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

2 つ目の雇用関係がどの程度あるかという分も、個人事業主になりますとお一人で経営されているということがありまして、これがどの程度かというのは正式な数は把握してはいないのですが、株式会社や有限会社が全体で 40 事業者以上ございまして、その他パートさんとか常時雇用を雇っている方も含めると、想定ですが、約半数程度は何らかの形で常勤、非常勤にかかわらず雇用されていると、そういう雇用実態があるのではないかとこのように把握してございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今具体的なお話いただきましたので、理解いたします。

そこで、壮瞥町のことについてちょっと触れていきたいのですけれども、壮瞥町の広報そうべつを見ていると、1月から3月号までの誕生された方が紹介されておりますけれども、4名、そして1月号から3月号まで3か月に出ていた亡くなられた方20名、そして2月10日現在の人口は2,381人と報告されておりました。私たちの自治会でも独居高齢者の方が昨年の10月頃から体調を崩されて入院しました。この方は、多分退院しても現在のところには帰らないで、他の町に住んでいる娘さん夫婦のところに行くことが間違いないと思います。また、昨日13日、この日2名の転出がありました。また、5月にも2名の方が転出するということを聞いております。そこで、このような状況の中で10日の所信表明の中で令和4年度の町政執行方針がありましたけれども、その中で町内での消費の喚起、魅力ある商店づくりなど本町商工業の新たな施策を商工会などと検討してまいりますと表明されております。年々高齢化が進んで日用品の買物に出かけることもできず、食材など日常生活用品も週1回の配達を依頼している方が近所で相当見かけます。高齢で店まで歩いていくのが大変だ、行っても求める品がない、生鮮食品がないなど、いろいろな声を聞きます。このような状態が続くと、町内での消費の喚起、すなわち町内で買物しましょうと訴えても効果はどうかかなと私は心配しております。また、滝之町を除く久保内をはじめとする郊外の皆さん、そして年々増える高齢者、高齢世帯、自動車の運転のできなくなった家庭、滝之町まで買物に行くにも行けない家庭がどんどん、どんどん増えていくのではないだろうかと考えます。このことを解決するのは、私は町ではなくて、商工会が主体となってこの難題解決にぜひ立ち向かっていただきたいなと。そして、町民の皆さんが日常生活が安心してできるように私は努力していただきたいなということを考えておりますけれども、このような努力についてお願いしたいのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 大変多岐にわたる町の一番の課題である人口問題も含めたご質問をいただいたと思っておりますので、私のほうから本件、この条例の制定提案に関しての思いも含めて、先ほど来の質問につきましても補足的なご答弁も含めて答弁させていただきますと思っております。

まず、人口の減少ですとか、購買力の町外流出並びに経営の継承を図っていくことに対して非常に危機感を持っているということは皆さんと同じでありまして、そうしたことを一つ一つ解決していくための手だてとして総合的な町並びに事業者、商工会並びに町民の皆さんがどのような行動を取るべきかという基本的なことを定める条例であるということで、この条例を基に様々な施策の展開が必要であろうと、このように思っているところであります。考えられる施策といたしましては、私なりの整理では第8条に町民の皆さんの理解と協力に定めてあるとおり、先ほど佐藤議員もご質

問で話されていたとおり中小企業の振興というものが本町の経済基盤ですとか雇用環境の形成、町民生活に大変寄与することだということを理解して町内の消費喚起を図ると、こういうような循環性を持った経済にしていくために我々行政ができることといたしますと、やはりそういう視点が大事なのだということを広報を通じて町民の皆さんと共有していくということがまず考えられるかなと。条例制定は、そういう意味でも意義があるものだと思っております。

また、具体的な施策をこれからというふうに思われているというふうに思いますが、具体的な施策は審議会での議論となるところでありますけれども、先ほど来施策の名前が出てきておりますこれまで町で実施しているリフォーム助成ですとか特産品開発、起業化支援、こうしたものを実はもう既にやって取り組んでいることであると、そういうことですか、昨年4月、子ども・子育て支援条例に基づいて創設をしました子育て応援祝金なども現金と商工会の商品券を半々で交付するようにしております。また、このたび拡充する予定である持家取得の奨励金等についても現金だけではなくて商工会さんの商品券も増額すると。これまでも町の施策、新たな事業創設に当たっては、町内消費の喚起に向けた施策の展開を実は我々は図っていかうということでは思っているところであります。また、コロナ対策で実施しました、これからも予定をしておりますけれども、ビジット昭和新山という事業につきましても近隣の方々を対象とした昭和新山に行っていただきたいと、壮瞥温泉地区での飲食もしていただきたいという趣旨でございますけれども、なかなか町内の方も昭和新山には行っていないのではないかと、そういうような狙いも持って、思いから事業化したものであります。こうした取組も審議会の中では体系的に位置づけをいただいて、さらに必要な新たな施策や事業を審議会で検討して条例第1条にある目的にもありますけれども、町内企業、事業所の振興に関する施策を効果的、総合的に推進し、そして経済の活性化につなげていき、安定した雇用の場、経済活動が行われる企業さんがあることが定住対策につながっていくと、このような循環をつくっていきたいという思いであります。また、これらの施策を推進するためにも何といたっても大事なのが町の財政基盤の安定した中での施策展開ということになりますので、財政事情にも十分配慮、健全財政に努めながらこうした施策を展開していきたいと。そのための基本的な条例であるということでもありますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第7号 壮瞥町の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 壮瞥町の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（長内伸一君） 日程第7、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 確認でございまして、議案説明のときにも聞いていることなのでありますけれども、法律の改正内容については周知のとおりで、子育ての環境整備ですとか、労働者、従業員が出産云々、子育てに関わることの相談にきちんと応じるということであって、確認だったのですけれども、有期雇用労働者に対する育児、介護休業の取得要件が緩和されたということに伴う役場庁舎内における非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和と、この辺なのですけれども、条文の中にございますけれども、条文がなくなった中身というのが引き続き在職した期間が1年以上とすると

いう規定を廃止すると。ということはということで、一般正規職員は置いておいて、いわゆる会計年度任用職員に関してのことを言っているのだろうと。会計年度任用職員、一般職の非常勤職員で会計年度を超えない範囲で採用されるものですね。そのパートタイム、フルタイムに分かれているという解釈なのですけれども、その会計年度任用職員の今言ったフルタイム、パートタイム職員のことだけを言っているのか。もう一つは、いるかどうかは別としても、たしか特別専門的な知識を有する非常勤職員という範囲もございますよね。それから、職員が例えば欠員したということで期間を決めて緊急的に採用される方々、それも１年という雇用期間から外れるというか、１年以下なわけですがけれども、その辺まで含まれていくのかどうかという、すみません、実態に即したどういった範囲の職員が対象なのかという確認でした。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回条例の改正ということで１年以上という要件が、これは公務員に限らず民間も含めて法改正がなされるところでありますが、逆に短いというか、上限はそういう形になっているのです。上はそうなっているのですが、最低どれぐらいの勤務が必要かということで基準が設定されていまして、人事院規則でいいますと１週間の勤務日が３日以上または年間の勤務日が１２１日以上、大体目安としては少なくとも半年程度、ある程度常勤として雇用されるということが目安なのかなというふうに理解をしていますけれども、それに基づいて適用をしていくというような考えでおります。ただ、今までは１年たたないと取れないということになっていたのですが、それはある程度長期的に１年６か月後も勤務をするだとか、そういっためどの立つというのはちょっと適当ではないかもしれませんが、そういうような雇用契約、雇用形態になっている方については会計年度職員であっても対象としていくと、それが現段階での考え方でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

については原案のとおり可決されました。

これより休憩いたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 9 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 11 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） これ国保の被保険者傷病手当金の支給の関係だと思うのですが、これの支給の実績といいますか、実態どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

この件につきましては、今ご質問あったとおり国保被保険者の傷病手当に係るものでありまして、実績なのですけれども、町内でも感染者確認されておりますが、そのうち国保の被保険者は 4 世帯で 9 名おりますが、その中で今申請を受けている方はいらっしゃいません。ただ、一部事業所のほうから問合せがありまして、説明をさせてもらって申請書類をお渡ししているのは 1 件あるのですけれども、実際まだ申請が上がってきているという実績はございません。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 12 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 国保税、保険料の均等割ですよ。その未就学児童に関わることにについて全世帯を対象に 5 割を公費で負担とするということで、国が 2 分の 1、道、町が 4 分の 1 ということでありますけれども、要は 4 分の 1 になりますけれども、町の負担がどのぐらいの規模になるのかという確認でして、この均等割については現行でも現制度の中でも所得に関わり軽減があると思うのですけれども、7 割、5 割、2 割負担でしたか、その方たちも当然対象になると思いますし、その辺全部合算しまして町の新たな負担というのはどのぐらいの規模なのか、この確認でした。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃられたとおり、これは国保の未就学児童に係る均等割を半分にすると、2 分の 1 軽減というものであります。これの対象になる被保険者数なのですから、今の試算で 20 名いらっしゃいます。それで、金額、現時点の試算なのですから、全体で 19 万円、先ほど議員おっしゃったように国が 2 分の 1、道、町 4 分の 1 ずつですので、町の負担としましては大体 4 万 7,000 円程度というふうに今のところ試算をしております。

それとあと、先ほど軽減の話が出ましたが、議員おっしゃるとおり例えば 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減ありますが、に關しまして軽減された後の金額の 2 分の 1 をさらに軽減するということになっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、議案第 13 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 4 ページ。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 民生費、障害者自立支援費で今回 1,300 万円の補正で、財源負担についてはそれぞれ 2 分の 1、4 分の 1 で理解できますけれども、当初予算で 1 億 7,099 万 7,000 円、今回 1,300 万、その補正理由がコロナ禍によるものかということで先日議案説明がありました。それで、利用者の日数の増だとか、転入による利用者の増加という説明でしたけれども、どの程度利用日数が増えたのか、また転入による利用者がどの程度増えてこの 1,300 万になったのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

障害福祉サービスの中で増加になった原因ということで、まずコロナ禍による増加というものがありまして、これはいろんなサービスがある中で施設入所支援というサービスがございます。いろんな障害者施設に入所されている方、今現在 15 名ほど利用されているのですが、そのサービスなのですが、コロナ前ですと利用者さんが例えばお正月ですとかお盆とかのときに帰省されることが多かったのですが、コロナになり、緊急事態が出てからはそういうこともできなくなって、その分従来から見たら利用が増えているというような状況になっております。具体的な日数でいいますと、かつてというか、コロナ前のときは月 30 日のうち大体 2 日ぐらい要するに帰省、あくまでも平均なのですが、それが今ではもうないので、30 日なら 30 日いっぱい利用されるということで、1 人当たり平均で月 2 日なので、年間だと 24 日ですか、その分増えているという形になっておりまして、それを金額にすると大体

330 万円程度増えているということになります。

それと、施設入所支援はそれだけではなくて、入っているときにいろいろな生活支援を受けているのです。食事の介護ですとか、排せつの介護ですとか、そういったものも合わせて増加になるということもありまして、生活介護なのですが、これもやっぱり 310 万円ぐらい増えているということになっております。

あと、そのほかに転入の話がありました。令和 3 年度の当初では、障害サービス使っている方全部で 59 名いらっしゃったのですけれども、今現在は 64 名になっております。当初から見て 5 名ほど増えております。多くは、転入といいますか、町内にある就労支援サービスというのがあって、就労サービス、一般の就労に近い形で支援されたり、訓練したりするサービスなのですけれども、町外から利用されている方が壮警町内に住んで利用されるということがありまして、町外から通っている分には町外の支援ということになるのですけれども、一旦壮警町に、例えば公営住宅ですとか民間の住宅に入居されますと、そこから壮警町ということになりまして、その分経費がかさんでいるということになりまして、この就労サービスの増えている金額が大体 940 万円程度ですか、これがやっぱり増加の大きな要因かなというふうに見ております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 私も確認でありますけれども、ほぼ了解したのですけれども、議案説明にもございましたけれども、障害者自立支援費の中で障害者自立支援給付費の中の介護給付と訓練等給付費扶助費になっているわけなのですけれども、それぞれメニューがありますが、今施設入所の話がありました。就労支援の話もありましたけれども、具体的に介護給付と訓練給付、そのサービスのメニュー、何をどれだけ使っているかというのは把握されていらっしゃいますでしょうか。それが分かれば、概略で結構なのですけれども、お知らせいただければと思ったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

介護、訓練サービス給付の内訳なのですけれども、あくまでも令和 3 年度、今年度の見込みということでまだ決定でない、見込みなのですけれども、まず先ほど言いました施設入所の支援で年間約 2,580 万円、それとそれに合わせた生活介護で 4,675 万円、あと居宅介護、在宅でサービスを受けている介護なのですけれども、居宅介護で 320 万円、あとグループホーム、町内に結構グループホームあるのですけれども、グループホームで 3,250 万円、あとは先ほどの就労支援、就労支援は就労継続支援 A 型と B 型がありまして、まず A 型というのが 3,243 万円、就労継続支援の B 型というのが 1,880 万円、A 型につきましてはある程度一般就労に近い雇用契約結んで行う支援になっていまして、B 型はそれがちょっと難しい方に行うサービスなのですけれども、

そういったことになっております。そのほか、計画相談支援といいまして計画をつくる支援もあるのでございますけれども、計画相談支援で 380 万円、それで合計で約 1 億 7,000 万円となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 質問しづらいことを確認したいと思ったのですけれども、今同僚議員からも質問ございましたけれども、年度当初プラスして 1 億 7,000 万でしたか、年度当初から 1 億 7,000 万の当初予算でしたでしょうか、この扶助費というか、障害者自立支援の中の介護給付、訓練等給付費というのが毎年着実に伸びているということで、平成 30 年で 1 億 4,000 万が令和 2 年で 1 億 6,000 万の令和 3 年 1 億 7,000 万で、先ほど出ておりましたけれども、答弁の中で年間にわたって 5 名転入の方が増えてということで、それぞれの事情があるのでしょうかけれども、その前は他市町から就労支援目的で利用していた方が住所地をこちらに移して、そこで生活されていると。これは、ご承知のように住所地になりますと生涯にわたって住所地特例ということで、この方に関わる医療費を含めて町の負担も継続していくということになっているわけなのですが、そういったことを表で話題としてやることがいかなものかということをおえて承知でしますけれども、このような小さい規模の町で財政規模も厳しいという話をしている中でこのように支出が続くことというのはやっぱり大きいわけですが、当然縁があって転入につながるのでしょうかけれども、そういったときの相談とか、そういった居住場所の確保みたいなを含めた事業所さん、ご本人さん、あるいは町との相談なんていうのは事前にあるのですか。その辺のことが答えられる範囲であればと思ったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

いろんな事業所さんですとか、そういったところから相談があったりもすることもありますし、あとはどこに入るかということで町の住宅係ですとか、そういうところとも調整したりとか、そういうような相談を受けたり、そういうこともあったりはしますが、こういう状況にはなっていますという状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4 ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 5 ページ。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 5 ページ、消防費の確認でしたけれども、実績に応じた減額、751 万 5,000 円の減額補正がされてありますが、説明はいただいたのですけれども、それで本部負担経費と支署経費のその辺の内訳があればこの確認、分かればお伺いし

たかったのですけれども、コロナ禍で当初は支署経費で消防操法訓練の大会の年でしたか、その経費も加算されていたというのもあったし、たしか本部で通信指令システムの改修というのですか、入替えというのですか、それがあったと思いますけれども、その辺の費用の動きなのかと思えますけれども、その本部経費と支署経費の内訳が分かればお伺いしたかったのですけれども、いかがですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

正確な数字ではございませんけれども、この 750 万のうちに壮警消防団分として 210 万ほど含まれておりまして、これが先ほどご質問のあった操法訓練等が令和 2 年度ですけれども、去年行われなくなって、それが執行残になって今年度の予備費に組まれて今回精算すると、そういう流れになるのですけれども、そこが今年はちょっと多いところなのかなというふうに思います。あと、全体としては、繰り越した昨年の執行残というのが大体 8,000 万ぐらいあるのですが、多くは給与費が 3,000 万ほど占めていて、それらが繰り越されて相応分が壮警町にも返金というか、戻入されることになるのですが、ちょっとその詳細までは、申し訳ございません、給与費のうちの幾らが壮警町分かというところまでは確認をしておりませんので、ご了承いただければと思います。概要としては、以上のような形でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 6 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 7 ページ。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 教育費の国際交流費、当然事業がコロナ関係でできなかったもので、減額は致し方ないと思えますけれども、一番上の外国語教育推進事業、これは英語指導助手に来ていただいて日常の教育活動の中でいろいろと指導に当たっていただくのがこの制度ですけれども、できなかったことによる何かこんなことで困ったとか、次年度はどうしようか、いろいろ悩んでいるのではないかと思いますけれども、この影響をどのように評価しているか、申し訳ありませんけれども、この点についてお話しいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

英語指導助手の外国語教育推進事業であります、議員おっしゃるとおりここ 2 年間 JET プログラムによる ALT、新型コロナウイルス感染症の影響で来日できておりません。

また、その影響はどのような影響があるかということでございますが、教育委員会といたしましては生の英語、ネイティブな英語というのですか、それによる教育効果は高いものというふうに見ております。一方で、道教委の支援を受けながら指導工夫改善加配といった英語の加配も中学校においてつけておりますし、さらにこの加配によって小中一貫教育の一つですけれども、英語授業の教育力向上ということで小学校への乗り入れ授業ですとか行っております。また、昨年９月までですけれども、学習指導員として近隣にいる外国の方を雇って少しでも生の英語に触れてもらうというような取組をしております。小学校におきましても外国語活動ですとか、それから５、６年生で外国語といった教科がある中でこの外国語教育、英語教育ですね、その取組をより一層強化して、最後にはフィンランド国派遣事業に結びつけていくような取組ができればいいなというふうに考えておりまして推進をしているところでございますが、この２年間ＡＬＴが招聘できていないという部分では今言ったような学習指導員ですとか、英語の加配を使ってなるべくそういった影響を最小限にとどめているという部分でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般８ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般１ページ。

２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 確認といたしますか、地方交付税に関してなのですが、当初予算が１７億規模で、令和２年も平成３１年も同程度の規模の予算で、決算額も同様の数字だったと思うのですが、今回普通交付税で２億５２４万８、０００円の増額補正ということでございますけれども、この要因というのはどのようなのでしょうか。地方財政計画云々の話、これは新年度に関してあるのでしょうかけれども、やっぱりコロナの影響があるのでしょうか、要因が分かればお伺いしたかったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今回普通交付税の関係ですが、令和３年度当初予算で普通交付税は１４億４、２００万円を計上させていただいております。この算定につきましては令和２年度の交付実績を考慮した部分、それから令和３年度の地方財政計画における国の交付税の予算額、それからあとは交付税措置されている過疎債ですとか臨時財政対策債の償還額が減少することなどなど、そういった要因、それから国勢調査人口が令和２年度の人口を使うということで令和３年度からは若干減少になるのではないかとということを加味しまして令和３年度の普通交付税額を算出しまして、大体１５億弱ぐらいで見えておまして、そこから突発的な事案に対応するために留保分を５、０００万円ほど考

慮しまして実際の予算計上は14億4,200万という計上しておりました。今回ですが、当初見込んでいた想定と違った部分が各費目において、例えばですけれども、消防費ですとか社会福祉費、地域振興費などにおいて算定するときに掛け合わせる係数ですとか、単位費用という単価の部分が大きく増額されていたことによって当初見込んでいた額よりも大体8,000万ぐらい多く計算されているという部分、それから令和3年度と令和4年度の措置、その2年間だけの措置なのですけれども、地域デジタル社会推進費という部分で当町には5,300万円ほど措置されたということ、これは地方財政計画の中で措置されることは分かっていたのですけれども、幾らぐらい当町に来るかということは見込めていなかったもので、この辺で増えているということが大きな増額の要因で、実際には7月の交付の算定で16億4,800万円ということで予算に対して2億円ほど多かったと。さらに、今年度につきましては、12月に追加交付というのがありまして、これにつきましては令和3年度の国税の税収が増加したということが要因で追加で交付されておりまして、その金額が6,700万ほど追加交付されております。そういったことがありまして、今回普通交付税が予算額に対して大きく増額したというところでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼ了解いたしました。令和3年、4年と地域デジタル社会推進ということで増額5,000万、それから国税増収による分配なのでしょうか、分配機能として6,700万、分かりましたけれども、費目によって、消防とか社会福祉を例に挙げておりましたけれども、その単価というのが上がるという意味合いがよく分からないのですけれども、前の年もその前の年も同じような計算をされていたのではないかと思いますけれども、国における算出単価がアップしたということで、今後はこの部分は継続して上がっていくという期待持っていていいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

個別の項目における係数ですとか単価につきましては、その年々によって国のほうで示される単価でございますので、今後増減するかどうかについては分かりませんが、令和3年度はそういったところで増額されているということでございます。以上です。

○議長（長内伸一君） 1ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般2ページ。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 17の寄附金、一般寄附金のことですけれども、今回3,410万円の寄附金があって、このうちの大きなのは3,000万円、先ほどお話ありまして、それが分かるのですけれども、この経済の不況下の中でご芳志いただいている方に、皆

さんにお名前を公表することはできないのかなと、そんなこと考えるのですが、これはどうなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

寄附された企業につきましては、企業名の公表については了解を得ておりますので、今後広報なりホームページなりで公表できるのかなと思っております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。昨年もこのような400万という金額あったのではないかと思いますけれども、そういう篤志寄附と申しますか、そのような方々に対して町は何らかの形で、ふるさと納税ではありませんけれども、何らかの形、例えば感謝状を差し上げるだとか、そういうものもあっていいのではないかなということ考えます。現在の壮瞥町の表彰条例に寄附金の寄附者に対しての感謝状贈呈の規定はありません。できれば、第2回定例会に壮瞥町表彰条例の改正などを考えて提案していただきたいなと考えるのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現行の表彰条例及び規則には、それぞれ感謝状の授与といひましようか、それに関して規定を設けております。条例上は、認めたそのような方に、町行政に寄与した方に感謝状等を授与すると、そこまでです。規則のほうでは、同じような文言で町行政に顕著な協力があつた方、それからもう一つは永年在住表彰、本町内に50年以上居住されている方という、その2つの規定があります。これまでは、それに基づいて永年在住は例年11月に表彰して感謝状を渡して、それからそれ以外の一般的な様々なボランティア行為であつたり、あるいは金品の寄附であつたり、そういったものについてはある程度一つのめどを立てて対応してきたというのが現状でございます。当然感謝状の授与というものを行ってきたことも事実でございます。中には、感謝状を辞退される方、そういうのは結構ですという方もいるので、それについては授与していないと、そんなような対応してまいりました。

それを踏まえて、今回議員のほうから条例改正してはということでご提案をいただきましたけれども、確かに近隣の町を見ますと、例えば金品に関しては一定の金額を、多いのは10万円ぐらいのようですが、そういったルールを設けて運用しているところもございますので、一つのやり方として当町においてもそれはありなのかなというふうに今お話を聞いておりました。ただ、条例に規定すべきか否かというところは、検討の余地があるかなというふうに思いますので、場合によっては規則であつたり、あるいは要綱であつたり、そういうものを別に定めてやっていく方法も一つだと思いますので、必ずしも定例会に提案するかどうかというのは分かりませんが、ただ運用

上のような形が望ましいのかというのは内部でまずは検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 考え方は理解しますけれども、例えば私はこれ発言するに当たって管内の状況を調べてみました。豊浦は、貢献表彰という形で篤志貢献賞、公益のために私財を寄附した者、むかわ町は善行表彰という形で同じように私財の寄附、洞爺湖町、白老町も同じような形で条例にうたっております。それで、私が今改正が必要でないかと言った根拠にもう一つあるのです。それは、条例内容の見直しです。これ昭和40年代の後半まで続いたのでないかと思えますけれども、壮瞥に納税貯蓄組合報奨金条例というのがあったのです。そして、それに基づいて納税の推進に貢献した者が表彰の対象の中にたしか6番目でなかったかと思えますけれども、ちょっと番号、順番は違うかもしれませんが、その中に納税の推進に貢献した者という項目があるのです。そのようなことも今回整理しながら提案していただけたらなというような淡い希望を持ったものですから、発言させていただきましたけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

いろいろな情報をいただいたことにまず感謝を申し上げますが、例えば先ほど話題に出てきたような企業版ふるさと納税であったりとか、新しい寄附の在り方、地域貢献の在り方というのが多分今出てきているように思います。したがって、これまでの経過と、それから今の状況と、それらもひっくるめて寄附があったものに対してどう町が対応するのかというその基準、先ほど申し上げたとおりまずは検討の余地があるのかなというふうに考えますので、いただいたご意見をまずお預かりをさせていただいて内部でできるだけ早めに検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 財調基金の繰入金が3,549万6,000円減額補正となっております。結果、まだ最終決算ではございませんけれども、予算上はゼロになったということによろしいですね、財調の繰入金。これは、何年ぶりか分かりませんが、先ほど質問したように地方交付税の予期しないと言ったら怒られますが、2億円の増というのはかなり効いているのかとも思いますが、先ほど歳出のほうで説明ございましたというか、歳出のほうでありましたけれども、財政調整基金、これについても9,200万の補正、追加で基金積立てされております。昨年9月の決算、令和2年度の決算で八千何百万、8,700万

でしたか、が積立てですから、足せば1億8,000万の規模で財調の積立てがなつたと。それで、公共施設の整備のほうにも1億円ですから、公共施設整備のほうはたしか基金残高3億円でなかったでしょうか、これで4億。財政調整基金のほうは、正確なところ分かりませんが、4億くらいの規模だったので、これで5億七、八千万になるというようなところで、ちょっと違うかもしれませんが、いずれにしても喜ばしいことだなと思いますが、その要因が先ほど説明いただいた2億円の地方交付税の期待と予期せぬことも含めた増額だけのものなのか、やはり積み重ねた歳出削減努力、財政運営の努力の分も貢献しているのか、この辺の見解お伺いしたかったと、こういうことです。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

基金につきましては、今議員おっしゃったとおり財政調整基金の繰入れがゼロになること、それから積立て分があること、それから前年度からの繰越金もありますので、財政調整基金も増えますし、公共施設等整備基金も3億円から1億円増えることになると思いますけれども、今後特別交付税の額が確定したりですとか、あとはもろもろ事業の整理をしたときに3月末での補正予算、専決処分をさせていただくことになると思いますので、そこで支出のほうが多かった場合、財政調整基金の繰入金で歳入のほうを見て調整させてもらうことになると思いますので、その辺が今後出てくると思いますので、今現在の金額よりは若干財政調整基金の積立ては減るのかなというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第2表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第3表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第4表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 14 号 令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（長内伸一君） 日程第 14、議案第 15 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 1 点の確認でありましたが、歳出のほうで建設改良費で電気機械計装設備更新工事、当初予算 8,200 万でしたか、それで計上されておりまして、途中 12 月でしたか、追加補正 330 万がございまして、今回全体の整理で 810 万 7,000

円の減額補正と、最終的に 7,719 万 8,000 円の額ということの整理がされておりますけれども、すみません、確認でございましたけれども、その工事の内容について、それからプラス補正があって次に減額というようなことですが、その辺の経緯、経過等について伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

電気機械計装設備更新工事につきましては、まず補正したものにつきましては滝之町の第 1 浄水場の取水ポンプが故障したことに伴い更新したもので、緊急性があったので、補正させていただいたものがまず 1 点と、当初より計上しておりました電気機械計装設備につきましては滝之町第 2 浄水場の動力と計装設備、テレメーター盤の更新、それと仲洞爺第 1 浄水場の動力、計装、テレメーター盤の更新と自家発電機の更新をするものでございます。それで、当初予算計上したときには概略で想定した金額で工事請負費は計上させていただいたのですけれども、同年にこの工事に係る実施設計委託業務を発注しまして、その中で設計の精査と経済設計に努めた実施設計結果になりましたので、当初見込んでいた工事請負費よりも安くなったことと併せて入札執行に伴う減額がございましたので、それでこの 810 万 7,000 円の減額になったということでございますので、お金があったのに補正したとかというわけではなくて、それぞれ別な工事と緊急性があって追加したものがございましたので、このような金額になっているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（長内伸一君） 日程第 15、議案第 16 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特

別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 令和３年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号ないし議案第 22 号

○議長（長内伸一君） 日程第 16、議案第 17 号 令和４年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 17、議案第 18 号 令和４年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 18、議案第 19 号 令和４年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 19、議案第 20 号 令和４年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 20、議案第 21 号 令和４年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 21、議案第 22 号 令和４年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号から 22 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に真鍋盛男君、副委員長に毛利爾君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に真鍋盛男君、副委員長に毛利爾君を選任することに決しました。

◎意見案第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 22、意見案第 1 号 令和 4 年度の米政策に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 意見案第 1 号 令和 4 年度の米政策に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

現在、令和 4 年度農林水産予算に係る米政策については、主食用米の需給安定に向け、相当程度の作付転換が予定されております。

しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。

つきましては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、次のとおり要請するものであります。

政府においては、現在、令和 4 年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

北海道の各地域は、昭和 40 年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や気候に合った作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてまいりました。

今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画

や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪畜経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりがねません。

また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がり、安定的な食料供給をも脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し、十分に、かつ、慎重な検討を行うよう要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 令和4年度の米政策に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により3月15日から17日までの3日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、3月15日から17日までの3日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月18日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
(午後 0時06分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和4年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和4年3月18日（金曜日） 午後 2時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第17号 令和4年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第18号 令和4年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第19号 令和4年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第20号 令和4年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第21号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第22号 令和4年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第23号ないし議案第26号について
- 日程第 9 決議案第1号 「ロシアによるウクライナ侵攻について」の決議
- 日程第10 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（８名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忖君	4番	加藤正志君
6番	真鍋盛男君	7番	毛利爾君
8番	森太郎君	9番	長内伸一君

○欠席議員（１名）

5番 山本勲君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君

会計管理者兼

小野寺寿勝君

税務会計課長

総務課長（兼）

庵匡君

企画財政課長

上名正樹君

企画財政課参事

市田喜芳君

住民福祉課長

阿部正一君

産業振興課長

木下薫君

商工観光課長

三松靖志君

建設課長

澤井智明君

生涯学習課長

河野圭君

選管書記長（兼）

庵匡君

農委事務局長

齋藤誠士君

監委事務局長（兼）

小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小林一也君

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
6番 真鍋盛男君 7番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎議案第17号ないし議案第22号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第17号 令和4年度壮瞥町一般会計予算について、日程第3、議案第18号 令和4年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第19号 令和4年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第20号 令和4年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第21号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第7、議案第22号 令和4年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第17号から議案第22号までの6件については、3月14日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、真鍋盛男君。

○予算審査特別委員会委員長（真鍋盛男君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和4年3月14日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第17号から第22号までの令和4年度各会計予算について3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第17号 令和4年度壮瞥町一般会計予算について、以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第17号から第22号までを審査するため、予算審

査特別委員会を令和４年３月１６日から１８日までの３日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和４年３月１４日開催の第１回定例会において本特別委員会に付託されました議案第１７号から第２２号までの令和４年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、真鍋盛男。

以上、報告を終わります。

○議長（長内伸一君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第１７号から議案第２２号までの６件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１７号から議案第２２号までの６件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１７号から議案第２２号までの６件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時３４分

再開 午後 ３時１５分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（長内伸一君） お諮りします。

ただいま町長から議案第 23 号ないし議案第 26 号が提出されました。また、森太郎君から決議案第 1 号が提出されました。これらを日程に追加し、日程第 8、各委員会の所管事務調査についてを日程第 10 とし、議案第 23 号ないし議案第 26 号についてを日程第 8 とし、決議案第 1 号を日程第 9 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

日程第 8 を日程第 10 とし、議案第 23 号ないし議案第 26 号についてを日程第 8 とし、決議案第 1 号を日程第 9 として議題とすることに決定しました。

◎議案第 23 号ないし議案第 26 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 23 号ないし議案第 26 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和 4 年第 1 回定例会に追加提出いたします議件は、議案第 23 号から議案第 26 号までの合計 4 件であります。

その内容についてご説明いたします。

77 ページになります。議案第 23 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 4 年度税制改正の大綱に基づいて令和 4 年 2 月 18 日付で国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことなどに伴い、壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

78 ページになります。条例の改正内容であります。第 2 条第 2 項では国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の 63 万円から 65 万円に改めるものであります。

また、第 3 項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の 19 万円から 20 万円に改めるものであります。

次に、第 21 条は、国民健康保険税の軽減措置に関わる規定になりますが、基礎課税額については減額して得た額の課税限度額を現行の 63 万円から 65 万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等課税額については減額して得た額の課税限度額を現行の 19 万円から 20 万円に改めるものであります。

また、同条第 1 号から第 3 号では、国民健康保険税の軽減措置に関わる基礎控除額について、それぞれ現行の 33 万円から 43 万円に改めるとともに、給与所得者等を含む世帯は基礎控除額の改正によって従前の軽減区分の適用に影響がないよう、改正後

の基礎控除額 43 万円に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額を加算した金額とする改正をするものであります。

さらに、附則第 2 項では、条文の整理として字句の削除と追加を行うとともに、公的年金等の収入金額を現行の 110 万円から 125 万円に改めるものであります。

附則では、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、第 21 条第 1 号から第 3 号まで及び附則第 2 項の改正規定並びに第 3 項の規定は公布の日から施行し、令和 3 年 1 月 1 日から適用することとしております。

また、79 ページにかけてになりますが、第 2 項では経過措置として、この条例による改正後の壮瞥町国民健康保険税条例第 2 条第 2 項及び同条第 3 項の規定並びに第 21 条の課税限度額に係る規定については令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとしております。

さらに、第 3 項では、この条例による改正後の壮瞥町国民健康保険税条例第 21 条第 1 号から第 3 号まで及び附則第 2 項の軽減措置に係る規定については令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分まではなお従前の例によることとしております。

80 ページになります。議案第 24 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 1 号)について。

令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 40 億 500 万円に歳入歳出それぞれ 5,171 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 5,671 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。84 ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 400 万円の追加となります。指定寄附金をいただいて地域振興基金に積立てしていた財源を活用するものであります。公共施設管理事業の公共施設指定管理者委託料として仲洞爺野営場の駐車場の区画整理業務に要する経費を計上するものであります。

85 ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 192 万 3,000 円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、初めに消耗品費で 61 万 4,000 円の計上となります。その内訳になりますが、感染症対策をさらに徹底するため、そうべつ情報館用のアクリルパーティションやアルコール消毒液、保育所用のアルコール消毒液や殺菌消毒剤、ペーパータオルなどを購入するものであります。次に、機械器具費で 10 万 9,000 円の計上となります。保育所や児童クラブ用の非接触型体温計を 3 台購入するものであります。次に、衛生資材等購入費補助金で 120 万円の計上となります。町内

の医療機関や老人介護施設等の衛生資材等の購入費を補助するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 4,286 万 9,000 円の追加となります。初めに、公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で 550 万円の計上となりますが、指定管理者施設の感染拡大防止対策の充実と円滑な運営管理体制の維持を図るため、指定管理者 3 事業者に対して 1 施設当たり 10 万円の感染拡大防止対策費と売上げ減少等に対する支援金を措置するものであります。次に、商工業振興緊急対策事業になりますが、壮瞥町起業化促進補助金で 200 万円の計上となります。新規事業に取り組む事業者や新たに町内で起業する事業者に対して、事業費の 2 分の 1 以内で補助するものであります。

次に、地域経済活性化事業になりますが、感染症の影響が長期化し、観光や飲食、宿泊業等の地域経済に深刻な状況が続いていることから、地域経済の活性化と消費低迷を改善するため、プレミアム付商品券事業補助金とビジット昭和新山キャンペーン事業補助金を計上するものであります。初めに、プレミアム付商品券事業補助金についてであります。この事業につきましては壮瞥町商工会を事業実施主体として町から補助金を交付して実施することとしております。その事業内容についてであります。町民向けとして 1 セット 5,000 円で 1 万円分利用できるプレミアム付商品券を 1,300 セット販売することとしており、この商品券の使途としては町内の飲食、観光、商店用で 5,000 円分と農産物用で 5,000 円分を利用できることとしています。また、西胆振地域の住民向けとしては 1 セット 5,000 円で 7,500 円分利用できるプレミアム付商品券を 2,000 セット販売することとしており、この商品券の使途としては町内の飲食、観光、商店用で 4,000 円分と農産物用で 3,500 円分を利用できることとしています。なお、プレミアム付商品券事業補助金全体では、事務的経費と合わせて 1,350 万円を計上するものであります。次に、ビジット昭和新山キャンペーン事業補助金についてであります。この事業につきましては特に深刻な影響を受けている昭和新山地区の活性化に向けて、そうべつ観光協会を事業実施主体として町から補助金を交付して実施することとしています。その事業内容についてであります。昭和新山駐車場利用者に対し地域限定で飲食や土産購入等に利用できるプレミアム付商品券を配付することによって駐車場の利用料を実質無料化し、誘客と消費の喚起を促進するもので、事務的経費と合わせて 1,200 万円を計上するものであります。なお、地域経済活性化事業の円滑な実施に資するため、商品券や普及啓発資材の印刷製本費 140 万円と広告料 30 万円を計上しており、地域経済活性化事業全体では 2,720 万円を計上するものであります。

次に、簡易水道事業特別会計繰出金で 540 万円の計上となります。感染症の影響を受けている町内観光等事業者を対象に水道使用料を免除するため、計上するものであります。次に、集落排水事業特別会計繰出金では、水道使用料と同様の目的で下水道使用料を免除するため、集落排水事業繰出分で 12 万円、管理型浄化槽事業繰出分で

42 万円を計上するものであります。次に、緊急雇用対策事業になりますが、感染症の影響が長期化する中、離職等により就労機会を失った住民等を町が一時的に雇用することで就労機会を確保し、生活の安定を図るとともに、住民に対するきめ細やかな行政サービスを提供するため、会計年度任用職員 4 名分の報酬 199 万円及び通勤手当になりますが、費用弁償 23 万 9,000 円を計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症教育対策費で 291 万 8,000 円の追加となります。生涯学習推進事業になりますが、コロナ禍において町民が行う生涯学習活動の停滞を招くことなく、地域交流センター等で開催する事業等を円滑に実施するため、参加者間の十分な距離を確保する上で必要となる会議用テーブル 40 台を購入するものであります。

84 ページになりますが、歳入では、国庫支出金、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 3,951 万 7,000 円の追加となります。

繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金で 400 万円の追加となります。公共施設指定管理者委託料に充当するものであります。

財政調整基金繰入金で 819 万 3,000 円の追加となります。

86 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

81 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

88 ページになります。議案第 25 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。92 ページになります。総務費、総務管理費、維持費では財源の変更で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内観光等事業者の水道使用料の免除に伴う財源の整理になります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、使用料で 540 万円の減額となります。水道使用料現年分になりますが、感染症の影響に伴う水道使用料の免除によるものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 540 万円の追加となります。感染症の影響に伴う水道使用料の免除によるものであります。

89 ページの第 1 表、歳入予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

93 ページになります。議案第 26 号 令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和４年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第１表 歳入予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。97 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費では財源の変更で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内観光等事業者の下水道使用料の免除に伴う財源の整理になります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費では財源の変更で、感染症の影響を受けている町内観光等事業者の浄化槽使用料の免除に伴う財源の整理であります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 12 万円の減額となります。下水道使用料現年分になりますが、感染症の影響に伴う下水道使用料の免除によるものであります。

浄化槽使用料で 42 万円の減額となります。浄化槽使用料現年分になりますが、感染症の影響に伴う浄化槽使用料の免除によるものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 54 万円の追加となります。感染症の影響に伴う下水道使用料及び浄化槽使用料の免除によるものであります。

94 ページの第１表、歳入予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第８のうち、議案第 23 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 24 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 2 ページ。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 地域経済活性化事業の関係でプレミアム付商品券、それとあとビジット昭和新山商品券ですけれども、これの販売予定時期と商品券の使用時期についてお知らせいただければと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

プレミアム付商品券につきましては、6 月から 10 月を予定しております。また、関係団体と調整しながらでございますが、ちょうど果物の出回る時期にという声が去年もあったものですから、その時期を想定しているものでございます。

また、ビジット昭和新山キャンペーンにつきましては、現在のところ 6 月から 11 月のいずれかというところで調整を観光協会とする予定でございまして、この後 G o T o トラベルないしは北海道のどうみん割が恐らく復活してくるであろうと、その辺りの時期がまだはっきりしていないという部分もありまして、それとの連動ないしは閑散期にやるのか、これから調整しますが、いずれにしましてもより効果が高い時期で実施したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 25 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 26 号 令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
については原案のとおり可決されました。

◎決議案第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、決議案第 1 号 「ロシアによるウクライナ侵攻について」の決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 決議案第 1 号 「ロシアによるウクライナ侵攻について」の決議の提案理由の説明を申し上げます。

本年 2 月 24 日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を行い、さらに核兵器使用について言及し、国際社会を挑発しております。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、被爆国である日本国民として、また、ロシアと国境を接する北海道民としても断じて容認できないものであります。

よって、壮瞥町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるものであり、また、政府においては、邦人の確実な安全確保及び事態の解決に向けて万全を尽くしていただくことを要望するため、決議案を提案するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより決議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、決議案第 1 号 「ロシアによるウクライナ侵攻について」の決議は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第 10、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 4 年壮瞥町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

（午後 3 時 43 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員